昭和三十二年建設省令第十二号

宅地建物取引業法施行規則

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四条第一項、同条第二項、第八条の二第一項、第十二条の五第二項及び第十九条の規定に基き、並びに同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則を次のように定める。

（免許申請書の様式）

第一条　宅地建物取引業法（以下「法」という。）第四条第一項に規定する免許申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

（添付書類）

第一条の二　法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「免許申請者」という。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二　法人である場合においては、相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

三　事務所を使用する権原に関する書面

四　事務所付近の地図及び事務所の写真

五　免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六　法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七　個人である場合においては、資産に関する調書

八　宅地建物取引業に従事する者の名簿

九　法人である場合においては法人税、個人である場合においては所得税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十　法人である場合においては、登記事項証明書

十一　個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3　国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4　法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（免許申請手数料の納付方法）

第一条の三　法第三条第六項に規定する手数料は、法第四条第一項の規定による免許申請書に収入印紙を貼つて納付するものとする。

（提出すべき書類の部数）

第二条　法第三条第一項の規定により国土交通大臣の免許を受けようとする者が法第四条の規定により提出すべき免許申請書及びその添付書類の部数は、正本一通及びその写し一通とする。ただし、免許申請書の添付書類のうち、第一条の二第一項第四号に規定する事務所付近の地図及び事務所の写真は、写しには添付することを要しないものとする。

2　法第三条第一項の規定により都道府県知事の免許を受けようとする者が法第四条の規定により提出すべき免許申請書及びその添附書類の部数は、当該都道府県知事の定めるところによる。

（免許の更新の申請期間）

第三条　法第三条第三項の規定により同項の免許の更新を受けようとする者は、免許の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に免許申請書を提出しなければならない。

（心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者）

第三条の二　法第五条第一項第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許証の様式）

第四条　法第六条の規定により交付しなければならない免許証の様式は、別記様式第三号によるものとする。

（免許証の書換え交付の申請）

第四条の二　宅地建物取引業者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、その免許証を添え、法第九条の規定による変更の届出と併せて、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2　前項の規定による書換え交付の申請は、別記様式第三号の二による宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書により行うものとする。

（免許証の再交付の申請）

第四条の三　宅地建物取引業者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

2　免許証を汚損し、又は破損した宅地建物取引業者が前項の申請をする場合には、その汚損し、又は破損した免許証を添えてしなければならない。

3　第一項の規定による再交付の申請は、別記様式第三号の三による宅地建物取引業者免許証再交付申請書により行うものとする。

（返納）

第四条の四　宅地建物取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

一　法第七条第一項の規定により免許がその効力を失つたとき。

二　法第六十六条又は第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたとき。

三　亡失した免許証を発見したとき。

2　法第十一条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の免許を受けた者であるときは都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

（免許換えの通知）

第四条の五　宅地建物取引業者が法第三条第一項の免許を受けた後、法第七条第一項各号のいずれかに該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三条第一項の免許をしたときは、遅滞なく、その旨を、従前の免許をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知するものとする。

（名簿の登載事項）

第五条　法第八条第二項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容

二　宅地建物取引業以外の事業を行なつているときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五条の二　国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

（変更等の手続）

第五条の三　法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書により行うものとする。

2　法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の

二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3　第二条の規定は、法第九条の規定により変更の届出をする際の提出すべき書類の部数について準用する。

（名簿の訂正）

第五条の四　国土交通大臣又は都道府県知事は、法第九条の規定による届出があつたときは、宅地建物取引業者名簿につき、当該変更に係る事項を訂正しなければならない。

（廃業等の手続）

第五条の五　法第十一条第一項の規定による廃業等の届出は、別記様式第三号の五による廃業等届出書により行うものとする。

（名簿の消除）

第六条　国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、宅地建物取引業者名簿につき、当該宅地建物取引業者に係る部分を消除しなければならない。

一　法第三条第二項の有効期間が満了したとき。

二　法第七条第一項又は第十一条第二項の規定により免許がその効力を失つたとき。

三　法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定により届出があつたとき又は同項の規定による届出がなくて同項第一号若しくは第二号に該当する事実が判明したとき。

四　法第二十五条第七項、第六十六条又は第十七条第一項の規定により免許を取り消したとき。

五　法第七十七条の二第一項に規定する登録投資法人が投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百十七条の規定により同法第百八十七条の登録が抹消されたとき、又は当該登録投資法人の資産の運用を行う認可宅地建物取引業者（法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）に係る法第五十条の二第一項の認可が法第六十七条の二第一項若しくは第二項の規定により取り消され、若しくは同条第三項の規定によりその効力を失つたとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により宅地建物取引業者名簿を消除したときは、遅滞なく、その旨を、その消除に係る宅地建物取引業者であつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

（試験の基準）

第七条　法第十六条第一項の規定による試験（以下「試験」という。）は、宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

（試験の内容）

第八条　前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一　土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

二　土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

三　土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

四　宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

五　宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

六　宅地及び建物の価格の評定に関すること。

七　宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

（試験の方法）

第九条　試験は、筆記試験により行なう。

（試験の施行及び試験の期日等の公告）

第十条　試験は、毎年少なくとも一回行なう。

2　都道府県知事（法第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、指定試験機関。第十条の五第七号、第十一条第一項及び第十三条において同じ。）は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

3　指定試験機関が前項の公告を行うときは、法第十六条の二第一項の規定に基づき当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）を明示し、法第十六条の九第一項の試験事務規程に定める方法により行わなければならない。

（登録の申請）

第十条の二　法第十六条第三項の登録又は法第十七条の六第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別記様式第三号の六による申請書（第十条の四において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　申請に係る意思の決定を証する書類

ハ　役員の氏名及び略歴を記載した書類

二　個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類

三　法第十六条第三項の講習（以下「登録講習」という。）が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録講習科目」という。）について、同表の下欄に掲げる講師（以下「登録講習講師」という。）により行われるものであることを証する書類

四　法第十七条の三の講習業務（以下「登録講習業務」という。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五　登録等を受けようとする者が法第十七条の四各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　その他参考となる事項を記載した書類

2　国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第十条の三　法第十七条の五第二項第四号（法第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、法第十六条第三項の登録講習機関（以下「登録講習機関」という。）が法人である場合における役員の氏名とする。

（登録の更新の申請期間）

第十条の四　法第十七条の六第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

（登録講習業務の実施基準）

第十条の五　法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　宅地建物取引業に従事する者に対して、登録講習を行うこと。

二　登録講習を毎年一回以上行うこと。

三　登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね五十時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録講習の一部を通信の方法により行う場合はこの限りでない。

四　登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材（以下「登録講習教材」という。）を用いること。

五　登録講習講師は登録講習の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。

六　国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者（以下「登録講習修了者」という。）に対して、次に掲げる事項を通知すること。

イ　登録番号

ロ　登録講習修了試験に合格した年月日

ハ　修了番号

七　国土交通大臣の定めるところにより、都道府県知事に対して、次に掲げる事項を通知すること。

イ　登録講習修了者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）

ロ　登録講習修了者の生年月日

ハ　前号イからハまでに掲げる事項

八　不正な受講を防止するための措置を講じること。

九　登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。

十　登録講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（登録事項の変更の届出）

第十条の六　登録講習機関は、法第十七条の八の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（講習業務規程の記載事項）

第十条の七　法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録講習業務を行う時間及び休日に関する事項
二　登録講習業務を行う事務所及び講義実施場所に関する事項
三　登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
四　登録講習の受講の申請に関する事項
五　登録講習の実施方法に関する事項
六　登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
七　登録講習の内容及び時間に関する事項
八　登録講習教材に関する事項
九　登録講習修了試験の実施方法
十　第十条の五第六号の規定による通知に関する事項
十一　登録講習業務に関する秘密の保持に関する事項
十二　第十条の十一第三項の帳簿その他の登録講習業務に関する書類の管理に関する事項
十三　不正受講者の処分に関する事項
十四　その他登録講習業務の実施に関し必要な事項

（登録講習業務の休廃止の届出）

第十条の八　登録講習機関は、法第十七条の十の規定により登録講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録講習業務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三　休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十条の九　法第十七条の十一第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第十条の十　法第十七条の十一第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受信者の使用に係る電子情報処理組織とを電気通信回線で接続した電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三条の二十五において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（帳簿）

第十条の十一　法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録講習の実施期間
二　講義の実施場所
三　登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及び時間
四　受講者の氏名、生年月日及び住所
五　登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3　登録講習機関は、法第十七条の十五に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録講習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

（登録講習業務の実施結果の報告）

第十条の十二　登録講習機関は、登録講習業務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録講習の実施期間
二　講義の実施場所
三　受講申請者数
四　受講者数
五　登録講習修了者数

2　前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。

第十条の十三　削除

（試験の一部免除）

第十条の十四　登録講習修了者については、登録講習修了試験に合格した日から三年以内に行われる試験について、第八条に掲げる試験すべき事項のうち同条第一号及び第五号に掲げるものを免除する。

（合格の公告及び合格証書の交付）

第十一条　都道府県知事は、その行つた試験に合格した者の受験番号を公告し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。

2　指定試験機関が前項の公告を行うときは、第十条第三項の規定は公告の方法について準用する。

（宅地建物取引士資格試験合格者の名簿）

第十二条　都道府県知事は、宅地建物取引士資格試験合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

2　都道府県知事は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第十三条の十一第二項の合格者一覧表をもつて前項の名簿に代えることができる。

（国土交通大臣に対する報告）

第十三条　都道府県知事は、試験を終了したときは、国土交通大臣に対して当該試験の受験者数及び合格者数をすみやかに報告しなければならない。

（指定の申請等）

第十三条の二　法第十六条の二第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所
二　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　指定を受けようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　申請に係る意思の決定を証する書類
五　役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　組織及び運営に関する事項を記載した書類
七　試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
八　現に行つている業務の概要を記載した書類
九　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
十　法第十六条の七第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
十一　法第十六条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する役員の誓約書
十二　その他参考となる事項を記載した書類

3　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関		
名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
一般財団法人不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	昭和六十二年五月十一日

（名称等の変更の届出）

第十三条の三　指定試験機関は、法第十六条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

2　指定試験機関は、法第十六条の五第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を委任都道府県知事（試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事）に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第十三条の四　指定試験機関は、法第十六条の六第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
二　選任又は解任の理由
三　選任の場合にあつては、その者の略歴
2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十六条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（試験委員の要件）

第十三条の五　法第十六条の七第一項の国土交通省令で定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学、行政法学、租税法学、不動産鑑定理論、土木工学又は建築学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者その他これらの者に相当する知識及び経験を有する者
二　国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第八条各号に掲げる事項について専門的な知識を有するもの

（試験委員の選任又は解任の届出）

第十三条の六　指定試験機関は、法第十六条の七第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　試験委員の氏名
二　選任又は解任の理由
三　選任の場合にあつては、その者の略歴
2　前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任した試験委員が前条に規定する要件を備えていることを証明する書類の写しを添えなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第十三条の七　法第十六条の九第一項に規定する国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。
一　試験事務を行う時間及び休日に関する事項
二　試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
三　試験事務の実施の方法に関する事項
四　受験手数料の収納の方法に関する事項
五　試験委員の選任及び解任に関する事項
六　試験事務に関する秘密の保持に関する事項
七　試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
八　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の認可の申請）

第十三条の八　指定試験機関は、法第十六条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
2　指定試験機関は、法第十六条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
四　法第十六条の九第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要

（事業計画等の認可の申請）

第十三条の九　指定試験機関は、法第十六条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨及び同条第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
2　指定試験機関は、法第十六条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
四　法第十六条の十第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要

（帳簿）

第十三条の十　法第十六条の十一に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　委任都道府県知事
二　試験年月日
三　試験地
四　受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別
五　合格した者の氏名又は受験番号を公告した日（次条において「合格公告日」という。）
2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十六条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。
3　法第十六条の十一に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験事務の実施結果の報告）

第十三条の十一　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。
一　試験年月日
二　試験地
三　受験申込者数
四　受験者数
五　合格者数
六　合格公告日
2　前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

（試験事務の休廃止の許可）

第十三条の十二　指定試験機関は、法第十六条の十四第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三　休止又は廃止の理由

（試験事務の引継ぎ）

第十三条の十三　指定試験機関は、法第十六条の十八に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
二　試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
三　その他委任都道府県知事が必要と認める事項

（合格の取消し等の報告等）

第十三条の十四　指定試験機関は、法第十七条第二項の規定により同条第一項に規定する都道府県知事の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。
一　不正行為者の氏名、住所及び生年月日
二　不正行為に係る試験の年月日及び試験地
三　不正行為の事実
四　処分の内容及び年月日
五　その他参考事項
2　都道府県知事は、法第十七条第三項の規定による処分を行つたときは、遅滞なく、その旨を指定試験機関に通知するものとする。

（法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間）

第十三条の十五　法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

（法第十八条第一項の国土交通大臣が実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者）

第十三条の十六　法第十八条第一項の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めた者は、次のいずれかに該当する者とする。
一　宅地又は建物の取引に関する実務についての講習であつて、次条から第十三条の十九までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者
二　国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において宅地又は建物の取得又は処分の業務に従事した期間が通算して二年以上である者
三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者

（登録の申請）

第十三条の十七　前条第一号の登録は、登録実務講習の実施に関する事務（以下「登録実務講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。
2　前条第一号の登録を受けようとする者（以下「登録実務講習事務申請者」という。）は、別記

様式第三号の九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。次条第三号において同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　講師が第十三条の十九第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五　登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第十三条の十八　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十三条の十六第一号の登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第十三条の二十八の規定により第十三条の十六第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、登録実務講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第十三条の十九　国土交通大臣は、第十三条の十七の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第十三条の二十一第四号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二　講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ　宅地建物取引士として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する宅地建物取引士であつて、宅地及び建物の取引の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者

ロ　弁護士、不動産鑑定士又は税理士であつて宅地及び建物の取引に係る実務に関する知識を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2　第十三条の十六第一号の登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録実務講習を行う者（以下「登録実務講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録実務講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第十三条の二十　第十三条の十六第一号の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、前項の登録の更新を受けようとする者は、前項の登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

（登録実務講習事務の実施に係る義務）

第十三条の二十一　登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条の十九第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一　試験に合格した者で、第十三条の十五に定める期間以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。

二　登録実務講習を毎年一回以上行うこと。

三　講義、国土交通大臣の定める方法による演習及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。

四　講義及び演習の総時間数はおおむね五十時間とし、次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録実務講習を行うこと。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。

科目	内容	時間
一　宅地建物取引士制度に関する科目	イ　宅地建物取引士制度の概要 ロ　宅地建物取引士の役割及び義務	講義　一時間
二　宅地又は建物の取引実務に関する科目	イ　受付、物件調査及び価格査定の実務に関する事項 ロ　媒介契約に関する事項 ハ　宅地又は建物の取引に係る広告に関する事項 ニ　宅地又は建物の取引条件の交渉に関する事項 ホ　法第三十五条第一項及び第二項の書面の作成に関する事項 ヘ　宅地又は建物の取引に係る契約の締結に関する事項 ト　宅地又は建物の取引に係る契約の履行に関する事項 チ　宅地又は建物の取引に係る資金計画及び税務に関する事項 リ　紛争の防止に関する事項	講義　三十七時間
三　取引実務の演習に関する科目（業務の標準的手順の修得のための演習）	イ　取引の目的となる宅地又は建物の調査手法に関する事項 ロ　法第三十五条第一項及び第二項に規定する説明の実施に関する事項 ハ　宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成に関する事項	演習　十二時間

五　受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。

六　第四号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。

七　講師は、講義及び演習の内容に関する受講者の質問に対し、講義及び演習中に適切に応答すること。

八　登録実務講習修了試験は、講義及び演習の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が登録実務講習の内容全体について十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

九　登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

十　登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

十一　国土交通大臣の定めるところにより作成した基準（以下「修了認定基準」という。）によって登録実務講習の修了の認定がなされること。

十二　終了した登録実務講習の教材及び修了認定基準を公表すること。

十三　登録実務講習を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、別記様式第三号の十による修了証（以下単に「修了証」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第十三条の二十二　登録実務講習実施機関は、第十三条の十九第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録実務講習事務規程）

第十三条の二十三　登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録実務講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録実務講習事務を行う時間及び休日に関する事項
二　登録実務講習の受講の申込みに関する事項
三　登録実務講習事務を行う事務所及び登録実務講習の実施場所に関する事項
四　登録実務講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
五　登録実務講習の日程、公示方法その他の登録実務講習事務の実施の方法に関する事項
六　講師の選任及び解任に関する事項
七　登録実務講習に用いる教材の作成並びに登録実務講習修了試験の問題の作成及び修了認定の方法に関する事項
八　終了した登録実務講習の教材並びに登録実務講習修了試験の問題及び修了認定基準の公表に関する事項
九　修了証の交付及び再交付に関する事項
十　登録実務講習事務に関する秘密の保持に関する事項
十一　登録実務講習事務に関する公正の確保に関する事項
十二　不正受講者の処分に関する事項
十三　第十三条の二十九第三項の帳簿その他の登録実務講習事務に関する書類の管理に関する事項
十四　その他登録実務講習事務に関し必要な事項

（登録実務講習事務の休廃止）

第十三条の二十四　登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録実務講習事務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十三条の二十五　登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
　イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
　ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第十三条の二十六　国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第十三条の十九第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十三条の二十七　国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第十三条の二十一の規定に違反していると認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対し、同条の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十三条の二十八　国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録実務講習実施機関が行う登録実務講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実務講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十三条の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二　第十三条の二十二から第十三条の二十四まで、第十三条の二十五第一項又は次条の規定に違反したとき。
三　正当な理由がないのに第十三条の二十五第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　第十三条の三十一の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六　不正の手段により第十三条の十六第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第十三条の二十九　登録実務講習実施機関は、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　実施年月日
二　実施場所
三　受講者の受講番号、氏名、生年月日及び修了認定の結果
四　修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録実務講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録実務講習の受講申込書及び添付書類
二　終了した登録実務講習の教材
三　終了した登録実務講習修了試験の問題用紙及び答案用紙

（登録実務講習事務の実施結果の報告）

第十三条の三十　登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　実施年月日
二　実施場所
三　受講申込者数
四　受講者数
五　修了者数

2　前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実務講習に用いた教材、登録実務講習修了試験の問題及び解答並びに修了認定基準を記載した書面を添えなければならない。

（報告の徴収）

第十三条の三十一　国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十三条の三十二　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十三条の十六第一号の登録をしたとき。
二　第十三条の二十二の規定による届出があつたとき。
三　第十三条の二十四の規定による届出があつたとき。
四　第十三条の二十八の規定により登録を取り消し、又は登録実務講習事務の停止を命じたとき。

（登録を受けることのできる都道府県）

第十四条　二以上の都道府県において試験に合格した者は、当該試験を行なつた都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

（心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者）

第十四条の二　法第十八条第一項第十二号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引士の事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（宅地建物取引士資格登録簿の登載事項）

第十四条の二の二　法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別

二　試験の合格年月日及び合格証書番号

三　法第十八条第一項の実務の経験を有する者である場合においては、申請時現在の当該実務の経験の期間及びその内容並びに従事していた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号

四　法第十八条第一項の規定により能力を有すると認められた者である場合においては、当該認定の内容及び年月日

五　宅地建物取引業者の業務に従事する者にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号

2　法第十八条第二項の規定による登録簿の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（登録の申請）

第十四条の三　法第十九条第一項の登録申請書には、氏名、生年月日、住所及び前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2　前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　未成年者にあつては、法第十八条第一項第一号に該当しないことを証する書面

二　法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面又は同項の規定により能力を有すると認められた者であることを証する書面

三　法第十八条第一項第二号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四　法第十八条第一項第三号から第十二号までに該当しない旨を誓約する書面

4　都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

5　都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

6　第一項の登録申請書、第三項第二号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第四号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

（登録の通知等）

第十四条の四　都道府県知事は、法第十九条第二項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る者に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

一　法第十八条第一項の実務の経験を有する者又は同項の規定により能力を有すると認められた者以外の者

二　法第十八条第一項各号の一に該当する者

三　他の都道府県知事の登録を現に受けている者

（宅地建物取引士資格登録の移転の申請）

第十四条の五　法第十九条の二の規定による登録の移転の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

一　氏名、生年月日、住所、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別

二　申請時現在の登録番号

三　申請時現在の登録をしている都道府県知事

四　移転を必要とする理由

五　移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号

2　前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。

3　第一項の登録移転申請書の様式は、別記様式第六号の二によるものとする。

（登録の移転の通知）

第十四条の六　都道府県知事は、法第十九条の二の規定による登録の移転をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の移転の申請をした者及び移転前に登録をしていた都道府県知事に通知しなければならない。

（変更の登録）

第十四条の七　法第二十条の規定による変更の登録を申請しようとする者は、別記様式第七号による変更登録申請書をその者の登録をしている都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する変更登録申請書の提出があつたときは、遅滞なく、変更の登録をするとともに、その旨を変更の登録を申請した者に通知しなければならない。

（死亡等の届出の様式）

第十四条の七の二　法第二十一条の規定による死亡等の届出は、別記様式第七号の二による死亡等届出書により行うものとする。

2　宅地建物取引士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第二十一条第三号の規定による届出をする場合においては、前項の死亡等届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

（登録の消除）

第十四条の八　都道府県知事は、法第二十二条の規定により登録を消除したときは、その理由を示して、その登録の消除に係る者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。

（監督処分の記載）

第十四条の九　都道府県知事は、法第六十八条第一項若しくは第三項の規定による指示又は同条第二項若しくは第四項の規定による禁止の処分をしたときは、その内容及び年月日を宅地建物取引士資格登録簿に記載するものとする。

（宅地建物取引士証の交付の申請）

第十四条の十　法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「宅地建物取引士証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　登録番号

三　宅地建物取引業者の業務に従事している場合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号

四　試験に合格した後一年を経過しているか否かの別

2　都道府県知事は、法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3　法第十九条の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、第十四条の五の登録移転申請書と交付申請書をあわせて提出しなければならない。この場合において、交付申請書には第一項第二号に掲げる事項は記載することを要しないものとする。

4　交付申請書の様式は、別記様式第七号の二の二によるものとする。

（宅地建物取引士証の記載事項及び様式）

第十四条の十一　宅地建物取引士証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所

二　登録番号及び登録年月日

三　宅地建物取引士証の交付年月日

四　宅地建物取引士証の有効期間の満了する日

2　宅地建物取引士証の様式は、別記様式第七号の三によるものとする。

（宅地建物取引士証の交付の記載）

第十四条の十二　都道府県知事は、宅地建物取引士証を交付したときは、交付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号を宅地建物取引士資格登録簿に記載するものとする。

（宅地建物取引士証の書換え交付）

第十四条の十三　宅地建物取引士は、その氏名又は住所を変更したときは、法第二十条の規定による変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取

引士証の書換え交付を申請しなければならない。

2　前項の規定による書換え交付の申請は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の四による宅地建物取引士証書換え交付申請書により行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、宅地建物取引士証用写真は添付することを要しないものとする。

3　宅地建物取引士証の書換え交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証の裏面に変更した後の住所を記載することをもつてこれに代えることができる。

（登録の移転に伴う宅地建物取引士証の交付）

第十四条の十四　法第十九条の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつた場合における宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

（宅地建物取引士証の再交付等）

第十四条の十五　宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として、その交付を受けた都道府県知事に宅地建物取引士証の再交付を申請することができる。

2　前項の規定による再交付を申請しようとする者は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の五による宅地建物取引士証再交付申請書を提出しなければならない。

3　第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、都道府県が条例で当該再交付に係る手数料を定めているときは、当該手数料を納めなければならない。

4　汚損又は破損その他の事由を理由とする宅地建物取引士証の再交付は、申請者が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

5　宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、速やかに、発見した宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（宅地建物取引士証の有効期間の更新）

第十四条の十六　宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請は、新たな宅地建物取引士証の交付を申請することにより行うものとする。

2　第十四条の十第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の交付申請について準用する。

3　第一項の新たな宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに行うものとする。

（講習の指定）

第十四条の十七　法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が指定する講習は、次の各号のすべてに該当するもの又は当該都道府県知事の実施するものでなければならない。

一　一般社団法人又は一般財団法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県知事が認める者が実施する講習であること。

二　正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。

三　国土交通大臣が定める講習の実施要領に従つて実施される講習であること。

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第十五条　法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。）については、その額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。）

二　地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額の百分の九十

三　前各号以外の債券については、その額面金額の百分の八十

割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年をこえるものについては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）

第十五条の二　法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　国債証券

二　地方債証券

三　前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券

第十五条の三　削除

（営業保証金の保管替え等の届出）

第十五条の四　宅地建物取引業者は、法第二十九条第一項の規定により、営業保証金の保管替えがされ、又は営業保証金を新たに供託したときは、遅滞なく、その旨を、供託書正本の写しを添附して、その免許を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。

（営業保証金の変換の届出）

第十五条の四の二　宅地建物取引業者は、営業保証金の変換のため新たに供託したときは、遅滞なく、その旨を、供託書正本の写しを添付して、その免許を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。

（営業保証金供託済届出書の様式）

第十五条の五　法第二十五条第四項（法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第二項の規定による営業保証金を供託した旨の届出、第十五条の四の規定による営業保証金の保管替えがされ、若しくは営業保証金を新たに供託した旨の届出又は前条の規定による営業保証金を新たに供託した旨の届出は、別記様式第七号の六による営業保証金供託済届出書により行うものとする。

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所）

第十五条の五の二　法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。以下この項において同じ。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二　宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲（以下この条、第十六条の五及び第十九条第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。）を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

三　他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

四　宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数）

第十五条の五の三　法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

（法第三十三条の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるとき）

第十五条の六　法第三十三条の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。

一　当該宅地が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により当該宅地建物取引業者が開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事に係るものであつて、かつ、公共施設（同法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。）の用に供されている土地で国又は地方公共団体が所有するものである場合において、当該開発許可に係る開発行為又は開発行為に関する工事の進捗の状況からみて、当該宅地について同法第四十条第一項の規定の適用を受けることが確実と認められるとき。

二　当該宅地が新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業で当該宅地建物取引業者が施行するものに係るものであつて、かつ、公共施設（同条第五項に規定する公共施設をいう。）の用に供されている土地で国

又は地方公共団体が所有するものである場合において、当該新住宅市街地開発事業の進捗の状況からみて、当該宅地について同法第二十九条第一項の規定の適用を受けることが確実と認められるとき。

三　当該宅地が土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百条の二の規定により土地区画整理事業の施行者の管理する土地又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条の規定において準用する土地区画整理法第百条の二の規定により住宅街区整備事業の施行者の管理する土地（以下この号において「保留地予定地」という。）である場合において、当該宅地建物取引業者が、当該土地区画整理事業又は当該住宅街区整備事業に係る換地処分の公告の日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である宅地を当該施行者から取得する契約を締結しているとき。

四　当該宅地又は建物について、当該宅地建物取引業者が買主となる売買契約その他の契約であつて当該宅地又は建物の所有権を当該宅地建物取引業者が指定する者（当該宅地建物取引業者を含む場合に限る。）に移転することを約するものを締結しているとき。

（建物の構造耐力上主要な部分等）

第十五条の七　法第三十四条の二第一項第四号の建物の構造耐力上主要な部分として国土交通省令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2　法第三十四条の二第一項第四号の建物の雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

二　雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

（法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者等）

第十五条の八　法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士（以下「建築士」という。）

二　国土交通大臣が定める講習を修了した者

2　前項に規定する者は、建物状況調査を実施するときは、国土交通大臣が定める基準に従って行うものとする。

（媒介契約の書面の記載事項）

第十五条の九　法第三十四条の二第一項第八号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　専任媒介契約にあつては、依頼者が他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によつて売買又は交換の契約を成立させたときの措置

二　依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約（次条及び第十五条の十一において「専属専任媒介契約」という。）にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置

三　依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを許し、かつ、他の宅地建物取引業者を明示する義務がある媒介契約にあつては、依頼者が明示していない他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によつて売買又は交換の契約を成立させたときの措置

四　当該媒介契約が国土交通大臣が定める標準媒介契約約款に基づくものであるか否かの別

（指定流通機構への登録期間）

第十五条の十　法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める期間は、専任媒介契約の締結の日から七日（専属専任媒介契約にあつては、五日）とする。

2　前項の期間の計算については、休業日数は算入しないものとする。

（指定流通機構への登録事項）

第十五条の十一　法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該宅地又は建物に係る都市計画法その他の法令に基づく制限で主要なもの

二　当該専任媒介契約が宅地又は建物の交換の契約に係るものである場合にあつては、当該宅地又は建物の評価額

三　当該専任媒介契約が専属専任媒介契約である場合にあつては、その旨

（指定流通機構への登録方法）

第十五条の十二　法第三十四条の二第五項の規定による登録（第十九条の二の七において「登録」という。）は、当該宅地又は建物の所在地を含む第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域を対象として法第五十条の三第一項第一号及び第二号に掲げる業務（第十九条の五、第十九条の八及び第十九条の九において「登録業務」という。）を現に行つている指定流通機構に対して行うものとする。

（指定流通機構への通知）

第十五条の十三　法第三十四条の二第七項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　登録番号

二　宅地又は建物の取引価格

三　売買又は交換の契約の成立した年月日

（媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の十四　法第三十四条の二第十一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十四条の二第十一項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを依頼者若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と依頼者等（依頼者又は依頼者との契約により依頼者ファイル（専ら依頼者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた依頼者ファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該依頼者の依頼者ファイルに当該記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（媒介契約の書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十五条の十五　令第二条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十五条の十六　令第二条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、

イ又はロに掲げるもの

イ　依頼者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第二条の六第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、

当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（法第三十四条の二第六項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の十七　法第三十四条の二第十二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十四条の二第十二項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを依頼者若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と依頼者等（依頼者又は依頼者との契約により依頼者ファイル（専ら依頼者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面において証されるべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた依頼者ファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該依頼者の依頼者ファイルに当該記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項）

第十六条　法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。

（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項）

第十六条の二　法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。

一　当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容

二　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この条、第十六条の四の三、第十六条の四の六及び第十九条の二の五において「区分所有法」という。）第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容

三　区分所有法第二条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容

四　当該一棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容

五　当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならない費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容

六　当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額

七　当該建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額

八　当該一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

九　当該一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容

（法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令で定める期間）

第十六条の二の二　法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令で定める期間は、一年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第四号に規定する共同住宅等をいう。）にあつては、二年）とする。

（法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類）

第十六条の二の三　法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認済証

二　建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証

三　法第三十四条の二第一項第四号に規定する建物状況調査の結果についての報告書

四　既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書

五　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第三項及び同規則第六条第三項に規定する書類

六　当該住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの

イ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

ロ　既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ　既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

（支払金又は預り金）

第十六条の三　法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

一　受領する額が五十万円未満のもの

二　法第四十一条又は第四十一条の二の規定により、保全措置が講ぜられている手付金等

三　売主又は交換の当事者である宅地建物取引業者が登記以後に受領するもの

四　報酬

（支払金又は預り金の保全措置）

第十六条の四　宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める保全措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一　銀行、信託会社その他令第四条に定める金融機関又は指定保証機関（以下「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務を負

うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「一般保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該一般保証委託契約に基づいて当該銀行等が当該債務を連帯して保証することを約する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

二　保険事業者との間において、宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務の不履行により宅地建物取引業者の相手方等に生じた損害のうち少なくとも当該債務の不履行に係る支払金又は預り金の額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結し、かつ、保険証券又はこれに代わるべき書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

三　次のイからハまでに掲げる措置をいずれも講ずること。

イ　指定保管機関との間において、宅地建物取引業者が自己に代理して当該指定保管機関に支払金又は預り金を受領させることとするとともに、当該指定保管機関が、当該宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の額に相当する額の金銭を保管することを約する契約（以下「一般寄託契約」という。）を締結し、かつ、当該一般寄託契約を証する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

ロ　宅地建物取引業者の相手方等との間において、宅地建物取引業者の相手方等が宅地建物取引業者に対して有することとなる支払金又は預り金の返還を目的とする債権の担保として、一般寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する契約（以下「一般質権設定契約」という。）を締結し、かつ、当該一般質権設定契約を証する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付し、及び当該一般質権設定契約による質権の設定を民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条の規定による確定日付のある証書をもつて指定保管機関に通知すること。

ハ　イ及びロに掲げる措置を講ずる場合において、既に自ら支払金又は預り金を受領しているときは、自ら受領した支払金又は預り金の額に相当する額（既に指定保管機関が保管する金銭があるときは、その額を除いた額）の金銭を、宅地建物取引業者の相手方等が支払金又は預り金の支払をする前に、指定保管機関に交付すること。

2　前項第一号の規定による一般保証委託契約は、銀行等が次の各号に掲げる要件に適合する保証契約を宅地建物取引業者の相手方等との間において成立させることを内容とするものでなければならない。

一　保証債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の額に相当する額の債務を保証するものであること。

二　保証すべき債務が、少なくとも宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）に生じたものであること。

3　第一項第二号の規定による保証保険契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　保険金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金の額（既に受領した支払金又は預り金があるときは、その額を加えた額）に相当する金額であること。

二　保険期間が、少なくとも保証保険契約が成立した時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であること。

4　第一項第三号イの規定による一般寄託契約は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　保管される金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金の額（既に受領した支払金又は預り金で指定保管機関に保管されていないものがあるときは、その保管されていないものの額を加えた額）に相当する金額であること。

二　保管期間が、少なくとも指定保管機関が宅地建物取引業者に代理して支払金又は預り金を受領した時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であること。

5　第一項第三号ロの規定による一般質権設定契約は、設定される質権の存続期間が、少なくとも当該質権が設定された時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であるものでなければならない。

（担保責任の履行に関する措置）

第十六条の四の二　法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結

二　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

三　当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の三　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一　当該宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨

二　当該宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨

三　当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

三の二　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一条第一号の規定により当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地

四　当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

五　当該建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ　建築士

ハ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

ニ　地方公共団体

六　当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

七　台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況

八　契約期間及び契約の更新に関する事項
九　借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一項に規定する借地権で同法第二十二条第一項の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条第一項の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨
十　当該宅地又は建物の用途その他の利用に係る制限に関する事項（当該建物が区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるときにあつては、第十六条の二第三号に掲げる事項を除く。）
十一　敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、契約終了時において精算することとされている金銭の精算に関する事項
十二　当該宅地又は建物（当該建物が区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものを除く。）の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
十三　契約終了時における当該宅地の上の建物の取壊しに関する事項を定めようとするときは、その内容
（法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合）
第十六条の四の四　法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家（同法第三十四条の二第五項により特定投資資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び同法第三十四条の三第四項により特定投資家とみなされる者を信託の受益権の売買の相手方とする場合
二　信託の受益権の売買契約の締結前一年以内に売買の相手方に対し当該契約と同一の内容の契約について書面を交付して説明をしている場合
三　売買の相手方に対し金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（書面を交付して説明すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合
2　書面を交付して説明をした日（この項の規定により書面を交付して説明をしたものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該説明に係る売買契約と同一の内容の売買契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において書面を交付して説明をしたものとみなして、前項第二号の規定を適用する。
（法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める事項）
第十六条の四の五　法第三十五条第三項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。
（法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項）
第十六条の四の六　法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　当該信託財産である建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容
二　区分所有法第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容
三　区分所有法第二条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容
四　当該信託財産である一棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容
五　当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならない費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容
六　当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額
七　当該信託財産である建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額
八　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
九　当該信託財産である一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容
（法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）
第十六条の四の七　法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。
一　当該信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨
二　当該信託財産である宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨
三　当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨
三の二　水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地
四　当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容
五　当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容
イ　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
ロ　建築士
ハ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
ニ　地方公共団体
六　当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨
七　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講じられているときは、その概要
イ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結
ロ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結
ハ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結
（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十六条の四の八　法第三十五条第八項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ　宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十五条第八項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（法第三十五条第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、同条第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は同条第三項に規定する売買の相手方をいう。以下この条及び第十六条の四の十一において同じ。）若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する

者をいう。以下この条及び第十六条の四の十において同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　相手方が相手方ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四　書面の交付に係る宅地建物取引士が明示されるものであること。

第十六条の四の九　法第三十五条第九項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。

（重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十六条の四の十　令第三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十六条の四の八第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十六条の四の十一　令第三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第三条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十六条の四の十二　法第三十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十七条第四項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第十六条の四の十五において同じ。）若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条及び第十六条の四の十四において同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　相手方が相手方ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四　書面の交付に係る宅地建物取引士が明示されるものであること。

第十六条の四の十三　法第三十七条第五項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。

（書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十六条の四の十四　令第三条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十六条の四の十二第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十六条の四の十五　令第三条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第三条の四第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所）

第十六条の五　法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる場所のうち、法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの

イ　当該宅地建物取引業者の事務所以外の場所で継続的に業務を行うことができる施設を有するもの

ロ　当該宅地建物取引業者が一団の宅地建物の分譲を案内所（土地に定着する建物内に設けられるものに限る。ニにおいて同じ。）を設置して行う場合にあつては、その案内所

ハ　当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却につい

て代理又は媒介の依頼をした場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者の事務所又は事務所以外の場所で継続的に業務を行うことができる施設を有するもの

ニ　当該宅地建物取引業者が一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介の依頼をし、かつ、依頼を受けた宅地建物取引業者がその代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

ホ　当該宅地建物取引業者（当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却について代理又は媒介の依頼をした場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者を含む。）が法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべき場所（土地に定着する建物内のものに限る。）で宅地又は建物の売買契約に関する説明をした後、当該宅地又は建物に関し展示会その他これに類する催しを土地に定着する建物内において実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

二　当該宅地建物取引業者の相手方がその自宅又は勤務する場所において宅地又は建物の売買契約に関する説明を受ける旨を申し出た場合にあつては、その相手方の自宅又は勤務する場所

（申込みの撤回等の告知）

第十六条の六　法第三十七条の二第一項第一号の規定により申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げるときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付して告げなければならない。

一　買受けの申込みをした者又は買主の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所

二　売主である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許証番号

三　告げられた日から起算して八日を経過する日までの間は、宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払つた場合を除き、書面により買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができること。

四　前号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除があつたときは、宅地建物取引業者は、その買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

五　第三号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除は、買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除を行う旨を記載した書面を発した時に、その効力を生ずること。

六　第三号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、その買受けの申込み又は売買契約の締結に際し手付金その他の金銭が支払われているときは、宅地建物取引業者は、遅滞なく、その全額を返還すること。

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十六条の七　法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と買主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項（以下「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて買主の閲覧に供し、当該買主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を記録する措置

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置

2　前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　買主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と、買主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十六条の八　令第四条の二第一項の規定により示すべき電磁的措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十六条の七第一項に掲げる措置のうち宅地建物取引業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十六条の九　令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と買主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十一条第五項の承諾に関する事項（令第四条の三第一項に規定する電磁的方法による承諾又は当該承諾をしない旨の申出をする場合にあつては、法第四十一条の二第六項の承諾に関する事項）を電気通信回線を通じて買主の閲覧に供し、当該宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法

2　前項第一号の「電子情報処理組織」とは、宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と、買主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（法第四十一条の二第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十六条の十　第十六条の七の規定は、法第四十一条の二第六項の国土交通省令・内閣府令で定める措置について準用する。この場合において、第十六条の七第一項第一号ロ中「法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項」とあるのは「法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約で約する事項及び同項第二号に規定する質権設定契約で約する事項」と読み替えるものとする。

（法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）

第十六条の十一　法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。

イ　当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

ロ　正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。

ハ　当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。

ニ　宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

ホ　迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。

ヘ　深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させること。

二　宅地建物取引業者の相手方等が契約の申込みの撤回を行うに際し、既に受領した預り金を返還することを拒むこと。

三　宅地建物取引業者の相手方等が手付を放棄して契約の解除を行うに際し、正当な理由なく、当該契約の解除を拒み、又は妨げること。

（証明書の様式）

第十七条　法第四十八条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号によるものとする。

（従業者名簿の記載事項等）

第十七条の二　法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　生年月日

二　主たる職務内容

三　宅地建物取引士であるか否かの別

四　当該事務所の従業者となつた年月日

五　当該事務所の従業者でなくなつたときは、その年月日

2　法第四十八条第三項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八号の二によるものとする。

3　法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4　宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第十八条　法第四十九条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の別（取引一任代理等（法第五十条の二第一項に規定する取引一任代理等をいう。以下同じ。）に係るものである場合は、その旨を含む。）

二　売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者及びこれらの者の代理人の氏名及び住所

三　取引に関与した他の宅地建物取引業者の商号又は名称（当該宅地建物取引業者が個人である場合においては、その者の氏名）

四　宅地の場合にあつては、現況地目、位置、形状その他当該宅地の概況

五　建物の場合にあつては、構造上の種別、用途その他当該建物の概況

六　売買金額、交換物件の品目及び交換差金又は賃料

七　報酬の額

八　宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。）の場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該新築住宅を引き渡した年月日

ロ　当該新築住宅の床面積

ハ　当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）第六条第一項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

ニ　当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅販売瑕疵担保責任保険契約（同法第二条第六項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九　取引に関する特約その他参考となる事項

2　法第四十九条に規定する宅地建物取引のあつた年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間）当該帳簿を保存しなければならない。

（標識の掲示等）

第十九条　法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第十五条の五の二に規定する場所以外のものとする。

一　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二　宅地建物取引業者が一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所

三　前号の分譲を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

四　他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

五　宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

2　法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

一　事務所　別記様式第九号

二　前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの　別記様式第十号

三　前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの　別記様式第十号の二

四　前項第二号に規定する場所　別記様式第十一号

五　前項第四号に規定する場所で法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの　別記様式第十一号の二

六　前項第四号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの　別記様式第十一号の三

3　法第五十条第二項の規定による届出をしようとする者は、その業務を開始する日の十日前までに、別記様式第十二号による届出書を提出しなければならない。

（取引一任代理等に係る認可の申請）

第十九条の二　法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　免許証番号

三　資本金の額（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）の額とする。次条第一号において同じ。）並びに役員及び重要な使用人（取引一任代理等に係る業務を行う事務所の業務を統括する者及びこれに準ずる者、取引一任代理等に係る業務の用に供する目的で宅地若しくは建物の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者並びに投資判断並びに宅地又は建物の売買、交換、貸借及び管理に係る各判断に関する業務を統括する者及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四　取引一任代理等に係る業務を行う事務所の名称及び所在地

五　取引一任代理等に係る業務の方法

六　認可を申請しようとする法人の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額

七　認可を申請しようとする法人の役員が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の会社の商号及び業務の種類又は当該事業の種類

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　役員及び重要な使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又はこれに代わる書面

二　役員及び重要な使用人が、法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三　役員及び重要な使用人の略歴を記載した書面

四　定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五　直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

六　今後三年間（業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度をいう。以下同じ。）

における当該業務の収支の見込みを記載した書面

七　今後三年間の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

八　今後三年間の取引一任代理等に係る契約に係る契約資産額の見込みを記載した書面

九　取引一任代理等に係る業務に関する管理体制の整備状況を記載した書面

十　取引一任代理等に係る業務に関する苦情処理体制の整備状況を記載した書面

3　国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者の役員及び重要な使用人に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4　国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、第二項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5　第一項に規定する認可申請書の様式は、別記様式第十二号の二によるものとし、第二項第二号及び第三号並びに第六号から第十号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号の三によるものとする。

（認可の具体的基準）

第十九条の二の二　国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の規定による認可の申請が法第五十条の二の三第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次の各号のいずれかに該当するかどうかを審査しなければならない。

一　法第五十条の二の三第一項第一号に掲げる基準については、資本金の額が五千万円以上の株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。）でないこと。

二　法第五十条の二の三第一項第二号に掲げる基準については、次のイ又はロのいずれかを満たしていないこと。

イ　今後三年間の純資産額が、五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ロ　取引一任代理等に係る業務の収支の見込みが、今後三年間に黒字になると見込まれること。

三　法第五十条の二の三第一項第三号に掲げる基準として次のイからヘのいずれかを満たしていないこと。

イ　取引一任代理等に係る業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり、かつ、経営方針も健全なものであること。

ロ　役員のうちに、経歴及び業務遂行上の能力等に照らして認可宅地建物取引業者としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

ハ　重要な使用人のうちに、大規模な投資判断又は宅地若しくは建物の売買、交換、貸借及び管理に係る各判断に関する業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有する者が含まれていること。

ニ　管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

ホ　管理部門の責任者と取引一任代理等に係る業務に係る部門の担当者又はその責任者が兼任していないこと。

ヘ　顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となっていること等取引一任代理等に係る業務について管理体制が整備されていること。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十九条の二の三　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第五十条の二の四に規定する投資事業が、主として宅地又は建物に係る信託の受益権以外に対するものである場合

二　金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家（同法第三十四条の二第五項により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び同法第三十四条の三第四項により特定投資家とみなされる者を不動産信託受益権売買等の相手方とする場合

三　不動産信託受益権売買等の契約締結前一年以内に売買の相手方に対し当該契約と同一の内容の契約について書面を交付して説明をしている場合

四　売買の相手方に対し金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（書面を交付して説明すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合

2　書面を交付して説明をした日（この項の規定により書面を交付して説明をしたものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該説明に係る売買契約と同一の内容の売買契約の締結を行った場合には、当該締結の日において書面を交付して説明をしたものとみなして、前項第三号の規定を適用する。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の四　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の五　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該信託財産である建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容

二　区分所有法第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容

三　区分所有法第二条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容

四　当該信託財産である一棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容

五　当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならない費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容

六　当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額

七　当該信託財産である建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額

八　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

九　当該信託財産である一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の六　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。

一　当該信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨

二　当該信託財産である宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨

三　当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

三の二　水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地

四　当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

五　当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除

く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容
イ　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
ロ　建築士
ハ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
ニ　地方公共団体
六　当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨
七　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講じられているときは、その概要
イ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結
ロ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結
ハ　当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

（指定流通機構の指定方法）

第十九条の二の七　法第五十条の二の五第一項の規定による指定は、宅地及び建物の流通の実情、相当数の登録の見込み、宅地及び建物の取引に係る情報ネットワークの効率的な構築の見通し等を勘案して国土交通大臣が定める地域ごとに一を限り、行うものとする。

（心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者）

第十九条の二の八　法第五十条の二の五第一項第三号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により指定流通機構の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定流通機構の指定の公示事項）

第十九条の三　法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

（業務の一部委託の承認申請）

第十九条の四　指定流通機構は、法第五十条の三第二項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　受託者の商号又は名称及び代表者の氏名
二　受託者の事務所の所在地
三　委託しようとする業務内容及び範囲
四　委託の期間
五　委託を必要とする理由
2　前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　受託者の定款又は寄附行為
二　受託者の登記事項証明書
三　受託者の役員の履歴書
四　業務の委託契約書の写し
五　受託者の業務の実施に関する基本的な計画
六　受託者の直前三年の各年度における事業報告書及び収支決算書
七　受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
八　受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ（法第五条第一項第一号に係る部分を除く。）からハまでに該当しないことを誓約する書面
3　国土交通大臣は、指定流通機構に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。
4　第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十二号の四によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第十二号の五によるものとする。

（登録業務規程で定めるべき事項）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　登録業務の実施方法（登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。）
二　登録業務に関する料金
三　登録業務に関する契約約款
四　登録業務の一部委託に関する事項
五　その他登録業務に関し必要な事項

（登録を証する書面の発行）

第十九条の六　法第五十条の六の規定による登録を証する書面の発行は、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。
一　登録番号
二　登録年月日
三　法第三十四条の二第五項の規定により登録された事項

（売買契約等に係る件数等の公表）

第十九条の七　法第五十条の七の国土交通省令で定める事項は、毎月の売買又は交換の契約に係る物件についての都道府県別及び種類別の単位面積当たりの取引価格の平均とする。
2　法第五十条の七の規定による公表は、当該指定流通機構の事務所における備付けその他の適当な方法により、毎年少なくとも一回行うものとする。

（登録業務の休廃止の届出事項）

第十九条の八　法第五十条の十三の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　休止し、又は廃止しようとする登録業務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三　休止又は廃止の理由

（他の指定流通機構による登録業務の実施の公示）

第十九条の九　法第五十条の十五第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　代行される指定流通機構の名称
二　代行する指定流通機構の名称
三　代行する業務の範囲
四　代行する業務を開始する年月日

（事業計画書の記載事項）

第二十条　法第五十一条第三項第二号及び第六十三条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、主要な保証委託者別及び支店別保証計画とする。

（添付書類等）

第二十一条　法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　登記事項証明書
二　申請時における貸借対照表
三　役員の履歴書
四　役員が法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
五　役員が法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面
2　国土交通大臣は、法第四十一条第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。
3　法第五十一条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

（事業方法書の記載事項）

第二十二条　法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、指定保証機関の資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項とする。

（保証委託契約約款の基準）

第二十三条　保証委託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。
一　保証債務の範囲及び保証期間に関する事項
二　保証金の請求に関する事項
三　保証金の支払に関する事項
四　保証委託者の通知義務に関する事項
五　調査に関する事項
2　前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。
一　前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条第二項各号に掲げる要件に適合する保証契約を成立させる旨が定められていること。
二　前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が保証金の支払を受けようとするときは、保証証書を提示して請求すべき旨が定められていること。
三　前項第三号に掲げる事項にあつては、買主から保証金の支払の請求があつた場合においては、指定保証機関は、その日から三十日をこえない一定期間内に保証金を支払う旨が定められていること。
四　前項第四号に掲げる事項にあつては、保証に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大

な変更その他保証債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、保証委託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。

五　前項第五号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、保証債務を履行するうえで必要と認める場合に、保証委託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。

3　保証委託契約約款には、次の事項が記載されていてはならない。

一　戦争、暴動その他の事変又は地震、噴火その他これらに類する天災等保証委託者の責に帰すことのできない事由以外の事由によつて手付金等の返還債務が生じた場合に正当の理由がなくてその保証債務の履行の責に任じない旨の定め

二　保証契約に基づいて、保証金を支払つた場合に、保証委託者に対し有することとなる求償権を放棄し、又は買主に代位しない旨の定め

三　前二号に掲げる事項のほか買主に著しく不利となる定め又は指定保証機関の健全な運営に重大な支障となる定め

（心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者）

第二十三条の二　法第五十二条第七号ホの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保証事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の届出）

第二十四条　指定保証機関は、法第五十三条の規定による届出を行なおうとするときは、その旨を書面で国土交通大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による変更の届出が商号、役員の氏名若しくは住所、本店若しくは支店の名称若しくは所在地、資本金の額又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面を前項の書面に添付しなければならない。

3　第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び同号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。

（事業報告書の様式）

第二十五条　法第六十三条第三項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十五号によるものとする。

第二十五条の二　削除

（法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第二項第三号の国土交通省令で定める営業所）

第二十五条の三　法第六十三条の三第二項において読み替えて準用する法第五十一条第二項第三号の国土交通省令で定める営業所は、常時手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約を締結する事務所とする。

（事業計画書の記載事項）

第二十五条の四　法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第三項第二号及び第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、主要な寄託者別及び支店別保管計画とする。

（添付書類等）

第二十五条の五　法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第三項第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　登記事項証明書

二　申請時における貸借対照表

三　役員の履歴書

四　役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

五　役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面

六　手付金等保管事業に係る質権設定契約約款

2　国土交通大臣は、法第四十一条の二第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3　法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十六号の二によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十六号の三によるものとする。

（事業方法書の記載事項）

第二十五条の六　法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　支店及び第二十五条の三に規定する営業所の権限に関する事項

二　手付金等寄託契約の締結の方法に関する事項

三　寄託金に係る質権の実行に関する事項

四　寄託金に係る質権の消滅に関する事項

五　指定保管機関の資産の運用方法に関する事項

六　寄託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項

七　事業方法書の変更に関する事項

（手付金等寄託契約約款の基準等）

第二十五条の七　手付金等寄託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　保管される金額及び保管期間に関する事項

二　寄託金に係る質権の実行に伴う寄託金の支払請求に関する事項

三　寄託金に係る質権の消滅に伴う寄託金の支払請求に関する事項

四　寄託金に係る質権の実行に伴う寄託金の支払に関する事項

五　手付金等を受領する権限に関する事項

六　寄託者の通知義務に関する事項

七　調査に関する事項

2　前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第二項各号に掲げる要件に適合する手付金等寄託契約を成立させる旨が定められていること。

二　前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が質権の実行に伴い指定保管機関から寄託金の支払を受けようとするときは、質権設定契約書及び寄託金の保管を証する書面を提示して請求すべき旨が定められていること。

三　前項第三号に掲げる事項にあつては、寄託者が質権の消滅に伴い指定保管機関から寄託金の支払を受けようとするときは、質権の消滅を証する書面及び寄託金の保管を証する書面を提示して請求すべき旨が定められていること。

四　前項第四号に掲げる事項にあつては、買主から寄託金の支払の請求があつた場合においては、指定保管機関は、その日から三十日を超えない一定期間内に寄託金を支払う旨が定められていること。

五　前項第五号に掲げる事項にあつては、寄託者が指定保管機関に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与する旨の意思表示がなされる定め及び当該寄託者が自ら手付金等を受領せず、かつ、指定保管機関以外の者に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与しない旨が定められていること。

六　前項第六号に掲げる事項にあつては、寄託に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大な変更その他寄託金の返還債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、寄託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保管機関に通知すべき旨が定められていること。

七　前項第七号に掲げる事項にあつては、指定保管機関は、寄託金の返還債務を履行する上で必要と認める場合は、寄託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。

3　質権設定契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　質権の目的となる債権に関する事項

二　質権の存続期間に関する事項

三　質権の担保すべき債権に関する事項

4　前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項にあつては、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する旨が定められていること。

二　前項第二号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第三項に掲げる要件に適合する質権設定契約を成立させる旨が定められていること。

三　前項第三号に掲げる事項にあつては、買主が宅地建物取引業者に対して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として質権を設定する旨が定められていること。

5　手付金等寄託契約約款及び質権設定契約約款には、買主に著しく不利となる定め又は指定保管機関の健全な運営に重大な支障となる定めが記載されていてはならない。

（心身の故障により手付金等保管事業を適正に営むことができない者）

第二十五条の七の二　法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号ホの国土交

通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保管事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の届出）

第二十五条の八　指定保管機関は、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十三条の規定による届出を行おうとするときは、その旨を書面で国土交通大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による変更の届出が商号、役員の氏名若しくは住所、本店若しくは支店の名称若しくは所在地、資本金の額又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面を前項の書面に添付しなければならない。

3　第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び同号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。

（事業報告書の様式）

第二十五条の九　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十六号の四によるものとする。

（寄託金保管簿の記載事項等）

第二十六条　法第六十三条の五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　保管番号

二　手付金等寄託契約を締結した年月日

三　民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書をもつて質権の設定の通知を受けた年月日

四　寄託金を受領した年月日

五　受領した寄託金の額

六　寄託者の商号又は名称（当該寄託者が個人である場合においては、その者の氏名）

七　質権者の氏名（当該質権者が法人である場合においては、その商号又は名称）

八　寄託金の保管を証する書面を発行した年月日

九　保管期間の終了予定年月日

十　寄託金を支払つた年月日

十一　支払つた寄託金の額

十二　寄託金を支払つた相手方の商号又は名称（当該相手方が個人である場合においては、その者の氏名）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定保管機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿への記載に代えることができる。

3　指定保管機関は、法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び手付金等寄託契約に関する書類を、寄託金保管簿にあつては最終の記載をした日から、手付金等寄託契約に関する書類にあつては寄託金を支払つた日から十年間保存しなければならない。

4　法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿の様式は、別記様式第十六号の六によるものとする。

（心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者）

第二十六条の二　法第六十四条の二第一項第四号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（宅地建物取引業保証協会の指定の申請）

第二十六条の二の二　法第六十四条の二第一項の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第十七号による指定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

三　資産の総額

2　前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登記事項証明書

二　社員である宅地建物取引業者の商号又は名称、住所、免許証番号及び免許の年月日を記載した書類

三　法第六十四条の三に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

四　役員が法第六十四条の二第一項第四号イからハまでに該当しないことを誓約する書面

五　資産の種類及びこれを証する書類

3　国土交通大臣は、法第六十四条の二第一項の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4　第二項第二号の書類は、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は各都道府県知事ごとに別紙として二部添付するものとし、第二項第四号の誓約書の様式は、別記様式第十八号によるものとする。

（宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認申請）

第二十六条の三　宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の三第四項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した委託承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　受託者の名称及び代表者の氏名

二　受託者の事務所の所在地

三　委託しようとする法第六十四条の三に規定する業務内容及び範囲

四　委託の期間

五　委託を必要とする理由

2　前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　受託者の定款

二　受託者の登記事項証明書

三　受託者の役員名簿及び履歴書

四　法第六十四条の三に規定する業務の委託契約書の写

五　受託者の業務の実施に関する基本的な計画

六　受託者の直前三年の各年度における事業報告書及び収支決算書

七　受託者の役員が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　受託者の役員が法第五条第一項第二号から第八号まで及び第十号に該当しないことを誓約する書面

3　国土交通大臣は、宅地建物取引業保証協会に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4　第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十九号によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第二十号によるものとする。

（宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認基準）

第二十六条の四　国土交通大臣は、前条第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一　業務の委託が宅地建物取引業保証協会の業務を運営するために必要であること。

二　受託者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は銀行等であること。

三　受託者がその受託する業務について、適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものであること。

（認証の申出）

第二十六条の五　法第六十四条の八第二項の規定により宅地建物取引業保証協会の認証を受けようとする者は、その者と取引をした社員が属する宅地建物取引業保証協会に別記様式第二十一号による認証申出書を三通提出しなければならない。

2　前項の認証申出書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　債権発生の原因である事実、取引が成立した時期、債権の額及び認証を申し出るに至つた経緯を記載した書面

二　法第六十四条の八第一項の権利を有することを証する書面

三　認証の申出人が法人である場合においては、その代表者の資格を証する書面

四　代理人によつて認証の申出をしようとするときは、代理人の権限を証する書面

（認証の基準）

第二十六条の六　宅地建物取引業保証協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合を除き、当該認証の申出をした者と宅地建物取引業に関し取引をした社員に係る法第六十四条の八第一項に規定する額の範囲内において、当該申出に係る債権に関し認証をしなければならない。

（認証事務の処理）

第二十六条の七　宅地建物取引業保証協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従つてしなければならない。

2　宅地建物取引業保証協会は、第二十六条の五第一項の規定により受け取つた認証申出書に奥書の式により認証する旨、又は認証を拒否する旨、及びその理由を記載して、これを申出人に対し送付しなければならない。

（弁済業務保証金準備金の取りくずし）

第二十六条の八　法第六十四条の十二第七項に規定する国土交通省令で定める額は、次の表の上

欄に掲げる宅地建物取引業保証協会ごとに同表の下欄に掲げる額とする。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会	十五億円
公益社団法人不動産保証協会	三億円

（事業計画書の記載事項）

第二十六条の九　法第六十四条の十六第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、宅地建物取引業保証協会の社員の加入計画及び弁済業務保証金の還付計画とする。

（事業報告書の様式）

第二十六条の十　法第六十四条の十六第二項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二十二号によるものとする。

（一般保証業務の承認申請）

第二十六条の十一　宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の十七第一項の規定により、一般保証業務の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十三号による一般保証業務承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　資産の総額

2　前項の一般保証業務承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　一般保証業務方法書

二　保証基金の収支の見積り書

三　一般保証委託契約約款

3　前項第一号の規定による一般保証業務方法書には、保証の目的の範囲、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、一般保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証受託の拒否の基準に関する事項、資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項を記載しなければならない。

4　第二十三条の規定は、宅地建物取引業保証協会の一般保証委託契約約款に準用する。この場合において、同条第二項第一号中「法第四十一条第二項各号」とあるのは、「第十六条の四第二項各号」と、同項第二号及び第三号中「買主」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等」と、同項第四号中「売買契約」とあるのは、「売買、交換又は貸借契約」と、第三項第一号中「手付金等の返還債務」とあるのは、「支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務」、同項第二号及び第三号中「買主」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等」と読み替えるものとする。

（一般保証業務の変更の届出）

第二十六条の十二　宅地建物取引業保証協会は、前条第一項第二号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があった場合においては、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（一般保証の限度額）

第二十六条の十三　法第六十四条の十七第三項の規定により宅地建物取引業保証協会が行なう一般保証は、保証基金の額に七十五を乗じて得た額を限度とする。

（手付金等保管事業の承認申請）

第二十六条の十三の二　宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の十七の二第一項の規定により、手付金等保管事業の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二十三号の二による手付金等保管事業承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　常時手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約を締結する事務所の名称及び所在地

三　資産の総額

2　前項の手付金等保管事業承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　手付金等保管事業方法書

三　収支の見積り書

四　手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約約款及び質権設定契約約款

五　登記事項証明書

六　申請時における貸借対照表

3　前項第二号の規定による手付金等保管事業方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　手付金等の保管に関する事項

二　事務所の権限に関する事項

三　手付金等寄託契約の締結の方法に関する事項

四　寄託金に係る質権の実行に関する事項

五　寄託金に係る質権の消滅に関する事項

六　資産の運用方法に関する事項

七　寄託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項

八　手付金等保管事業方法書の変更に関する事項

4　第二十五条の七の規定は、宅地建物取引業保証協会の手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約約款及び質権設定契約約款に準用する。

（手付金等保管事業の変更の届出）

第二十六条の十三の三　宅地建物取引業保証協会は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同条第二項第四号に掲げる書類に記載した事項について変更があった場合においては、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（処分した旨等の通知）

第二十七条　国土交通大臣は、法第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七条第一項又は第六十七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、宅地建物取引業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

2　都道府県知事は、法第三条第二項の有効期間が満了した場合において認可宅地建物取引業者の免許の更新がなされなかったとき、法第十一条第二項の規定により認可宅地建物取引業者の免許が効力を失ったとき、又は認可宅地建物取引業者が同条第一項第二号に該当したとき、若しくは法第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により認可宅地建物取引業者の免許を取り消したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

第二十八条　削除

（監督処分の公告）

第二十九条　法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第三十条　法第七十二条第四項に規定する身分を示す証明書（国の職員が携帯するものを除く。）の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

（信託会社等の届出）

第三十一条　法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一　商号

二　役員の氏名及び住所並びに令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三　事務所の名称及び所在地

四　前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項に規定する信託業務のうち宅地建物取引業として行おうとするものの内容

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四　相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面

五　事務所を使用する権原に関する書面

六　事務所付近の地図及び事務所の写真

七　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

八　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

九　宅地建物取引業に従事する者の名簿

十　法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十一　登記事項証明書

十二　信託業務を兼営する金融機関にあつては、兼営法第一条第一項の認可を受けたこと

を証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第一条第一項に規定する業務の種類及び方法書

十三　令第九条第一項に規定する特別信託会社にあつては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条の免許を受けたことを証する書面及び同法第四条第二項第三号に掲げる業務方法書

3　国土交通大臣は、法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出をしようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（準用）

第三十一条の二　令第九条第二項の規定により信託業務を兼営する金融機関について法第五十条第一項を適用する場合においては、第十九条第二項第一号中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、同項第二号中「別記様式第十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、同項第三号中「別記様式第十号の二」とあるのは「別記様式第二十九号」と、同項第四号中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第三十号」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第三十二条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第三条第一項の規定による免許をし、及び同条第三項の規定による免許の更新をすること。

二　法第三条の二第一項の規定により免許に条件を付し、及びこれを変更すること。

三　法第四条第一項の規定による免許申請書を受理すること。

四　法第六条の規定により免許証を交付すること。

五　法第八条第一項の規定により宅地建物取引業者名簿を備え、及び同条第二項の規定により国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に関する同項各号に掲げる事項を登載すること。

六　法第九条の規定による届出を受理すること。

七　法第十条の規定により一般の閲覧に供すること。

八　法第十一条第一項の規定による届出を受理すること。

九　法第二十五条第四項（法第二十六条第二項、法第六十四条の七第三項、法第六十四条の十五及び法第六十四条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、同条第六項の規定により催告をし、及び同条第七項の規定により免許を取り消すこと。

十　法第二十八条第二項の規定による届出を受理すること。

十一　法第五十条第二項の規定による届出を受理すること。

十二　法第六十四条の四第二項の規定による報告を徴収すること。

十三　法第六十五条第一項の規定により必要な指示をし、及び同条第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十四　法第六十六条第一項及び第二項の規定により免許を取り消すこと。

十五　法第六十七条第一項の規定により公告し、及び免許を取り消すこと。

十六　法第六十九条第一項の規定により聴聞を行い、並びに同条第二項において準用する法第十六条の十五第三項の規定により通知をし、及び公示すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十七　法第七十条第一項の規定により公告し、及び同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八　法第七十一条の規定により必要な指導、助言及び勧告をすること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十九　法第七十二条第一項の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査させ、及び同条第二項の規定により必要な報告を求めること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

二十　法第七十八条の三第一項の規定により書類の写しを送付し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一　第四条の二第一項及び第四条の三第一項の規定による申請を受理すること。

二十二　第四条の四第一項及び第二項の規定による受納をすること。

二十三　第四条の五の規定により通知すること。

二十四　第五条の四の規定により訂正すること。

二十五　第六条第一項の規定により消除し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十六　第十五条の四及び第十五条の四の二の規定による届出を受理すること。

二十七　第二十七条第一項の規定により通知すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

2　前項第十三号、第十六号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限で宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は令第一条の二第二号に規定する事務所（以下本条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附　則　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

（旧省令の廃止）

5　宅地建物取引業法施行規則（昭和二十七年建設省令第十八号）は、廃止する。

附　則（昭和三二年一二月二五日建設省令第二五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和三十三年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三四年四月一一日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三四年八月一日建設省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四〇年二月一五日建設省令第四号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附　則（昭和四二年八月一日建設省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年一二月一四日建設省令第二八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百十号）の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。

附　則（昭和四七年一二月二七日建設省令第三八号）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、第十六条の次に第十六条の二及び第十六条の三を加える改正規定は、同年六月二十四日から施行する。

附　則（昭和四九年八月一日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五〇年九月九日建設省令第一五号）

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附　則（昭和五一年一月三〇日建設省令第二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年九月一日建設省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五五年一一月二九日建設省令第一四号）

（施行期日）

1　この省令の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　第一条の二の見出しの改正規定、同条第一項第一号、第三号及び第五号の改正規定、同項第六号を削る改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第六号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる改正規定、同条第二項、第二条第一項及び第五条の三第一項の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十四条の三第二項の改正規

定、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第十四条の九の次に八条を加える改正規定、第十七条第三項の改正規定、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする改正規定、第十九条第一項及び第二項の改正規定、第三十一条第四号の改正規定、別記様式第一号、様式第二号、様式第四号、様式第五号及び様式第六号の改正規定、別記様式第七号の次に五様式を加える改正規定（様式第七号の六に係る部分を除く。）、別記様式第九号の改正規定及び別記様式第十一号の次に一様式を加える改正規定　昭和五十六年四月一日

二　第二十六条の三第一項の改正規定、別記様式第十九号の改正規定及び附則第二項の規定　この省令の公布の日

三　前二号に掲げる改正規定以外の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定　昭和五十五年十二月一日

（宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律附則第六項の規定による講習の指定）

2　宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十六号。第四項において「改正法」という。）附則第六項の規定により都道府県知事が指定する講習は、改正後の宅地建物取引業法施行規則第十四条の十七の規定の例による。

（宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令附則第二項の規定による営業保証金の供託の届出書の様式）

3　宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百十三号）附則第二項の規定による営業保証金の供託をした旨の届出は、次の様式による営業保証金追加供託済届出書により行うものとする。

（略）

（経過措置）

4　改正法附則第四項及び第五項の規定により宅地建物取引業者が同法附則第三項に規定する者に対して交付する取引主任者の証明書の様式は、改正前の宅地建物取引業法施行規則別記様式第九号によるものとする。

附　則（昭和五六年九月二八日建設省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　法附則第六条第一項により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法第四十九条第一項の規定により発行した住宅債券及び法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団が旧宅地開発公団法（昭和五十年法律第四十五号）第三十四条第一項の規定により発行した宅地開発債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（昭和五七年五月七日建設省令第五号）

この省令は、昭和五十七年五月二十日から施行する。

附　則（昭和五八年六月二九日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年四月一日建設省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年一一月一八日建設省令第二三号）抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和六十三年十一月二十一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の三の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に宅地建物取引業者である者が事務所ごとに置くべき宅地建物取引業法第十五条第一項に規定する取引主任者の数については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則（以下「新省令」という。）第六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の三の改正規定の施行の際現に交付されている取引主任者証の様式については、新省令別記様式第七号の三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現に交付されている改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下「旧省令」という。）第十七条第一項の規定による証明書は、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、新省令第十七条の規定による証明書とみなす。

5　この省令の施行の際現に宅地建物取引業者である者が掲げる旧省令第十九条第二項の規定による標識は、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、新省令第十九条第二項の規定による標識とみなす。

（宅地建物取引業法施行令及び積立式宅地建物販売業法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定による営業保証金の供託の届出書の様式）

7　宅地建物取引業法施行令及び積立式宅地建物販売業法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百三十六号）附則第二項の規定による営業保証金の供託をした旨の届出は、次の様式による営業保証金追加供託済届出書により行うものとする。

（略）

附　則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年一月三〇日建設省令第一号）

この省令は、平成二年五月六日から施行する。

附　則（平成二年五月一一日建設省令第四号）

この省令は、平成二年九月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則第十五条の二の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年六月二〇日建設省令第一一号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成六年一月二四日建設省令第二号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成六年九月一九日建設省令第二五号）

この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附　則（平成七年四月一九日建設省令第一三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の別記様式第一号による申請書並びに別記様式第三号の四及び別記様式第十二号による届出書は、この省令の施行の日から三月間は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号による申請書並びに別記様式第三号の四及び別記様式第十二号による届出書とみなす。

附　則（平成八年一月二三日建設省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の別記様式第二号による宅地建物取引業経歴書は、この省令の施行の日から三月間は、この省令による改正後の別記様式第二号による宅地建物取引業経歴書とみなす。

3　改正法附則第三項に規定する者の宅地建物取引業法第四十九条に規定する帳簿を保存する期間については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現に宅地建物取引業者が掲げているこの省令による改正前の別記様式第十号から別記様式第十一号の三までによる標識は、この省令の施行の日から三月間は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第十号から別記様式第十一号の三までによる標識とみなす。

附　則（平成八年一〇月一五日建設省令第一四号）

（施行期日）

1　この省令は、平成九年四月十九日から施行する。ただし、第十五条の二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（宅地建物取引業法の一部を改正する法律附則第二項の規定による指定流通機構の指定）

2　宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十七号）附則第二項の規定によ

る指定に関し必要な手続その他の行為については、この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十九条の二及び第十九条の三の規定の例による。

附　則（平成九年一二月二二日建設省令第二二号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号、第三号の四、第五号、第六号の二及び第七号の改正規定は、平成十年二月二日から施行する。

（経過措置）

2　宅地建物取引主任者証及び従業者証明書の様式については、改正後の宅地建物取引業施行規則（以下「新省令」という。）別記様式第七号の三及び第八号の様式にかかわらず、平成十年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3　前項に規定する日までに交付された従前の様式による宅地建物取引主任者証及び従業者証明書の様式については、新省令別記様式第七号の三及び第八号の様式にかかわらず、平成十年四月一日以後においてもなお従前の例による。

附　則（平成一一年九月二七日建設省令第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　住宅・都市整備公団が旧公団法第五十五条第一項の規定により発行した住宅・都市整備債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（平成一二年一月三一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年二月一七日建設省令第一二号）

この省令は、平成十二年三月一日から施行する。

附　則（平成一二年三月三一日建設省令第一七号）

（施行期日）

1　この省令は、後見登記等に関する法律及び民事再生法の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　廃止前の和議法による和議開始の決定を受け、この省令の施行の際和議認可の決定の確定がない会社に係る改正後の第十五条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年九月二九日建設省令第三四号）

この省令は、信用金庫法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

附　則（平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年一一月三〇日建設省令第四五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附　則（平成一三年三月二一日国土交通省令第四一号）

この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附　則（平成一三年三月二六日国土交通省令第四二号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一三年八月三日国土交通省令第一一五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。

附　則（平成一四年二月一日国土交通省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年八月二日国土交通省令第九三号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附　則（平成一四年一二月二七日国土交通省令第一二一号）

この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。

附　則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月二六日国土交通省令第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　水資源開発公団が独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により発行した水資源開発債券、日本鉄道建設公団が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十九条第一項の規定により発行した鉄道建設債券及び運輸施設整備事業団が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第三十条第一項の規定により発行した運輸施設整備事業団債券は、第十一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（平成一六年二月一七日国土交通省令第四号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附　則（平成一六年三月一六日国土交通省令第一七号）

1　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　新東京国際空港公団（以下「公団」という。）が法附則第二十条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号。以下「公団法」という。）第二十九条第一項の規定により発行した新東京国際空港債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　都市公団が旧都市公団法第五十五条第一項の規定により発行した都市基盤整備債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　地域振興整備公団が中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。次条において「旧地域公団法」という。）第二十六条第一項の規定により発行した地域振興整備債券は、第二条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附　則（平成一六年一二月二八日国土交通省令第一一一号）

この省令は、信託業法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附　則（平成一六年一二月二八日国土交通省令第一一四号）

この省令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附　則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月二八日国土交通省令第二一号）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）　抄

この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附　則（平成一七年七月一日国土交通省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年三月一三日国土交通省令第九号）

この省令は、平成十八年四月二十四日から施行する。

附　則（平成一八年三月三一日国土交通省令第二五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十三条の十六第一項第一号の指定を受けている講習は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則（次項において「新規則」という。）第十三条の十六第一号の登録を受けているものとみなす。

2　この省令の施行前に旧規則第十三条の十六第一項第一号の指定を受けた講習を修了した者は、新規則第十三条の十六第一号に該当する者とみなす。

附　則（平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号）

（施行期日）

1　この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3　この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成一八年九月二〇日国土交通省令第八八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一八年九月二七日国土交通省令第九〇号）

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附　則（平成一八年一二月一日国土交通省令第一〇七号）

この省令は、平成十八年十二月二十日から施行する。

附　則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2　この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から五まで　略

六　宅地建物取引業法施行規則第十三条の五

附　則（平成一九年四月六日国土交通省令第五五号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。

附　則（平成一九年七月一〇日国土交通省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一九年八月六日国土交通省令第七七号）

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附　則（平成二〇年三月二四日国土交通省令第一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、第二章、第三章及び第四十二条第一項並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

附　則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年四月一日国土交通省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年八月二六日国土交通省令第五一号）

この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年三月三一日国土交通省令第一二号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年五月九日国土交通省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年八月一二日国土交通省令第六四号）

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

附　則（平成二三年八月三一日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附　則（平成二三年一二月二六日内閣府・国土交通省令第七号）

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附　則（平成二四年三月一五日国土交通省令第一七号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附　則（平成二四年四月二四日国土交通省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年四月一日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附　則（平成二六年一〇月一日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

1　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の四並びに積立式宅地建物販売業法施行規則別記様式第十は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二七年一月一六日国土交通省令第二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附　則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第一条の二第二項、第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項の規定の適用については、同令第一条の二第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

附　則（平成二九年三月二八日国土交通省令第一三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第二十二号は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二〇日国土交通省令第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附　則（令和元年一二月二七日国土交通省令第五二号）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則（令和二年七月一七日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、令和二年八月二十八日から施行する。

附　則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附　則（令和四年四月二七日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

附　則（令和四年四月二七日国土交通省令第四三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

附　則（令和五年三月三一日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附　則（令和五年九月一日国土交通省令第六七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下この条及び附則第四条において「旧規則」という。）第十条の五第六号の規定により証明書を交付された登録講習修了者に係る宅地建物取引業法（以下「法」という。）第十七条の十五に規定する帳簿及び旧規則第十条の十二第二項に規定する修了者一覧表の記載事項については、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第十条の十一第一項第五号及び第十条の十二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に法第十六条第三項の登録を受けている者は、施行日前においても、法第十七条の九第一項の規定により新規則第十条の七第十号に掲げる事項についての変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、施行日に行われたものとみなす。

第四条　旧規則別記様式第七号の二の二による交付申請書は、新規則別記様式第七号の二の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和五年一二月二八日内閣府・国土交通省令第八号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年一月二四日国土交通省令第四号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十五日）から施行する。ただし、第十六条の二の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附　則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第一号（第一条関係）

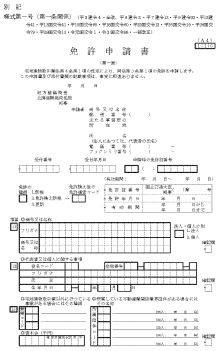

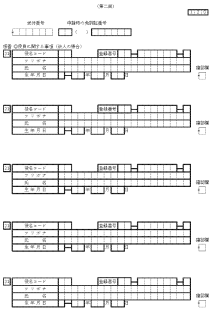

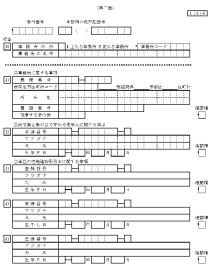

（第四面）

整理番号

受付番号　申請等の予約番号

注意

1 事務所の名称　（事務所コード）

（申請人が法人等の場合）

2 金融機関番号 / フリガナ / 氏名 / 生年月日　年　月　日　個別番号

3 金融機関番号 / フリガナ / 氏名 / 生年月日　年　月　日　個別番号

4 金融機関番号 / フリガナ / 氏名 / 生年月日　年　月　日　個別番号

5 金融機関番号 / フリガナ / 氏名 / 生年月日　年　月　日　個別番号

6 金融機関番号 / フリガナ / 氏名 / 生年月日　年　月　日　個別番号

（第五面）

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
（消印してはならない）

備　考

1　各面共通関係

① 申請者は、申印の欄には記入しないこと。

② 「申請特の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許種類については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許種別が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）01 51 ［1 0 0］（国土交通大臣印第100号の場合）

00	国土交通大臣	16	富山県知事	35	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	36	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
01	青森県知事	18	福井県知事	37	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	38	山口県知事	54	北海道知事（後志）
03	宮城県知事	20	長野県知事	39	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	40	香川県知事	56	北海道知事（上川）
05	山形県知事	22	静岡県知事	41	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
06	福島県知事	23	愛知県知事	42	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
07	茨城県知事	24	三重県知事	43	福岡県知事	59	北海道知事（オホーツク）
08	栃木県知事	25	滋賀県知事	44	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
09	群馬県知事	26	京都府知事	45	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
10	埼玉県知事	27	大阪府知事	46	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
11	千葉県知事	28	兵庫県知事	47	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
12	東京都知事	29	奈良県知事	48	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
13	神奈川県知事	30	和歌山県知事	49	鹿児島県知事		
14	新潟県知事	31	鳥取県知事	50	沖縄県知事		

③ 「改名コード」の欄は、下表より該当する改名のコードを記入すること。

ア　個人の場合には記入しないこと。

イ　代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

ウ　農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「02」を記入すること。

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	13	代表執行役（株式会社）		
02	取締役（株式会社）	05	社員（持分会社）	14	執行役（株式会社）		
03	監査役（株式会社）	07	理事	00	その他		
15	会計監査人（株式会社）	08	監事				

④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上段①の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「都号」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

（記入例）［13］―［0 0 0 1 0 0］―［　］　［東京都知事登録第00010号の場合］

⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、姓及び名欄には1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

⑥ 「生年月日」の欄は、表形の□に以下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

（記入例）［5］―［0 1］年［0 3］月［2 3］日

［平成元年3月23日の場合］

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の表口番付けのコードブック（戸籍事務「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって異なる市区町村に続く町名、郡区所等、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

〈記入例〉

渋	が	関	3	ー	1	ー	3		

③　申請者が法人等である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2　第一面関係

①　「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

②　「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「3」を記入した場合にのみ、上記1②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には51～66のうち該当するコードを記入すること。

③　商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

④　「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤　代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。

⑥　「業種コード」の欄は、下表より該当する業種のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「99」を記入すること。

01	農　業	05	建　設　業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サービス業		
02	林　業	06	製　造　業	10	金融・保険業	14	その他		
03	漁　業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産業				
04	鉱　業	08	運輸・通信業	12	不動産業				

①　「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係所属団体がない場合には「00」を記入すること。

01	(一社)マンション管理業協会	06	(一社)不動産協会
04	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社)不動産流通経営協会
05	(公社)全日本不動産協会	12	その他
09	(一社)日本ビルディング協会連合会の所属である各協会	13	(一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会

③　「宅地建」の欄は、法人の場合にのみ該当で記入すること。

3　第二面関係

①　第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。

②　役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。

③　第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4　第三面関係

①　第三面は、事業所の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

〈記入例〉

0	3	ー	5	2	5	3	ー	8	1	1	1

④　「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、専業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に専属する補助的な業務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5　第四面関係

①　「毎年の宅地建物取引士に関する事項（続き）」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。

②　第四面は、事業所の事務所ごとに作成すること。

③　第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

様式第二号（第一条の二関係）

様式第二号（第一条の二関係）　（略）

（A４）

（第一面）

宅地建物取引業届出書

1．事業の沿革

教育の免許	組　編　変　更			
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

2．事業の実績

イ．代理又は媒介の実績

期間	年　月　日から　年　月　日の1年間			年　月　日から　年　月　日の1年間			年　月　日から　年　月　日の1年間			年　月　日から　年　月　日の1年間			年　月　日から　年　月　日の1年間		
内容＼種類	売買・交換	貸借		売買・交換	貸借		売買・交換	貸借		売買・交換	貸借		売買・交換	貸借	
宅地	件数														
	面積(千円)														
	手数料														
建物	件数														
	面積(千円)														
	手数料														
宅地建物	件数														
	面積(千円)														
	手数料														
合計	件数														
	面積(千円)														
	手数料														

（第二面）

ロ．売買・交換の実績

種類＼期間		年　月　日から　年　月　日の1年間	年　月　日から　年　月　日の1年間	年　月　日から　年　月　日の1年間	年　月　日から　年　月　日の1年間	年　月　日から　年　月　日の1年間	年　月　日から　年　月　日の1年間
売	宅地	件数					
		面積(千円)					
	建物	件数					
		面積(千円)					
	宅地建物交換	件数					
		面積(千円)					
	合計	件数					
		面積(千円)					
買入	宅地	件数					
		面積(千円)					
	建物	件数					
		面積(千円)					
	宅地建物交換	件数					
		面積(千円)					
	合計	件数					
		面積(千円)					
交換	宅地	件数					
		面積(千円)					
	建物	件数					
		面積(千円)					
	宅地建物交換	件数					
		面積(千円)					
	合計	件数					
		面積(千円)					

備　考

1　新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。

2　「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。

3　「該当」の欄には、事業年度を記入すること。

4　「役員・交換」の欄には、上段に役員の異動を、下段に交換の異動を記入すること。

（Ａ４）

添　付　書　類 (5)

誓　約　書

申請者、申請者の役員、令第３条の２に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、法第５条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

商号又は名称
氏　　名
（法定代理人
商号又は名称
氏　　名）

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知　事

（Ａ４）

添　付　書　類 (6)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の３第１項に規定する要件を備えていることを証明します。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

商号又は名称
氏　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）

記

事務所の名称	所　在　地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

添付書類 (4)

（Ａ４）
１０３

（表　面）

対　象　役　員　の　届　出

別に記載
ページ

事務所の名称記載
ページ

記載

(1)

役名コード		最高年齢		歳		性		日
フリガナ								
氏　名								
生年月日	年	月	日					
住所市区町村コード		都道府県			市郡区		土地区	
住　所								検索欄

(2)

役名コード		最高年齢		歳		性		日
フリガナ								
氏　名								
生年月日	年	月	日					
住所市区町村コード		都道府県			市郡区		土地区	
住　所								検索欄

(3)

役名コード		最高年齢		歳		性		日
フリガナ								
氏　名								
生年月日	年	月	日					
住所市区町村コード		都道府県			市郡区		土地区	
住　所								検索欄

(4)

役名コード		最高年齢		歳		性		日
フリガナ								
氏　名								
生年月日	年	月	日					
住所市区町村コード		都道府県			市郡区		土地区	
住　所								検索欄

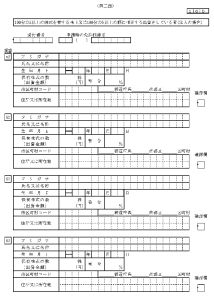

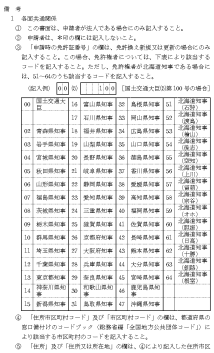

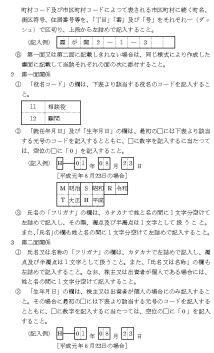

（A４）

添　付　書　類（５）

事務所を使用する権原に関する書類

事　項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合					
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用　途	
（事務所名） （所在地）							
（事務所名） （所在地）							
（事務所名） （所在地）							
（事務所名） （所在地）							
（事務所名） （所在地）							

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年　月　日

商号又は名称

氏　　名

備　考

１　「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。

２　「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。

①　「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。

②　「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

（A４）

添　付　書　類（６）

略　歴　書

住　所	電話番号（　　）　－		
フリガナ 氏　名		生年月日	年　月　日
職　名		登録番号	

職　歴	期　間	従事した職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日　　氏　名

添　付　書　類（７）

資産に関する調書

年　月　日現在（A４）

資　産		価　格	摘　要
資産	現金 預金 有価証券 不動産 土地 建物 機械 その他 計	円	
負債	借入金 未払金 預り金 その他 計	円	

備　考

１　この調書は、個人の場合のみが記入すること。

２　「機械」とは、農機具、船舶、電話加入権その他の機械器具類をいう。

添付書類（８）

（ＡＴＴＥＭＰＴ）

宅地建物取引業に従事する者の名簿

年　月　日現在

事務所の名称

従業者の住所

従業者証明書番号

従業者カード

従業者ＴＯＴＡＬ　　名　うち専任の宅地建物取引士　　名

番号	従業者証明書番号	氏　名	年	月	日	性別	生年月日	従業者証明書の交付年月日	宅地建物取引士である旨の登録の年月日	宅地建物取引士である旨の登録の年月日
01							（年　月　日）		（　　）	
02							（年　月　日）		（　　）	
03							（年　月　日）		（　　）	
04							（年　月　日）		（　　）	
05							（年　月　日）		（　　）	
06							（年　月　日）		（　　）	
07							（年　月　日）		（　　）	
08							（年　月　日）		（　　）	
09							（年　月　日）		（　　）	
10							（年　月　日）		（　　）	
11							（年　月　日）		（　　）	
12							（年　月　日）		（　　）	
13							（年　月　日）		（　　）	
14							（年　月　日）		（　　）	
15							（年　月　日）		（　　）	
16							（年　月　日）		（　　）	
17							（年　月　日）		（　　）	
18							（年　月　日）		（　　）	
19							（年　月　日）		（　　）	
20							（年　月　日）		（　　）	
21							（年　月　日）		（　　）	
22							（年　月　日）		（　　）	
23							（年　月　日）		（　　）	
24							（年　月　日）		（　　）	
25							（年　月　日）		（　　）	専任の旨

備　考

① この書類は、事務所ごとに作成すること。

② 申請者は、申請の欄には記入しないこと。

③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え前又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、仮ーM4のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）M 0 0　（国土交通大臣）第 1 0 0 号の場合）

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
		17	石川県知事	33	岡山県知事
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
03	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
05	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
06	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

51	北海道知事（石狩）
52	北海道知事（渡島）
53	北海道知事（檜山）
54	北海道知事（後志）
55	北海道知事（空知）
56	北海道知事（上川）
57	北海道知事（留萌）
58	北海道知事（宗谷）
59	北海道知事（オホ）
60	北海道知事（釧路）
61	北海道知事（日高）
62	北海道知事（十勝）
63	北海道知事（帯広）
64	北海道知事（根室）

④ 「宅地建物取引業に従事する者」とは、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

⑤ なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

⑥ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けてお詰めで記入すること。

⑦ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空欄の□に「0」を記入すること。

（記入例）H 0 1 0 5 3 3

（平成元年5月23日の場合）

M	明治	S	昭和	H	平成
T	大正	H	平成		

⑧ 「役職」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

⑨ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ所定の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。

⑩ 宅地建物取引士である者については、〔　〕内に登録番号を記入し、ここでいう事務の宅地建物取引士である者については、〔　〕の前に○印を付けること。

（記入例）○〔（東京）０００１００〕　（東京都知事登録第00100号である場合の宅地建物取引士の場合）

⑪ この書類に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書類に記載して当該記載の次に添付すること。

様式第三号（第四条関係）

（A 4）

第　　号

宅地建物取引業免許証

商号又は名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

専任の宅地建物取引士の設置義務に係る事務所の所在地

専任の宅地建物取引士の氏名

宅地建物取引業法施行規則第1条の2第1項の規定により、宅地建物取引業者の免許をあたえたことを証する。

年　　月　　日

国土交通大臣
北海道知事
知事

様式第三号の二（第四条の二関係）（平成2年3月・8年、平成5年6月・平成22年10月・令和2年3月一部改正）

（A 4）

3 1 0

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知　事　　殿

申請者　商号又は名称

郵　便　番　号（　　）

主たる事務所の所在地

氏　　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

電　話　番　号（　　）　　－

ファクシミリ番号（　　）　　－

受付番号　　受付年月日　　申請時の免許証番号

第 □□□□ 号　第 □□□□ 号　□（　　）□□□□

変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
（フリガナ）商号又は名称			
（フリガナ）代表者氏名			
主たる事務所の所在地			

備考欽

様式第三号の二（第四条の二関係）

備　考

① 申請者は、本枠の欄に記入しないこと。

② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者が北海道知事である場合には、01～46のうち該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、01～46のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）0 0 0 5　□□□1 0 0 0　［国土交通大臣区分第100号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
03	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
05	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
06	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
07	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
08	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
09	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
10	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
11	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
12	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
13	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
14	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		
15	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）		

様式第三号の三（第四条の三関係）

様式第三号の三（第四条の三関係）（平3建令3・3改、平11建令41・平20国交令13・令3建交令68・一部改正）

（Ａ４）

３２０

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第４条の３の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知　事

申請者　商号又は名称
郵便番号（　）
主たる事務所の所在地
氏名
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号（　）　－
ファクシミリ番号（　）　－

受付番号　第□□□□　受付年月日　第□□□□　申請時の免許証番号　□（　）□□□□

（フリガナ）商号又は名称	
（フリガナ）代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
再交付を申請する理由	1．亡失　2．滅失　3．汚損　4．破損

備考欄

備　考

① 申請者は、本枠の欄に記入しないこと。

② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者が北海道知事である場合には、01～46のうち該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、01～46のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）0 0 0 5　□□□1 0 0 0　［国土交通大臣区分第100号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
03	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
05	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
06	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
07	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
08	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
09	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
10	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
11	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
12	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
13	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
14	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		
15	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）		

③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。

④ 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。

様式第三号の四（第五条の三関係）

様式第三号の四（第五条の三関係）（平3建令4・3改、平5建令3・平7建令51・平9建令62・平12建令41・平13国交令40・平20国交令13・平24国交令12・平26国交令79・平28国交令13・令元国交令4・令3国交令68・一部改正）

（Ａ４）

２１０

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

（第一面）

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項を変つた。
記第百五十五号　（切代理業之承認）　（以後書　（準備期間　次回令第三条の三で定める様式）
紙幅の切り出し線は切れ目　について注意のうえ　しかつて、宅地建物取引業法第十条の規定により届出ます。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

届出者　商号又は名称
郵便番号（　）
主たる事務所の所在地
氏名
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号（　）　－
ファクシミリ番号（　）　－

受付番号　第□□□□　受付年月日　第□□□□　第　号の届出番号　□（　）□□□□

届出　商号又は名称

商号又は名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
代理業者	商号又は名称

届出　代理業者又は届出に関する事項

主たる事務所	郵便番号
電話番号	
ファクシミリ番号	
氏名	
生年月日	年　月　日
代理業者	郵便番号
電話番号	
ファクシミリ番号	
氏名	
生年月日	年　月　日

変更年月日　年　月　日
変更事項
1．商号又は名称　2．主たる事務所の所在地　3．代表者氏名　4．代理業者　5．届出者の氏名

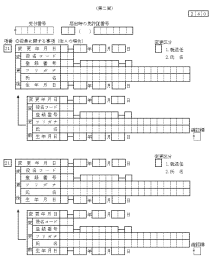

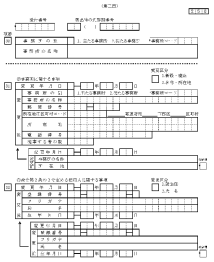

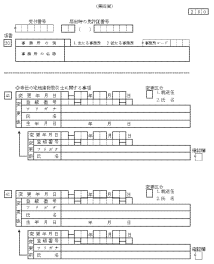

備　考

1　各加充連関係

①　加充者は、本印の欄には記入しないこと。

②　「自社特の免許証番号」の欄は、免許種別については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許種別が旧高速知事であるる場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び保証業務を兼営する銀行については（記入例）③に従うこと。

（記入例）②　0 0　③　1 0 0　［国土交通大臣第300号の場合］

④　0 0　1　5 0　［国土交通大臣第150号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	52	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	53	北海道知事（渡島）
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	54	北海道知事（檜山）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	55	北海道知事（後志）
03	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	56	北海道知事（空知）
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	57	北海道知事（上川）
05	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	58	北海道知事（留萌）
06	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	59	北海道知事（宗谷）
07	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	60	北海道知事（オホ）
08	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	61	北海道知事（胆振）
09	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	62	北海道知事（日高）
10	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	63	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	64	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	65	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③　「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

〈記入例〉

5		0	1	年	0	5	月	0	2	日

［平成元年５月２日の場合］

M	明治	S	昭和	H	平成
T	大正	R	平成		

④　「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

ア　個人の場合には記入しないこと。

イ　代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

ウ　農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	13	代表執行役（株式会社）
03	取締役（株式会社）	05	社員（持分会社）	14	執行役（株式会社）
05	監査役（株式会社）	07	理事	00	その他
15	会計参与（株式会社）	08	監事		

⑤　「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記⑤の表より該当するコードを記入すること。ただし、法人業務事務の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「第号」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

〈記入例〉

1	1	－	0	0	0	1	0	0	－												

［東京都知事登録第000100号の場合］

⑥　氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入すること。

⑦　「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑧　「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居表示等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

〈記入例〉

霞	が	関	2	－	1	－	3														

2　第一定期等

①　①から⑩までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

②　番号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「番号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

③　項番⑤の項目は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「3」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3　第二定期等

項番⑤の項目は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　代表者以外の役員を相属した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「3」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4　第三定期等

①　第三定期は、項番⑤の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　項番⑥の項目の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④　項番⑦の項目は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ　事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ　事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「3」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

〈記入例〉

0	3	－	5	2	5	3	－	8	1	1	1										

⑥　「従事する者の数」の欄は、半角で記入すること。

⑦　項番⑧の項目は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番⑧の事務所ごとに作成すること。

ア　政令第３条の２で定める使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　事務所を新設に伴い、政令第３条の２で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　事務所の廃止に伴い、政令第３条の２で定める使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　政令第３条の２で定める使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「3」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5　第四定期等

①　第四定期は、項番⑧の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　項番⑨の項目の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④　項番⑩の項目は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番⑩の事務所ごとに作成すること。

ア　専任の宅地建物取引士に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　専任の宅地建物取引士を相属した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「3」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

様式第三号の五（第五条の五関係）

様式第三号の五（第五条の五関係）（平成22年3月・全改、平成26年4月・平成29年3月改正・令和2年3月改正・令和5年4月一部改正）

（Ａ４）

2	7	0

廃 業 等 届 出 書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

届出者　住　所
氏　名

受付番号　第　　号　受付年月日　年　月　日　届出時の免許証番号　国土交通大臣（　）第　　号

届出の種別	1．死　亡　2．合併による消滅　3．破産手続開始の決定　4．解　散　5．廃　止
商号又は名称	
代表者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
宅地建物取引業者と届出人との関係	1．相続人　2．元代表役員　3．破産管財人　4．清算人　5．本　人　※届出欄

備　考

① 届出者は、※印の欄には記入しないこと。

② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）　0 0　85　1 0 0　［国土交通大臣記第100号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
03	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
04	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
05	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
06	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
07	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
08	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（網走）
09	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
10	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
11	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
12	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
13	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
14	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③ 「届出の種別」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知つた日を付記すること。

様式第三号の六（第十条の二関係）

様式第三号の六（第十条の二関係）（平成22年4月・全改、令和2年3月・令和5年4月一部改正）

（表　面）

（Ａ４）

登録講習機関登録申請書

登録の種類	新規・更新	※ 登録番号	
		※ 登録・更新年月日	年　月　日

この申請書により、宅地建物取引業法［第16条第3項の登録／第17条の4第1項の登録の更新］を申請します。

年　月　日

申請者

国土交通大臣　殿

フリガナ 氏名又は名称	
住　所	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－
登録講習業務を行うおたる事務所の所在地	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名	
登録講習業務を開始しようとする年月日	年　月　日

備考

1　※印のある欄には、記入しないこと。

2　「新規・更新」及び「［第16条第3項の登録／第17条の4第1項の登録の更新］」については、不要のものを消すこと。

様式第三号の六（第十条の二関係）

様式第三号の七　削除
様式第三号の八　削除
様式第三号の九（第十三条の十七関係）

様式第三号の九（第十三条の十七関係）（平20規則23追加、平24規則29改正・令2規則9改正・一部改正）

（表面）

（Ａ４）

講習に関する事項	
フリガナ 氏　　名	割当する予定の科目

様式第三号の九（第十三条の十七関係）（平20規則23追加、平24規則29改正・令2規則9改正・令3規則29改正・令6規則30一部改正）

（裏面）

（Ａ４）

登録実務講習登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録・更新年月日	年　月　日
この申請書により、宅地建物取引業法施行規則		第13条の16第１号の登録 第13条の20第１項の登録の	更新 を申請します。 年　月　日 申請者 国土交通大臣　殿
フリガナ 氏名又は名称			
住　　所		郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－	
登録実務講習事務を行う事務所	名称	電話番号（　）　－	
	所在地	郵便番号（　－　）	
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
登録実務講習事務を開始しようとする年月日		年　月　日	

備考
１　※印のある欄には、記入しないこと。
２　「新規・更新」及び（第13条の16第１号の登録
第13条の20第１項の登録の更新）については、不要のものを消すこと。

様式第三号の十（第十三条の二十一関係）

様式第三号の十（第十三条の二十一関係）（平20規則23追加、平24規則29改正・令3規則29一部改正）

（Ａ５）

講習に関する事項	
フリガナ 氏　　名	割当する予定の科目

登録実務講習修了証

氏名
生年月日　　年　月　日
試験地等
合格年度　　年度
合格証書番号
この者は、宅地建物取引業法施行規則第13条の16第１号の規定に基づく講習を修了したかであることを証します。
登録実務講習修了年月日　　年　月　日
交付年月日　　年　月　日
修了証書番号　　第　　号
登録実務講習実施機関　　印
（登録番号　第　　号）

様式第四号（第十四条の二の二関係）

様式第四号（第十四条の二の二関係）（平成１８年４・全改、平４規則９２・平３１規則４６・平５１規則２６・令５規則２６４・一部改正）

（Ａ４）

宅地建物取引士資格登録簿

登録番号　　登録年月日

(1) 氏名（フリガナ）

(2) 生年月日

(3) 本籍　　性別

(4) 住所

(5) 試験合格年月日　　合格証書番号

(6) 実務経験に関する事項

実務経験先の免許証番号、商号又は名称及びそこでの職務内容　　期間

合計

(7) 国土交通大臣の認定に関する事項

認定の内容　　認定年月日

(8) 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称

免許証番号

(9) 事務禁止等の処分

年月日　　内容

年月日　　内容

(10) 宅地建物取引士証に関する事項

交付年月日　　有効期間の満了する日　　発行番号

(11) 登録の移転に関する事項

試験を行った都道府県知事　　移転前の都道府県知事

様式第五号（第十四条の三関係）

様式第五号（第十四条の三関係）（平５建令６・全改、平８建令２・平３建令４・平１３建令４・平１６建令３・平１９建令３・令５建令６６・一部改正）

（Ａ４）

登録申請書

（表一面）

宅地建物取引業法第１８条第１項の規定により、宅地建物取引士の登録を申請します。

年　月　日

申請者　住　所

氏　名

氏名変更　住所変更　本籍変更

（ふりがな）

氏　名

生年月日　　年　月　日

本　籍　　都道府県

電話番号

勤務先住所コード　　事務所名

電話

勤務先住所コード　　事務所名

電話

登録番号

(1) 住民票等に関する事項

住民票等の市区町村名　　都道府県

住民票等の市区町村コード

住民票等の市区町村名　　郡

住民票等の市区町村コード

住民票等の市区町村名　　都道府県

住民票等の市区町村コード

住民票等の市区町村名　　郡

市区町村コード

(2) 住民票等の市区町村に関する事項

住民票等の市区町村コード　　郵便番号　－

(3) 欠格事項事項　　住民票コード　－　－

(4) 住民票コード変更の事実の届出に係る事項

変更年月日　　住民票コード

変更事項

（第二面）

証　紙　欄

（消印してはならない）

備　考

① 申請者は、本欄の欄には記入しないこと。

② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入すること。

③ 「生年月日」、「認定年月日」及び「合格年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空白の□に「０」を記入すること。

（記入例）　０４ 年 ０１ 月 ０５ 日

［平成元年１０月１０日の場合］

M	明治	S	昭和	H	平成
T	大正	H	平成		

④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の数口識別付のコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑥ 「住所」の欄は、⑤により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）　麹 が 関 ２ － １ － ３

⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、右詰めで記入すること。

（記入例）　０３ － ５３５３ － ８１１１

⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の数口識別付のコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、０９０００００と記入すること。

⑨ 「本籍」の欄は、⑤により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）　麹 が 関 六 丁 目 壱 番 弐 号

③　「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び特託業務を兼営する銀行については、（記入例）のとおりとする。

（記入例）の　01 02　[1 0 0]　[国土交通大臣免許100号の場合]

の　02 01　[1 5 0]　[国土交通大臣免許150号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（網走）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

④　「実務経験に関する事項」の「商号又は名称」の欄は、カタカナで記入すること。

⑤　「実務経験に関する事項」について記入しきれないときは、欄外に必要事項を記入し、「合計」の欄は、欄外に記入した実務経験の年月日を含めて記入すること。

⑥　「期間」の欄は、それぞれ、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、桁位の□に「0」を記入すること。

（記入例）　0 1 1 0 3 ～ 0 5 1 0 3 1

（平成元年11月3日から令和元年10月31日までの場合）

S	昭和	H	平成	R	令和

⑦　「認定コード」の欄は、下表より該当する認定の内容のコードを記入すること。

1	国土交通大臣が指定する宅地又は建物の取引に関する実務についての講習を修了した者
2	国、地方公共団体又はこれらの出資を行い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して5年以上である者
3	上記に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地建物取引業法第16条1項に規定する宅地又は建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者

⑧　「合格証書番号」の欄は、和暦で記入すること。

⑨　業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項の「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

様式第五号の二（第十四条の三関係）

様式第五号の二（第十四条の三関係）　（昭和62年6月1日追加、平成5年9月1日改正・令和元年6月6日一部改正）

（Ａ４）

実務経験証明書

		（フリガナ） 認定知事氏名	
実務経験及び在職期間		証明者	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 知事　第　号
商号又は名称		商号又は名称	
職務内容 従業者証明書番号		代表者氏名	
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間		
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 知事　第　号
商号又は名称		商号又は名称	
職務内容 従業者証明書番号		代表者氏名	
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間		
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 知事　第　号
商号又は名称		商号又は名称	
職務内容 従業者証明書番号		代表者氏名	
在職期間	年　月　日から 年　月　日まで 年　月間		
在職期間計	年　月間		

備考

1　証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等の証明すること。

2　証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。

3　実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

様式第六号（第十四条の三関係）

様式第六号（第十四条の三関係）　（昭和62年6月1日追加、昭和63年4月1日改正・令和元年令和4年4月1日改正）

誓約書

（Ａ４）

私は、宅地建物取引業法第16条第1項第3号から第12号までに該当しないことを誓約します。

年　月　日

氏　名

知事　殿

様式第六号の二（第十四条の五関係）

様式第六号の二（第十四条の五関係）（ポリ袋あり・金色、ポイ袋あり・ポリ袋なし・ポリ袋令和・ポリ袋三ロ令和・ポリ袋三ロ令和・ポリ袋三ロ令和・令和三ロ令和・令和三ロ令和・令和三ロ令和・令和三ロ令和・令和三ロ令和・令和三ロ令和・一部改正）

（ヨコ・タテ）

登録移転申請書

電　話　欄
（使用してはならない）

24	7
電　話	
区　分	

有効期間満了日の翌日から起算して10年間の経過により、登録の移転を申請します。

年　月　日

住所（郵便番号　　）

本店等　名　称

代表者　氏　名

移転元の都道府県知事の指定番号	移転元の都道府県知事の指定年月日	移転元の登録番号

移転元の登録年月日	移転元の都道府県知事の指定番号	移転元の都道府県知事の指定年月日	移転後の事務所番号

03 日本標準産業分類番号

フ リ ガ ナ	
名　称	
郵 便 番 号	〒　　－　　（市・区・郡）
都道府県・市区町村コード	都道府県コード　　市区町村コード
住　所	
電 話 番 号	
本籍地・外国人コード	都道府県コード　　市区町村コード
本　籍	都道府県

04 日本標準産業分類番号

移転前に都道府県知事	移転日の表示
登録番号は1ロ・2ロ・3ロ・4ロ・5ロ・6ロ・7ロ・8ロ・9ロ・10ロ・11ロ・12ロ・13ロ・14ロ・15ロ・16ロ・17ロ・18ロ・19ロ・20ロ・21ロ・22ロ・23ロ・24ロ・25ロ・26ロ・27ロ・28ロ・29ロ・30ロ・31ロ・32ロ・33ロ・34ロ・35ロ・36ロ・37ロ・38ロ・39ロ・40ロ・41ロ・42ロ・43ロ・44ロ・45ロ・46ロ・47ロ・48ロ・49ロ・50ロ・51ロ・52ロ・53ロ・54ロ・55ロ・56ロ・57ロ・58ロ・59ロ・60ロ・61ロ・62ロ・63ロ・64ロ・65ロ・66ロ・67ロ・68ロ・69ロ・70ロ・71ロ・72ロ・73ロ・74ロ・75ロ・76ロ・77ロ・78ロ・79ロ・80ロ・81ロ・82ロ・83ロ・84ロ・85ロ・86ロ・87ロ・88ロ・89ロ・90ロ・91ロ・92ロ・93ロ・94ロ・95ロ・96ロ・97ロ・98ロ・99ロ・100ロ・101ロ・102ロ・103ロ・104ロ・105ロ・106ロ・107ロ・108ロ・109ロ・110ロ・111ロ・112ロ・113ロ・114ロ・115ロ・116ロ・117ロ・118ロ・119ロ・120ロ・121ロ・122ロ・123ロ・124ロ・125ロ・126ロ・127ロ・128ロ・129ロ・130ロ・131ロ・132ロ・133ロ・134ロ・135ロ・136ロ・137ロ・138ロ・139ロ・140ロ・141ロ・142ロ・143ロ・144ロ・145ロ・146ロ・147ロ・148ロ・149ロ・150ロ・151ロ・152ロ・153ロ・154ロ・155ロ・156ロ・157ロ・158ロ・159ロ・160ロ・161ロ・162ロ・163ロ・164ロ・165ロ・166ロ・167ロ・168ロ・169ロ・170ロ・171ロ・172ロ・173ロ・174ロ・175ロ・176ロ・177ロ・178ロ・179ロ・180ロ・181ロ・182ロ・183ロ・184ロ・185ロ・186ロ・187ロ・188ロ・189ロ・190ロ・191ロ・192ロ・193ロ・194ロ・195ロ・196ロ・197ロ・198ロ・199ロ・200ロ・201ロ・202ロ・203ロ・204ロ・205ロ・206ロ・207ロ・208ロ・209ロ・210ロ・211ロ・212ロ・213ロ・214ロ・215ロ・216ロ・217ロ・218ロ・219ロ・220ロ・221ロ・222ロ・223ロ・224ロ・225ロ・226ロ・227ロ・228ロ・229ロ・230ロ・231ロ・232ロ・233ロ・234ロ・235ロ・236ロ・237ロ・238ロ・239ロ・240ロ・241ロ・242ロ・243ロ・244ロ・245ロ・246ロ・247ロ・248ロ・249ロ・250ロ・251ロ・252ロ・253ロ・254ロ・255ロ・256ロ・257ロ・258ロ・259ロ・260ロ・261ロ・262ロ・263ロ・264ロ・265ロ・266ロ・267ロ・268ロ・269ロ・270ロ・271ロ・272ロ・273ロ・274ロ・275ロ・276ロ・277ロ・278ロ・279ロ・280ロ・281ロ・282ロ・283ロ・284ロ・285ロ・286ロ・287ロ・288ロ・289ロ・290ロ・291ロ・292ロ・293ロ・294ロ・295ロ・296ロ・297ロ・298ロ・299ロ・300ロ・301ロ・302ロ・303ロ・304ロ・305ロ・306ロ・307ロ・308ロ・309ロ・310ロ・311ロ・312ロ・313ロ・314ロ・315ロ・316ロ・317ロ・318ロ・319ロ・320ロ・321ロ・322ロ・323ロ・324ロ・325ロ・326ロ・327ロ・328ロ・329ロ・330ロ・331ロ・332ロ・333ロ・334ロ・335ロ・336ロ・337ロ・338ロ・339ロ・340ロ・341ロ・342ロ・343ロ・344ロ・345ロ・346ロ・347ロ・348ロ・349ロ・350ロ・351ロ・352ロ・353ロ・354ロ・355ロ・356ロ・357ロ・358ロ・359ロ・360ロ・361ロ・362ロ・363ロ・364ロ・365ロ・366ロ・367ロ・368ロ・369ロ・370ロ・371ロ・372ロ・373ロ・374ロ・375ロ・376ロ・377ロ・378ロ・379ロ・380ロ・381ロ・382ロ・383ロ・384ロ・385ロ・386ロ・387ロ・388ロ・389ロ・390ロ・391ロ・392ロ・393ロ・394ロ・395ロ・396ロ・397ロ・398ロ・399ロ・400ロ・401ロ・402ロ・403ロ・404ロ・405ロ・406ロ・407ロ・408ロ・409ロ・410ロ・411ロ・412ロ・413ロ・414ロ・415ロ・416ロ・417ロ・418ロ・419ロ・420ロ・421ロ・422ロ・423ロ・424ロ・425ロ・426ロ・427ロ・428ロ・429ロ・430ロ・431ロ・432ロ・433ロ・434ロ・435ロ・436ロ・437ロ・438ロ・439ロ・440ロ・441ロ・442ロ・443ロ・444ロ・445ロ・446ロ・447ロ・448ロ・449ロ・450ロ・451ロ・452ロ・453ロ・454ロ・455ロ・456ロ・457ロ・458ロ・459ロ・460ロ・461ロ・462ロ・463ロ・464ロ・465ロ・466ロ・467ロ・468ロ・469ロ・470ロ・471ロ・472ロ・473ロ・474ロ・475ロ・476ロ・477ロ・478ロ・479ロ・480ロ・481ロ・482ロ・483ロ・484ロ・485ロ・486ロ・487ロ・488ロ・489ロ・490ロ・491ロ・492ロ・493ロ・494ロ・495ロ・496ロ・497ロ・498ロ・499ロ・500ロ・501ロ・502ロ・503ロ・504ロ・505ロ・506ロ・507ロ・508ロ・509ロ・510ロ・511ロ・512ロ・513ロ・514ロ・515ロ・516ロ・517ロ・518ロ・519ロ・520ロ・521ロ・522ロ・523ロ・524ロ・525ロ・526ロ・527ロ・528ロ・529ロ・530ロ・531ロ・532ロ・533ロ・534ロ・535ロ・536ロ・537ロ・538ロ・539ロ・540ロ・541ロ・542ロ・543ロ・544ロ・545ロ・546ロ・547ロ・548ロ・549ロ・550ロ・551ロ・552ロ・553ロ・554ロ・555ロ・556ロ・557ロ・558ロ・559ロ・560ロ・561ロ・562ロ・563ロ・564ロ・565ロ・566ロ・567ロ・568ロ・569ロ・570ロ・571ロ・572ロ・573ロ・574ロ・575ロ・576ロ・577ロ・578ロ・579ロ・580ロ・581ロ・582ロ・583ロ・584ロ・585ロ・586ロ・587ロ・588ロ・589ロ・590ロ・591ロ・592ロ・593ロ・594ロ・595ロ・596ロ・597ロ・598ロ・599ロ・600ロ・601ロ・602ロ・603ロ・604ロ・605ロ・606ロ・607ロ・608ロ・609ロ・610ロ・611ロ・612ロ・613ロ・614ロ・615ロ・616ロ・617ロ・618ロ・619ロ・620ロ・621ロ・622ロ・623ロ・624ロ・625ロ・626ロ・627ロ・628ロ・629ロ・630ロ・631ロ・632ロ・633ロ・634ロ・635ロ・636ロ・637ロ・638ロ・639ロ・640ロ・641ロ・642ロ・643ロ・644ロ・645ロ・646ロ・647ロ・648ロ・649ロ・650ロ・651ロ・652ロ・653ロ・654ロ・655ロ・656ロ・657ロ・658ロ・659ロ・660ロ・661ロ・662ロ・663ロ・664ロ・665ロ・666ロ・667ロ・668ロ・669ロ・670ロ・671ロ・672ロ・673ロ・674ロ・675ロ・676ロ・677ロ・678ロ・679ロ・680ロ・681ロ・682ロ・683ロ・684ロ・685ロ・686ロ・687ロ・688ロ・689ロ・690ロ・691ロ・692ロ・693ロ・694ロ・695ロ・696ロ・697ロ・698ロ・699ロ・700ロ・701ロ・702ロ・703ロ・704ロ・705ロ・706ロ・707ロ・708ロ・709ロ・710ロ・711ロ・712ロ・713ロ・714ロ・715ロ・716ロ・717ロ・718ロ・719ロ・720ロ・721ロ・722ロ・723ロ・724ロ・725ロ・726ロ・727ロ・728ロ・729ロ・730ロ・731ロ・732ロ・733ロ・734ロ・735ロ・736ロ・737ロ・738ロ・739ロ・740ロ・741ロ・742ロ・743ロ・744ロ・745ロ・746ロ・747ロ・748ロ・749ロ・750ロ・751ロ・752ロ・753ロ・754ロ・755ロ・756ロ・757ロ・758ロ・759ロ・760ロ・761ロ・762ロ・763ロ・764ロ・765ロ・766ロ・767ロ・768ロ・769ロ・770ロ・771ロ・772ロ・773ロ・774ロ・775ロ・776ロ・777ロ・778ロ・779ロ・780ロ・781ロ・782ロ・783ロ・784ロ・785ロ・786ロ・787ロ・788ロ・789ロ・790ロ・791ロ・792ロ・793ロ・794ロ・795ロ・796ロ・797ロ・798ロ・799ロ・800ロ・801ロ・802ロ・803ロ・804ロ・805ロ・806ロ・807ロ・808ロ・809ロ・810ロ・811ロ・812ロ・813ロ・814ロ・815ロ・816ロ・817ロ・818ロ・819ロ・820ロ・821ロ・822ロ・823ロ・824ロ・825ロ・826ロ・827ロ・828ロ・829ロ・830ロ・831ロ・832ロ・833ロ・834ロ・835ロ・836ロ・837ロ・838ロ・839ロ・840ロ・841ロ・842ロ・843ロ・844ロ・845ロ・846ロ・847ロ・848ロ・849ロ・850ロ・851ロ・852ロ・853ロ・854ロ・855ロ・856ロ・857ロ・858ロ・859ロ・860ロ・861ロ・862ロ・863ロ・864ロ・865ロ・866ロ・867ロ・868ロ・869ロ・870ロ・871ロ・872ロ・873ロ・874ロ・875ロ・876ロ・877ロ・878ロ・879ロ・880ロ・881ロ・882ロ・883ロ・884ロ・885ロ・886ロ・887ロ・888ロ・889ロ・890ロ・891ロ・892ロ・893ロ・894ロ・895ロ・896ロ・897ロ・898ロ・899ロ・900ロ・901ロ・902ロ・903ロ・904ロ・905ロ・906ロ・907ロ・908ロ・909ロ・910ロ・911ロ・912ロ・913ロ・914ロ・915ロ・916ロ・917ロ・918ロ・919ロ・920ロ・921ロ・922ロ・923ロ・924ロ・925ロ・926ロ・927ロ・928ロ・929ロ・930ロ・931ロ・932ロ・933ロ・934ロ・935ロ・936ロ・937ロ・938ロ・939ロ・940ロ・941ロ・942ロ・943ロ・944ロ・945ロ・946ロ・947ロ・948ロ・949ロ・950ロ・951ロ・952ロ・953ロ・954ロ・955ロ・956ロ・957ロ・958ロ・959ロ・960ロ・961ロ・962ロ・963ロ・964ロ・965ロ・966ロ・967ロ・968ロ・969ロ・970ロ・971ロ・972ロ・973ロ・974ロ・975ロ・976ロ・977ロ・978ロ・979ロ・980ロ・981ロ・982ロ・983ロ・984ロ・985ロ・986ロ・987ロ・988ロ・989ロ・990ロ・991ロ・992ロ・993ロ・994ロ・995ロ・996ロ・997ロ・998ロ・999ロ・1000ロ・1001ロ・1002ロ・1003ロ・1004ロ・1005ロ・1006ロ・1007ロ・1008ロ・1009ロ・1010ロ・1011ロ・1012ロ・1013ロ・1014ロ・1015ロ・1016ロ・1017ロ・1018ロ・1019ロ・1020ロ・1021ロ・1022ロ・1023ロ・1024ロ・1025ロ・1026ロ・1027ロ・1028ロ・1029ロ・1030ロ・1031ロ・1032ロ・1033ロ・1034ロ・1035ロ・1036ロ・1037ロ・1038ロ・1039ロ・1040ロ・1041ロ・1042ロ・1043ロ・1044ロ・1045ロ・1046ロ・1047ロ・1048ロ・1049ロ・1050ロ・1051ロ・1052ロ・1053ロ・1054ロ・1055ロ・1056ロ・1057ロ・1058ロ・1059ロ・1060ロ・1061ロ・1062ロ・1063ロ・1064ロ・1065ロ・1066ロ・1067ロ・1068ロ・1069ロ・1070ロ・1071ロ・1072ロ・1073ロ・1074ロ・1075ロ・1076ロ・1077ロ・1078ロ・1079ロ・1080ロ・1081ロ・1082ロ・1083ロ・1084ロ・1085ロ・1086ロ・1087ロ・1088ロ・1089ロ・1090ロ・1091ロ・1092ロ・1093ロ・1094ロ・1095ロ・1096ロ・1097ロ・1098ロ・1099ロ・1100ロ・1101ロ・1102ロ・1103ロ・1104ロ・1105ロ・1106ロ・1107ロ・1108ロ・1109ロ・1110ロ・1111ロ・1112ロ・1113ロ・1114ロ・1115ロ・1116ロ・1117ロ・1118ロ・1119ロ・1120ロ・1121ロ・1122ロ・1123ロ・1124ロ・1125ロ・1126ロ・1127ロ・1128ロ・1129ロ・1130ロ・1131ロ・1132ロ・1133ロ・1134ロ・1135ロ・1136ロ・1137ロ・1138ロ・1139ロ・1140ロ・1141ロ・1142ロ・1143ロ・1144ロ・1145ロ・1146ロ・1147ロ・1148ロ・1149ロ・1150ロ・1151ロ・1152ロ・1153ロ・1154ロ・1155ロ・1156ロ・1157ロ・1158ロ・1159ロ・1160ロ・1161ロ・1162ロ・1163ロ・1164ロ・1165ロ・1166ロ・1167ロ・1168ロ・1169ロ・1170ロ・1171ロ・1172ロ・1173ロ・1174ロ・1175ロ・1176ロ・1177ロ・1178ロ・1179ロ・1180ロ・1181ロ・1182ロ・1183ロ・1184ロ・1185ロ・1186ロ・1187ロ・1188ロ・1189ロ・1190ロ・1191ロ・1192ロ・1193ロ・1194ロ・1195ロ・1196ロ・1197ロ・1198ロ・1199ロ・1200ロ・1201ロ・1202ロ・1203ロ・1204ロ・1205ロ・1206ロ・1207ロ・1208ロ・1209ロ・1210ロ・1211ロ・1212ロ・1213ロ・1214ロ・1215ロ・1216ロ・1217ロ・1218ロ・1219ロ・1220ロ・1221ロ・1222ロ・1223ロ・1224ロ・1225ロ・1226ロ・1227ロ・1228ロ・1229ロ・1230ロ・1231ロ・1232ロ・1233ロ・1234ロ・1235ロ・1236ロ・1237ロ・1238ロ・1239ロ・1240ロ・1241ロ・1242ロ・1243ロ・1244ロ・1245ロ・1246ロ・1247ロ・1248ロ・1249ロ・1250ロ・1251ロ・1252ロ・1253ロ・1254ロ・1255ロ・1256ロ・1257ロ・1258ロ・1259ロ・1260ロ・1261ロ・1262ロ・1263ロ・1264ロ・1265ロ・1266ロ・1267ロ・1268ロ・1269ロ・1270ロ・1271ロ・1272ロ・1273ロ・1274ロ・1275ロ・1276ロ・1277ロ・1278ロ・1279ロ・1280ロ・1281ロ・1282ロ・1283ロ・1284ロ・1285ロ・1286ロ・1287ロ・1288ロ・1289ロ・1290ロ・1291ロ・1292ロ・1293ロ・1294ロ・1295ロ・1296ロ・1297ロ・1298ロ・1299ロ・1300ロ・1301ロ・1302ロ・1303ロ・1304ロ・1305ロ・1306ロ・1307ロ・1308ロ・1309ロ・1310ロ・1311ロ・1312ロ・1313ロ・1314ロ・1315ロ・1316ロ・1317ロ・1318ロ・1319ロ・1320ロ・1321ロ・1322ロ・1323ロ・1324ロ・1325ロ・1326ロ・1327ロ・1328ロ・1329ロ・1330ロ・1331ロ・1332ロ・1333ロ・1334ロ・1335ロ・1336ロ・1337ロ・1338ロ・1339ロ・1340ロ・1341ロ・1342ロ・1343ロ・1344ロ・1345ロ・1346ロ・1347ロ・1348ロ・1349ロ・1350ロ・1351ロ・1352ロ・1353ロ・1354ロ・1355ロ・1356ロ・1357ロ・1358ロ・1359ロ・1360ロ・1361ロ・1362ロ・1363ロ・1364ロ・1365ロ・1366ロ・1367ロ・1368ロ・1369ロ・1370ロ・1371ロ・1372ロ・1373ロ・1374ロ・1375ロ・1376ロ・1377ロ・1378ロ・1379ロ・1380ロ・1381ロ・1382ロ・1383ロ・1384ロ・1385ロ・1386ロ・1387ロ・1388ロ・1389ロ・1390ロ・1391ロ・1392ロ・1393ロ・1394ロ・1395ロ・1396ロ・1397ロ・1398ロ・1399ロ・1400ロ・1401ロ・1402ロ・1403ロ・1404ロ・1405ロ・1406ロ・1407ロ・1408ロ・1409ロ・1410ロ・1411ロ・1412ロ・1413ロ・1414ロ・1415ロ・1416ロ・1417ロ・1418ロ・1419ロ・1420ロ・1421ロ・1422ロ・1423ロ・1424ロ・1425ロ・1426ロ・1427ロ・1428ロ・1429ロ・1430ロ・1431ロ・1432ロ・1433ロ・1434ロ・1435ロ・1436ロ・1437ロ・1438ロ・1439ロ・1440ロ・1441ロ・1442ロ・1443ロ・1444ロ・1445ロ・1446ロ・1447ロ・1448ロ・1449ロ・1450ロ・1451ロ・1452ロ・1453ロ・1454ロ・1455ロ・1456ロ・1457ロ・1458ロ・1459ロ・1460ロ・1461ロ・1462ロ・1463ロ・1464ロ・1465ロ・1466ロ・1467ロ・1468ロ・1469ロ・1470ロ・1471ロ・1472ロ・1473ロ・1474ロ・1475ロ・1476ロ・1477ロ・1478ロ・1479ロ・1480ロ・1481ロ・1482ロ・1483ロ・1484ロ・1485ロ・1486ロ・1487ロ・1488ロ・1489ロ・1490ロ・1491ロ・1492ロ・1493ロ・1494ロ・1495ロ・1496ロ・1497ロ・1498ロ・1499ロ・1500ロ・1501ロ・1502ロ・1503ロ・1504ロ・1505ロ・1506ロ・1507ロ・1508ロ・1509ロ・1510ロ・1511ロ・1512ロ・1513ロ・1514ロ・1515ロ・1516ロ・1517ロ・1518ロ・1519ロ・1520ロ・1521ロ・1522ロ・1523ロ・1524ロ・1525ロ・1526ロ・1527ロ・1528ロ・1529ロ・1530ロ・1531ロ・1532ロ・1533ロ・1534ロ・1535ロ・1536ロ・1537ロ・1538ロ・1539ロ・1540ロ・1541ロ・1542ロ・1543ロ・1544ロ・1545ロ・1546ロ・1547ロ・1548ロ・1549ロ・1550ロ・1551ロ・1552ロ・1553ロ・1554ロ・1555ロ・1556ロ・1557ロ・1558ロ・1559ロ・1560ロ・1561ロ・1562ロ・1563ロ・1564ロ・1565ロ・1566ロ・1567ロ・1568ロ・1569ロ・1570ロ・1571ロ・1572ロ・1573ロ・1574ロ・1575ロ・1576ロ・1577ロ・1578ロ・1579ロ・1580ロ・1581ロ・1582ロ・1583ロ・1584ロ・1585ロ・1586ロ・1587ロ・1588ロ・1589ロ・1590ロ・1591ロ・1592ロ・1593ロ・1594ロ・1595ロ・1596ロ・1597ロ・1598ロ・1599ロ・1600ロ・1601ロ・1602ロ・1603ロ・1604ロ・1605ロ・1606ロ・1607ロ・1608ロ・1609ロ・1610ロ・1611ロ・1612ロ・1613ロ・1614ロ・1615ロ・1616ロ・1617ロ・1618ロ・1619ロ・1620ロ・1621ロ・1622ロ・1623ロ・1624ロ・1625ロ・1626ロ・1627ロ・1628ロ・1629ロ・1630ロ・1631ロ・1632ロ・1633ロ・1634ロ・1635ロ・1636ロ・1637ロ・1638ロ・1639ロ・1640ロ・1641ロ・1642ロ・1643ロ・1644ロ・1645ロ・1646ロ・1647ロ・1648ロ・1649ロ・1650ロ・1651ロ・1652ロ・1653ロ・1654ロ・1655ロ・1656ロ・1657ロ・1658ロ・1659ロ・1660ロ・1661ロ・1662ロ・1663ロ・1664ロ・1665ロ・1666ロ・1667ロ・1668ロ・1669ロ・1670ロ・1671ロ・1672ロ・1673ロ・1674ロ・1675ロ・1676ロ・1677ロ・1678ロ・1679ロ・1680ロ・1681ロ・1682ロ・1683ロ・1684ロ・1685ロ・1686ロ・1687ロ・1688ロ・1689ロ・1690ロ・1691ロ・1692ロ・1693ロ・1694ロ・1695ロ・1696ロ・1697ロ・1698ロ・1699ロ・1700ロ・1701ロ・1702ロ・1703ロ・1704ロ・1705ロ・1706ロ・1707ロ・1708ロ・1709ロ・1710ロ・1711ロ・1712ロ・1713ロ・1714ロ・1715ロ・1716ロ・1717ロ・1718ロ・1719ロ・1720ロ・1721ロ・1722ロ・1723ロ・1724ロ・1725ロ・1726ロ・1727ロ・1728ロ・1729ロ・1730ロ・1731ロ・1732ロ・1733ロ・1734ロ・1735ロ・1736ロ・1737ロ・1738ロ・1739ロ・1740ロ・1741ロ・1742ロ・1743ロ・1744ロ・1745ロ・1746ロ・1747ロ・1748ロ・1749ロ・1750ロ・1751ロ・1752ロ・1753ロ・1754ロ・1755ロ・1756ロ・1757ロ・1758ロ・1759ロ・1760ロ・1761ロ・1762ロ・1763ロ・1764ロ・1765ロ・1766ロ・1767ロ・1768ロ・1769ロ・1770ロ・1771ロ・1772ロ・1773ロ・1774ロ・1775ロ・1776ロ・1777ロ・1778ロ・1779ロ・1780ロ・1781ロ・1782ロ・1783ロ・1784ロ・1785ロ・1786ロ・1787ロ・1788ロ・1789ロ・1790ロ・1791ロ・1792ロ・1793ロ・1794ロ・1795ロ・1796ロ・1797ロ・1798ロ・1799ロ・1800ロ・1801ロ・1802ロ・1803ロ・1804ロ・1805ロ・1806ロ・1807ロ・1808ロ・1809ロ・1810ロ・1811ロ・1812ロ・1813ロ・1814ロ・1815ロ・1816ロ・1817ロ・1818ロ・1819ロ・1820ロ・1821ロ・1822ロ・1823ロ・1824ロ・1825ロ・1826ロ・1827ロ・1828ロ・1829ロ・1830ロ・1831ロ・1832ロ・1833ロ・1834ロ・1835ロ・1836ロ・1837ロ・1838ロ・1839ロ・1840ロ・1841ロ・1842ロ・1843ロ・1844ロ・1845ロ・1846ロ・1847ロ・1848ロ・1849ロ・1850ロ・1851ロ・1852ロ・1853ロ・1854ロ・1855ロ・1856ロ・1857ロ・1858ロ・1859ロ・1860ロ・1861ロ・1862ロ・1863ロ・1864ロ・1865ロ・1866ロ・1867ロ・1868ロ・1869ロ・1870ロ・1871ロ・1872ロ・1873ロ・1874ロ・1875ロ・1876ロ・1877ロ・1878ロ・1879ロ・1880ロ・1881ロ・1882ロ・1883ロ・1884ロ・1885ロ・1886ロ・1887ロ・1888ロ・1889ロ・1890ロ・1891ロ・1892ロ・1893ロ・1894ロ・1895ロ・1896ロ・1897ロ・1898ロ・1899ロ・1900ロ・1901ロ・1902ロ・1903ロ・1904ロ・1905ロ・1906ロ・1907ロ・1908ロ・1909ロ・1910ロ・1911ロ・1912ロ・1913ロ・1914ロ・1915ロ・1916ロ・1917ロ・1918ロ・1919ロ・1920ロ・1921ロ・1922ロ・1923ロ・1924ロ・1925ロ・1926ロ・1927ロ・1928ロ・1929ロ・1930ロ・1931ロ・1932ロ・1933ロ・1934ロ・1935ロ・1936ロ・1937ロ・1938ロ・1939ロ・1940ロ・1941ロ・1942ロ・1943ロ・1944ロ・1945ロ・1946ロ・1947ロ・1948ロ・1949ロ・1950ロ・1951ロ・1952ロ・1953ロ・1954ロ・1955ロ・1956ロ・1957ロ・1958ロ・1959ロ・1960ロ・1961ロ・1962ロ・1963ロ・1964ロ・1965ロ・1966ロ・1967ロ・1968ロ・1969ロ・1970ロ・1971ロ・1972ロ・1973ロ・1974ロ・1975ロ・1976ロ・1977ロ・1978ロ・1979ロ・1980ロ・1981ロ・1982ロ・1983ロ・1984ロ・1985ロ・1986ロ・1987ロ・1988ロ・1989ロ・1990ロ・1991ロ・1992ロ・1993ロ・1994ロ・1995ロ・1996ロ・1997ロ・1998ロ・1999ロ・2000ロ・2001ロ・2002ロ・2003ロ・2004ロ・2005ロ・2006ロ・2007ロ・2008ロ・2009ロ・2010ロ・2011ロ・2012ロ・2013ロ・2014ロ・2015ロ・2016ロ・2017ロ・2018ロ・2019ロ・2020ロ・2021ロ・2022ロ・2023ロ・2024ロ・2025ロ・2026ロ・2027ロ・2028ロ・2029ロ・2030ロ・2031ロ・2032ロ・2033ロ・2034ロ・2035ロ・2036ロ・2037ロ・2038ロ・2039ロ・2040ロ・2041ロ・2042ロ・2043ロ・2044ロ・2045ロ・2046ロ・2047ロ・2048ロ・2049ロ・2050ロ・2051ロ・2052ロ・2053ロ・2054ロ・2055ロ・2056ロ・2057ロ・2058ロ・2059ロ・2060ロ・2061ロ・2062ロ・2063ロ・2064ロ・2065ロ・2066ロ・2067ロ・2068ロ・2069ロ・2070ロ・2071ロ・2072ロ・2073ロ・2074ロ・2075ロ・2076ロ・2077ロ・2078ロ・2079ロ・2080ロ・2081ロ・2082ロ・2083ロ・2084ロ・2085ロ・2086ロ・2087ロ・2088ロ・2089ロ・2090ロ・2091ロ・2092ロ・2093ロ・2094ロ・2095ロ・2096ロ・2097ロ・2098ロ・2099ロ・2100ロ・2101ロ・2102ロ・2103ロ・2104ロ・2105ロ・2106ロ・2107ロ・2108ロ・2109ロ・2110ロ・2111ロ・2112ロ・2113ロ・2114ロ・2115ロ・2116ロ・2117ロ・2118ロ・2119ロ・2120ロ・2121ロ・2122ロ・2123ロ・2124ロ・2125ロ・2126ロ・2127ロ・2128ロ・2129ロ・2130ロ・2131ロ・2132ロ・2133ロ・2134ロ・2135ロ・2136ロ・2137ロ・2138ロ・2139ロ・2140ロ・2141ロ・2142ロ・2143ロ・2144ロ・2145ロ・2146ロ・2147ロ・2148ロ・2149ロ・2150ロ・2151ロ・2152ロ・2153ロ・2154ロ・2155ロ・2156ロ・2157ロ・2158ロ・2159ロ・2160ロ・2161ロ・2162ロ・2163ロ・2164ロ・2165ロ・2166ロ・2167ロ・2168ロ・2169ロ・2170ロ・2171ロ・2172ロ・2173ロ・2174ロ・2175ロ・2176ロ・2177ロ・2178ロ・2179ロ・2180ロ・2181ロ・2182ロ・2183ロ・2184ロ・2185ロ・2186ロ・2187ロ・2188ロ・2189ロ・2190ロ・2191ロ・2192ロ・2193ロ・2194ロ・2195ロ・2196ロ・2197ロ・2198ロ・2199ロ・2200ロ・2201ロ・2202ロ・2203ロ・2204ロ・2205ロ・2206ロ・2207ロ・2208ロ・2209ロ・2210ロ・2211ロ・2212ロ・2213ロ・2214ロ・2215ロ・2216ロ・2217ロ・2218ロ・2219ロ・2220ロ・2221ロ・2222ロ・2223ロ・2224ロ・2225ロ・2226ロ・2227ロ・2228ロ・2229ロ・2230ロ・2231ロ・2232ロ・2233ロ・2234ロ・2235ロ・2236ロ・2237ロ・2238ロ・2239ロ・2240ロ・2241ロ・2242ロ・2243ロ・2244ロ・2245ロ・2246ロ・2247ロ・2248ロ・2249ロ・2250ロ・2251ロ・2252ロ・2253ロ・2254ロ・2255ロ・2256ロ・2257ロ・2258ロ・2259ロ・2260ロ・2261ロ・2262ロ・2263ロ・2264ロ・2265ロ・2266ロ・2267ロ・2268ロ・2269ロ・2270ロ・2271ロ・2272ロ・2273ロ・2274ロ・2275ロ・2276ロ・2277ロ・2278ロ・2279ロ・2280ロ・2281ロ・2282ロ・2283ロ・2284ロ・2285ロ・2286ロ・2287ロ・2288ロ・2289ロ・2290ロ・2291ロ・2292ロ・2293ロ・2294ロ・2295ロ・2296ロ・2297ロ・2298ロ・2299ロ・2300ロ・2301ロ・2302ロ・2303ロ・2304ロ・2305ロ・2306ロ・2307ロ・2308ロ・2309ロ・2310ロ・2311ロ・2312ロ・2313ロ・2314ロ・2315ロ・2316ロ・2317ロ・2318ロ・2319ロ・2320ロ・2321ロ・2322ロ・2323ロ・2324ロ・2325ロ・2326ロ・2327ロ・2328ロ・2329ロ・2330ロ・2331ロ・2332ロ・2333ロ・2334ロ・2335ロ・2336ロ・2337ロ・2338ロ・2339ロ・2340ロ・2341ロ・2342ロ・2343ロ・2344ロ・2345ロ・2346ロ・2347ロ・2348ロ・2349ロ・2350ロ・2351ロ・2352ロ・2353ロ・2354ロ・2355ロ・2356ロ・2357ロ・2358ロ・2359ロ・2360ロ・2361ロ・2362ロ・2363ロ・2364ロ・2365ロ・2366ロ・2367ロ・2368ロ・2369ロ・2370ロ・2371ロ・2372ロ・2373ロ・2374ロ・2375ロ・2376ロ・2377ロ・2378ロ・2379ロ・2380ロ・2381ロ・2382ロ・2383ロ・2384ロ・2385ロ・2386ロ・2387ロ・2388ロ・2389ロ・2390ロ・2391ロ・2392ロ・2393ロ・2394ロ・2395ロ・2396ロ・2397ロ・2398ロ・2399ロ・2400ロ・2401ロ・2402ロ・2403ロ・2404ロ・2405ロ・2406ロ・2407ロ・2408ロ・2409ロ・2410ロ・2411ロ・2412ロ・2413ロ・2414ロ・2415ロ・2416ロ・2417ロ・2418ロ・2419ロ・2420ロ・2421ロ・2422ロ・2423ロ・2424ロ・2425ロ・2426ロ・2427ロ・2428ロ・2429ロ・2430ロ・2431ロ・2432ロ・2433ロ・2434ロ・2435ロ・2436ロ・2437ロ・2438ロ・2439ロ・2440ロ・2441ロ・2442ロ・2443ロ・2444ロ・2445ロ・2446ロ・2447ロ・2448ロ・2449ロ・2450ロ・2451ロ・2452ロ・2453ロ・2454ロ・2455ロ・2456ロ・2457ロ・2458ロ・2459ロ・2460ロ・2461ロ・2462ロ・2463ロ・2464ロ・2465ロ・2466ロ・2467ロ・2468ロ・2469ロ・2470ロ・2471ロ・2472ロ・2473ロ・2474ロ・2475ロ・2476ロ・2477ロ・2478ロ・2479ロ・2480ロ・2481ロ・2482ロ・2483ロ・2484ロ・2485ロ・2486ロ・2487ロ・2488ロ・2489ロ・2490ロ・2491ロ・2492ロ・2493ロ・2494ロ・2495ロ・2496ロ・2497ロ・2498ロ・2499ロ・2500ロ・2501ロ・2502ロ・2503ロ・2504ロ・2505ロ・2506ロ・2507ロ・2508ロ・2509ロ・2510ロ・2511ロ・2512ロ・2513ロ・2514ロ・2515ロ・2516ロ・2517ロ・2518ロ・2519ロ・2520ロ・2521ロ・2522ロ・2523ロ・2524ロ・2525ロ・2526ロ・2527ロ・2528ロ・2529ロ・2530ロ・2531ロ・2532ロ・2533ロ・2534ロ・2535ロ・2536ロ・2537ロ・2538ロ・2539ロ・2540ロ・2541ロ・2542ロ・2543ロ・2544ロ・2545ロ・2546ロ・2547ロ・2548ロ・2549ロ・2550ロ・2551ロ・2552ロ・2553ロ・2554ロ・2555ロ・2556ロ・2557ロ・2558ロ・2559ロ・2560ロ・2561ロ・2562ロ・2563ロ・2564ロ・2565ロ・2566ロ・2567ロ・2568ロ・2569ロ・2570ロ・2571ロ・2572ロ・2573ロ・2574ロ・2575ロ・2576ロ・2577ロ・2578ロ・2579ロ・2580ロ・2581ロ・2582ロ・2583ロ・2584ロ・2585ロ・2586ロ・2587ロ・2588ロ・2589ロ・2590ロ・2591ロ・2592ロ・2593ロ・2594ロ・2595ロ・2596ロ・2597ロ・2598ロ・2599ロ・2600ロ・2601ロ・2602ロ・2603ロ・2604ロ・2605ロ・2606ロ・2607ロ・2608ロ・2609ロ・2610ロ・2611ロ・2612ロ・2613ロ・2614ロ・2615ロ・2616ロ・2617ロ・2618ロ・2619ロ・2620ロ・2621ロ・2622ロ・2623ロ・2624ロ・2625ロ・2626ロ・2627ロ・2628ロ・2629ロ・2630ロ・2631ロ・2632ロ・2633ロ・2634ロ・2635ロ・2636ロ・2637ロ・2638ロ・2639ロ・2640ロ・2641ロ・2642ロ・2643ロ・2644ロ・2645ロ・2646ロ・2647ロ・2648ロ・2649ロ・2650ロ・2651ロ・2652ロ・2653ロ・2654ロ・2655ロ・2656ロ・2657ロ・2658ロ・2659ロ・2660ロ・2661ロ・2662ロ・2663ロ・2664ロ・2665ロ・2666ロ・2667ロ・2668ロ・2669ロ・2670ロ・2671ロ・2672ロ・2673ロ・2674ロ・2675ロ・2676ロ・2677ロ・2678ロ・2679ロ・2680ロ・2681ロ・2682ロ・2683ロ・2684ロ・2685ロ・2686ロ・2687ロ・2688ロ・2689ロ・2690ロ・2691ロ・2692ロ・2693ロ・2694ロ・2695ロ・2696ロ・2697ロ・2698ロ・2699ロ・2700ロ・2701ロ・2702ロ・2703ロ・2704ロ・2705ロ・2706ロ・2707ロ・2708ロ・2709ロ・2710ロ・2711

様式第七号（第十四条の七関係）

様式第七号（第十四条の七関係）（不動産番号・金額、不動産名・不動産番号・不動産番号・不動産番号・不動産区分番号・不動産区分番号・不動産区分番号・不動産区分番号・不動産区分番号・不動産区分番号・一般承認）

（ふがな）
申請人

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第 20 条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年　月　日

申請者　　住所又は名称

代表者の氏名

受付番号　　受付年月日　　手数料の金額番号

氏名（ハ）変更の届出事項

① 氏名（ハ）変更年月日　　年　月　日

氏名（ハ）

フリガナ

氏名（ハ）

漢字氏名

申請者

② 本籍（ホ）変更年月日　　年　月　日

本籍（ホ）

都道府県名

郵便番号　　市郡区町村

番地

変更後の本籍

申請者

③ 住所（ヘ）変更年月日　　年　月　日

住所（ヘ）

都道府県名

郵便番号　　市郡区町村

番地

変更後の住所

申請者

④ 勤務先（チ）変更年月日　　年　月　日

勤務先（チ）

名称

変更後の勤務先

申請者

⑤ 不現業になるその者の勤務先について変更に伴う届出事項

⑥ 勤務先（チ）変更年月日　　年　月　日

勤務先（チ）

名称

事務所番号

⑦ 変更の事由

⑧ 本籍（ホ）

⑨ 住所（ヘ）

⑩ 勤務先（チ）

⑪ 免許証番号　　試験合格の年（　）第　号

申請者

備考

① 申請者は、本欄の欄には記入しないこと。

② 登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。

③「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事について、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている者には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「審考」とある場合にのみ数字の□に「1」を記入すること。

（記入例）　1 3 ― 0 0 0 1 0 0 ―　□　［東京都知事登録第00010号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

④「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードとして「R」を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

（記入例）　R ― 0 5 年 1 1 月 1 0 日

［令和5年11月10日の場合］

⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓とその間に1文字分空けてお詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓とその間に1文字分空けてお詰めで記入すること。

⑥「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑦「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）　霞 が 関 3 ― 1 ― 3

⑧「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）　0 3 ― 5 3 5 3 ― 8 1 1 1

⑨「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地が所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、9 9 9 0 0 0 と記入すること。

⑩「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、⑦欄のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）　霞 が 関 次 丁 目 壱 番 参 号

⑪「国家試験合格」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑫「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記⑥の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。また、変更後において、兼業に変更しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例）①　0 0 0 0 ―　1 0 0　［国土交通大臣免許第100号の場合］

②　0 0 0 0 ―（　）　5 0　［国土交通大臣免許第50号の場合］

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）（平六建令3・金免、平12建令4・平20国交令12・平23国交令9・平26国交令12・令元国交令24・令2国交令60・一部改正）

（A 4）
（日本工業規格A列4番の大きさ）

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第11条の規定により、次のとおり変更があつたので、

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名

受付番号		受付年月日	宅地建物取引業者の免許証番号
宅地建物取引業法施行令第3条の規定を受けている者を記載入した関係	1. 相続人 2. 申人 3. 法定代理人 4. 死亡の関係		
届出の理由	1. 死亡 2. 法第11条第1項第1号 3. 法第11条第1項第2号 4. 法第11条第1項第3号 5. 法第11条第1項第4号 6. 法第11条第1項第5号 7. 法第11条第1項第6号 8. 法第11条第1項第7号 9. 法第13条第1項第5号 10. 法第13条第1項第6号		
宅地建物取引業法施行令第3条の規定を受けている者の氏名		性別	1.男 2.女
生年月日		年　月　日	
住所			
氏名			
死亡年月日		年　月　日	
届出者が法人である場合	商号又は名称		
代表者の氏名			
届出事由の生じた日	年　月　日		

備考

① 届出者は、申請の欄には記入しないこと。

② 「届出時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、01～46のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に（選考）とある場合にのみ表欄の□に「1」を記入すること。

（記入例）　1 0 ― 0 0 0 1 0 0 ― □　［東京都知事登録第00010012号の場合］

01	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
02	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事（江別）
03	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事（室蘭）
04	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事（苫小牧）
05	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事（函館）
06	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事（旭川）
07	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事（帯広）
08	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事（釧路）
09	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事（北見）
10	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事（室蘭）
11	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事（苫小牧）
12	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事（函館）
13	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事（旭川）
14	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事（帯広）
15	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事（釧路）
16	愛知県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事	65	北海道知事（北見）

③ 「宅地建物取引業法第13条第1項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「死亡」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知つた日を付記すること。

様式第七号の二の二（第十四条の十関係）

様式第七号の二の二（第十四条の十関係）

（A 4）
（日本工業規格A列4番の大きさ）

宅地建物取引士証
交付申請書

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

年　月　日

知事　殿

写真（縦3.0cm 横2.5cm）

郵便番号（　）
申請者　住　所
氏　名

申請区分欄　1.新規　2.更新　3.交付（書換）

受付番号		受付年月日	宅地建物取引業者の免許証番号
交通年月日			
住　所	電話番号（　）　－		
ふりがな 氏　名			
生年月日	年　月　日		
勤務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 知 第　（　）第	号
新規の場合	試験の合格日から申請していないかどうかの別	1年を経過して　いる　いない	
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年　月　日	通信欄

備考

① 申請者は、※印の欄には記入しないこと。

② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 「申請時の登録番号」の欄は、様式第七号の二の様式第七号の二の様式第七号の二の

様式第七号の三（第十四条の十一関係）

様式第七号の三（第十四条の十一関係）（宅建業法施行・会社法・宅地建物取引士・一部改正）

表

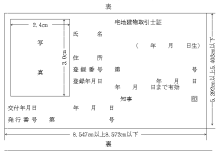

裏

備　考
注意事項 1　取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2　登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3　業務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4　本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5　本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

様式第七号の四（第十四条の十二関係）

様式第七号の四（第十四条の十二関係）（宅建業令・会社法、宅建業令・宅地建物取引・宅地建物取引・平成12年3・平成20年6・一部改正）

宅地建物取引士証書換え交付申請書

（A 4）
収入印紙

年　月　日

知事　殿

申請者　氏名又は名称
郵便番号（　　）
住　所
氏　名
電話番号（　　）　－

交付年月日	登録年月日	申請者の知事登録番号

備　考

① 申請者は、本枠の欄には記入しないこと。

② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている軽運送事業者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「届等」とある場合にのみ数字○□に「1」を記入すること。

（記入例）1 1 ― 0 0 0 1 0 0 ― □　［東京都知事登録第00010100号の場合］

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事（石狩）
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事（渡島）
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事（檜山）
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事（後志）
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事（空知）
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事（上川）
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事（留萌）
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事（宗谷）
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事（オホ）
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事（胆振）
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事（日高）
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事（十勝）
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事（釧路）
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事（根室）

③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。

④ 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する自動車検査証を添付すること。

様式第七号の六（第十五条の五関係）

様式第七号の六（第十五条の五関係）（やむを得ない場合は、金属、合成樹脂その他の適当な材料を用いてもよい。）

（日本産業規格A列4番の大きさ）

（表面）

対面軽自動車検査票

年　月　日

自動車検査登録事務所長　殿

指定番号　第　号　年　月　日

（住所）
（氏名）
（電話番号　　）

（所有者との関係）

下記のとおり、道路運送車両法第97条第2項の規定により、あらかじめ軽自動車の点検を行ない、その結果のみを提出します。

記

| | | | | | | |

（記入例）

| | | |

様式第九号（第十九条関係）

様式第九号（第十九条関係）（第三条第二十一号関係）（第四条第二十一号関係）（第五条第二十一号関係）

備　考

浄化槽の位置	浄化槽設置場所
浄化槽の型式	国土交通大臣認定 第　号
浄化槽の容量	人槽（　）
浄化槽の構造	年　月　日から 年　月　日まで
浄化槽の保守点検	年　月　日から 年　月　日まで
浄化槽の清掃	年　月　日から 年　月　日まで
浄化槽の使用開始年月日	年　月　日
浄化槽の使用開始年月日	国土交通大臣認定 第　号 （　）県　第　号
浄化槽の使用開始年月日	年　月　日
浄化槽の使用開始年月日	年　月　日
浄化槽の使用開始年月日	年　月　日

様式第十一号の二（第十九条関係）

様式第十一号の二（第十九条関係）（平4建省令1・全改、平11建令41・平20国交令79・一部改正）

標　識

宅地建物取引業者（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免許証番号	国土交通大臣 知事	（　）第　　号	
免許有効期間	年　月　日から 年　月　日まで		
商号又は名称			
代表者氏名			
この場所に置かれている唯一の宅地建物取引士の氏名			
主たる事務所の所在地	電話番号（　）　－		
この場所における業務の内容	業務の種類	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取り扱う宅地建物の内容	名称	
		所在地	
売主	商号又は名称	免許証番号	国土交通大臣 （　）第　号 知事

35cm以上　　1m40cm

備　考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条のうち該当しない場所においては、標題中に次の文言を3センチメートル以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所において売買契約等については、宅地建物取引業法第35条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号の三（第十九条関係）

様式第十一号の三（第十九条関係）（平4建省令1・全改、平11建令41・一部改正）

標　識

宅地建物取引業者（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免許証番号	国土交通大臣 知事	（　）第　　号	
免許有効期間	年　月　日から 年　月　日まで		
商号又は名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地	電話番号（　）　－		
この場所における業務の内容	業務の種類	案内等	
	取り扱う宅地建物の内容	名称	
		所在地	
売主	商号又は名称	免許証番号	国土交通大臣 （　）第　号 知事
この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第35条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。			

35cm以上　　1m40cm

備　考

本標識中の次の文言は3センチメートル以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所において売買契約等については、宅地建物取引業法第35条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十二号（第十九条関係）

様式第十二号（第十九条関係）（平4建省令1・全改、平7建令51・平11建令41・平20国交令79・平26国交令44・令3国交令48・一部改正）

（Ａ４）

届　出　書

宅地建物取引業法第50条第２項の規定により、下記の事項を届け出ます。

年　月　日

殿

商号又は名称

免許証番号　国土交通大臣（　）第　号
知事

代表者氏名

1 所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所	名称	
		所在地	電話番号
2 業務の内容	業務の種別	(1)売買　(2)交換　(3)代理　(4)媒介	
	業務の態様	(1)契約の締結　(2)契約の申込みの受理	
	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	（商号又は名称）　国土交通大臣（　）　号 知事
		物件の種類等	名称
			所在地
			宅地　区画　数宅地面積の合計　㎡
			戸建住宅　戸　延べ面積の合計　㎡
			区分所有建物　戸　延べ面積の合計　㎡
3 業務を行う期間	年　月　日から　年　月　日まで		
4 唯一の宅地建物取引士に関する事項	氏名		登録番号

備　考

1 「1　所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第16条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2　業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては当該で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4　唯一の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に表示するすべての唯一の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。

様式第十二号の二（第十九条の二関係）

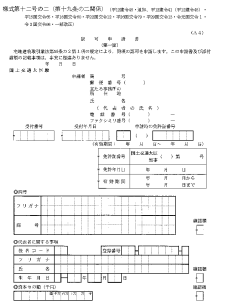

様式第十二号の二（第十九条の二関係）（市区町村長・道知・市区町村長）・市区町村長・市区町村長・市区町村長

（第六面）

受付番号　　申請時の名称変更番号

※ [ ] [1] （　） [ ]

⑦役員の兼職状況

（フリガナ） 役員の氏名	管轄に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類

備考

1　各面共通事項

①　申請者は、※印の欄には記入しないこと。

②　名称変更については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、名称変更が記録変更である場合には、51～66のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）[0 0]　②　[1 0 0]　［国土交通大臣認可100番の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（第一）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（第二）
01	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（第三）
02	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（第四）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（第五）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（第六）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（室蘭）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（苫小）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（十）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（釧根）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（旭川）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（札幌）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（旭川）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③　「役名コード」の欄には、下表より該当する役名のコードを記入すること。

代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

01	代表取締役	04	会計参与	07	その他
02	取締役	05	代表執行役		
03	監査役	06	執行役		

④　「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、比海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

また、登録番号に「第号」とある場合にのみ欄の□に「1」を記入すること。

（記入例）[1 3]-[0 0 0 1 0 0]-[ ]　［東京都知事登録第00010番の場合］

⑤　氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

⑥　「生年月日」の欄は、西暦の区分は下表より該当する元号のコードを記入するとともに、日に数字を記入するに当たっては、空欄の日に「0」を記入すること。

（記入例）[昭]-[0 1]　年　[0 3]　月　[1 3]　日

［平成元年６月13日の場合］

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

⑦　「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の区分に続けるコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑧　「所在地」の欄には、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、字区等名、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）[霞 が 関 ウ － 1 － 3]

2　第一面関係

①　商号の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号」も、上段から左詰めで記入すること。

②　代表者に関する事項については、代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。

③　「資本金額」の欄は、千円で記入すること。

3　第二面関係

①　役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。

②　「常勤・非常勤の別」の欄には、下表より該当するコードを記入すること。

01	常勤
02	非常勤

③　第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4　第三面関係

①　第三面は、事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の名称」の欄は、該当する事務所名を記入すること。

③　「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）[0 3 － 3 5 8 0 － 4 3 1 1]

④　「従業する者の数」の欄は、半角で記入すること。

⑤　「利用人の種類コード」の欄には、下表より該当するコードを記入すること。複数の種類に該当する場合は、その該当する全ての種類を付記すること。

01	事務所の業務を統括する人
02	宅地建物の売買の分析又は賃貸分析に基づく投資判断を行う者
03	投資対象物に関する売買又は賃貸の交渉、交換、斡旋及び管理に係る判断に関する業務を統括する者

⑥　「統括業務コード」の欄には、下表より該当するコードを記入すること。

01	投資判断	03	斡旋
02	売買・交換	04	管理

⑦　第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5　第四面関係

次の各項目について記入すること。

①　締結しようとする契約の種類（投資信託契約、資産運用委託契約又は業務の委託に関する契約の別を記載すること。）

②　業務遂行の基本原則

③　業務執行の方法に関する事項

④　取引関係にある会社に関する事項

⑤　報酬体系

(1)　顧客が証券化対象建物取引業者に支払う報酬の定め方を具体的に金額を

様式第十二号の三（第十九条の二第二項関係）

様式第十二号の三（第十九条の二第二項関係）（平成2年6月1日、平成5年4月（平成5年6月）・令和2年9月（一部改正））

（A４）

断　付　書　類　(1)

申請書の役員及び重要な使用人は、法第５条第１項各号に該当しないものであることを誓約します。

年　月　日

商　号
名　称

国土交通大臣　殿

（A４）

断　付　書　類　(2)

略　歴　書

（ふりがな） 氏　　名			
現　住　所	（郵便番号） 電話番号（　）　―		
役　職　名　等		生年月日	年　月　日（満　歳）
就業する業務の別			
職歴（又は業務の内容）	期　　間	内　　容	
	自　年　月　日 至　年　月　日		
賞罰	年　月　日	賞　罰　の　内　容	
罰則			
上記のとおり相違ありません。 年　月　日　氏名			

備考

1　「就任する業務の別」には、投資判断部門に在地据しく は業務の実施、交換、貸借及び管理に係る判断に関する業務を統括する者が統括する業務の別（投資判断、投資、交換、貸借及び管理）を様式第十二号の二（第三面）の統括業務コードに従って記入すること。

2　「内容」には、次の各項目につき記入すること。

①　当該職務に係る不動産の種類（事務用ビル、商業地区、住宅等）及び規模並びに業務の種類（投資判断、助言、投資、貸借、管理等）

②　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条第１項の不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省令・建設省令第２号）第23条第１項第３号の認可を受けた者であることを社、その鑑定書等

3　「業務」には、投資信託及び投資法人に関する法律第９条第３項第３号に掲げる法律に基づく行政処分及び判断について記入すること。

（A４）

断　付　書　類　(3)

取引一任代理等に係る業務の収支の見込み

科　目	当　期		年　月期		年　月期		年　月期	
1 営業収益								
取引一任代理等に関する業務収益以								
その他								
営業収益計								
2 営業費用	全体	うち取引一任代理等に係る営業費用	全体	うち取引一任代理等に係る営業費用	全体	うち取引一任代理等に係る営業費用	全体	うち取引一任代理等に係る営業費用
人件費		（　）		（　）		（　）		（　）
物件費費		（　）		（　）		（　）		（　）
通信交通費		（　）		（　）		（　）		（　）
調査研究費		（　）		（　）		（　）		（　）
広告宣伝費		（　）		（　）		（　）		（　）
地代賃貸		（　）		（　）		（　）		（　）
その他の費用		（　）		（　）		（　）		（　）
営業費用計		（B） （　）		（B） （　）		（B） （　）		（B） （　）
3 営業損益		（A－B）		（A－B）		（A－B）		（A－B）
4 営業外収益								
受取利息								
その他								
営業外収益計								
5 営業外費用								
支払利息								
その他								
営業外費用計								
6 営業外損益								
7 経常損益								
8 特別損益								
9 税引前当期（又は当期純損失）								
10 法人税等交								
11（税引後）当期純利益（又は当期純損失）								

（注）上記の収支の見込みは、取引一任代理等の業務の開始時期を（　年　月）として算出した。

（A４）

断　付　書　類　(4)

今後３年間の純資産額の見込み

（単位：千円）	当 期 末	年 月末	年 月末	年 月末
期首純資産額　（A）				
（取引後）当期純利益（又は当期純損失）　（B）				
配当金・役員賞与等（控除額）　（C）				
増資額　（D）				
期末純資産額　（A＋B－C＋D）				

（注）上記の純資産額の見込みは、取引一任代理等の業務の開始時期を（　年　月）として算出した。

（Ａ４）

添　付　書　類　(ロ)

（第一面）

今後３年間の投資信託期のに係る契約資産額の見込み

	当　期　末		年　月末		年　月末		年　月末	
	件	億円	件	億円	件	億円	件	億円
合計								

（注）　上記の契約資産額の見込みは、取引一任代理等の業務の開始年度を（　年　月）として算出した。

（第二面）

今後３年間の資金運用委託契約に係る契約資産額の見込み

	当　期　末		年　月末		年　月末		年　月末	
	件	億円	件	億円	件	億円	件	億円
合計								

（注）　上記の契約資産額の見込みは、取引一任代理等の業務の開始年度を（　年　月）として算出した。

（第三面）

今後３年間の業務の委託に関する契約に係る契約資産額の見込み

	当　期　末		年　月末		年　月末		年　月末	
	件	億円	件	億円	件	億円	件	億円
合計								

（注）　上記の契約資産額の見込みは、取引一任代理等の業務の開始年度を（　年　月）として算出した。

備考

１　第一面関係

不動産投資信託について、設定しようとする投託元本の額及び追加信託の額を百万円単位に記入すること。

２　第二面関係

資産運用委託契約を継続しようとする投資法人数及び資産運用額を百万円単位に記入すること。

３　第三面関係

法第30条の２第１項第２号に規定する契約を継続しようとする特定目的会社及び受託信託会社等の別及びそれらの数並びに業務の委託を受ける資産の額について記入すること。

（Ａ４）

添　付　書　類　(ハ)

取引一任代理等に係る業務に関する管理体制の整備状況

備考

取引一任代理等に係る業務に関する人的構成、組織等の業務執行体制に関し、次の各項目について記載すること。

①　役令簿等、顧客データ管理等の体制

②　組織図（経営体制、管理部門体制及び顧客からの照会に対する回答体制の分かるもの）

③　役職員人数別配置表（部・課別等）に対し、重要な使用人の配置状況の分かるもの）

（Ａ４）

添　付　書　類　(ニ)

取引一任代理等に係る業務に関する苦情処理体制の整備状況

備考

顧客からの苦情に対する処理体制、担当部門、苦情の記録の管理方法等について記入すること。

様式第十二号の四（第十九条の四関係）（平５建令61・追加、平13建令97・旧様式第十二号の２繰下・一部改正、平14建令48）・令５国交令46・令３国交令46・一部改正）

（Ａ４）

※　承認番号	
※　承認年月日	

委　託　承　認　申　請　書

この申請書により、宅地建物取引業法第30条の５第３項の規定による業務の委託の承認を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
及び氏名

国土交通大臣　殿

受託者の商号又は名称及び代表者の氏名	
受託者の事務所の所在地	
委託しようとする業務内容及び範囲	
委　託　の　期　間	
委託を必要とする理由	

（記入上の注意）

（※印）　欄は申請者が記入しないこと。

様式第十二号の五（第十九条の四関係）（平５建令61・追加、平13建令97・旧様式第十二号の２繰下・一部改正、平14建令48）・令５国交令46・令３国交令46・一部改正）

誓　約　書

（Ａ４）

私は、宅地建物取引業法第30条の５の５第３項第３号イ（第５条第１項第１号に係る部分を除く。）からヘまでに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

氏　名

国土交通大臣　殿

様式第十二号の四（第十九条の四関係）

様式第十二号の五（第十九条の四関係）

様式第十三号（第二十一条関係）

様式第十三号（第二十一条関係）（平４建令３・全改、平13建令41（平13建令48）・平15建令40・令２国交令48・一部改正）

（Ａ４）

指定番号	
指定年月日	

指　定　申　請　書

この申請書により、宅地建物取引業法第3条の規定による国土交通大臣の指定を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
氏名又は名称
電話番号（　）　－

国土交通大臣　殿

商号		資本金の額
本店、支店その他法令第５条で定める営業所		
名称	所在地	
本店		
支店		
その他の営業所		
役員の氏名、役名及び住所		
（フリガナ）氏名	役名	住所

（記入上の注意）　（※印）の欄は、申請者が記入しないこと。

様式第十四号（第二十一条関係）

様式第十四号（第二十一条関係）（平４建令３・全改、平13建令41（平13建令48）・平15建令40・平18国交令２・平19国交令４・平20国交令５・平21国交令６・平23国交令３・平27国交令３・令２国交令48・一部改正）

（Ａ４）

廃　止　届

年　月　日

殿

国土交通大臣

第21条の宅地建物取引業法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり廃止したので、ご届出致します。

記

廃止年月日

理由

様式第十五号（第二十五条関係）

様式第十五号（第二十五条関係）（昭61建令55・全改、昭63建令９・昭12建令３・平５建令11・平７建令２・平13建令41（平13建令48）・平15建令40・平18国交令２・平19国交令４・平21国交令６・平23国交令３・平27国交令３・令２国交令48・一部改正）

（Ａ４）

令和　年　月　日

国土交通大臣　殿

会社名
代表者　氏　　名

令和　年度事業報告書

自 令和　年　月　日
期　間
至 令和　年　月　日

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第30条第３項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要
2　保証契約に関する事項
（別表の及び⑦により記載すること。）
3　株主総会に関する事項
（株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した報酬等について記載すること。）
4　取締役会に関する事項
（取締役会招集の年月日、決議した事項の報酬等について記載すること。）
5　株主に関する事項
（別紙①により記載すること。）
6　経理の状況
(1)　比較貸借対照表
（別表①により記載すること。）
(2)　比較損益計算書
（別表②により記載すること。）
(3)　株主資本等変動計算書
（別表③により記載すること。）
(4)　収益
（別表④により記載すること。）
(5)　附属明細表
（別表⑤から⑦までにより記載すること。）

備考

1　別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
2　別表の作成に当たり該当事項のない場合については、その旨を記載すること。
3　比較貸借対照表に掲げる「有形固定資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合においては、それぞれ別表の、別表の①又は別表の②の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

別表（イ）

手付金等保証契約明細書

	一般宅地	別荘地	戸建	中高層住宅	計
件数 （うち未完成物件）	件 （　）	件 （　）	件 （　）	件 （　）	件 （　）
保証契約金額 （うち未完成物件）	千円 （　）	千円 （　）	千円 （　）	千円 （　）	千円 （　）

備考

1　「一般宅地」の欄には「別荘地」、「戸建」又は「中高層住宅」に含まれない宅地について、「別荘地」の欄には別荘の用に供せられる宅地のうち「戸建」又は「中高層住宅」に含まれないものについて、「戸建」の欄には建物（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地のうち「中高層住宅」に含まれないものについて、「中高層住宅」の欄には三階以上の住宅（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地について記載すること。

2　未完成物件の内訳には、法第41条第1項に規定する宅地に係るものを記入すること。

別表（ロ）

主たる保証業務提携手付金等保証契約実績明細表

保証委託者名	件数 （うち未完成物件）	保証契約金額 （うち未完成物件）
	件 （　）	千円 （　）
	（　）	（　）
	（　）	（　）
	（　）	（　）
	（　）	（　）

備考

1　当該事業年度の保証契約金額の最も多い保証委託者から第六位までの者について記載すること。

2　未完成物件の内訳には、法第41条第1項に規定する宅地に係るものを記入すること。

別表（ハ）

大株主名簿

氏名又は名称	所有株式数	株式総数に対する割合
	株	%

備考　当該事業年度末現在において、最も大口の株主から第六位までの者について記載すること。

別表（ニ）

比較貸借対照表

科目＼期別	期　類（令和　年月日）			期　類（令和　年月日）		
	金額		構成比	金額		構成比
資産の部						
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産						
現金及び預金	××× ××× ×××

リース債務	×××			×××		
未払金	×××			×××		
未払費用	×××			×××		
前受金	×××			×××		
預り金	×××			×××		
前受収益	×××			×××		
賞与引当金	×××			×××		
役員賞与引当金	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
流動負債合計		×××			×××	
Ⅱ 固定負債						
保証債務	×××			×××		
社債	×××			×××		
長期借入金	×××			×××		
リース債務	×××			×××		
長期未払金	×××			×××		
退職給付引当金	×××			×××		
役員退職慰労引当金	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
固定負債合計		×××			×××	
負債合計		×××			×××	
純資産の部						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金		×××			×××	
2 新株式申込証拠金		×××			×××	
3 資本剰余金						
資本準備金	×××			×××		
その他資本剰余金	×××	×××		×××	×××	
資本剰余金合計		×××			×××	
4 利益剰余金						

利益準備金	×××			×××		
その他利益剰余金						
……準備金	×××			×××		
……積立金	×××	×××		×××	×××	
保証準備金	×××			×××		
繰越利益剰余金	×××			×××		
利益剰余金合計		×××			×××	
5 自己株式		△×××			△×××	
6 自己株式申込証拠金		×××			×××	
株主資本合計		×××			×××	
Ⅱ 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××			×××	
2 繰延ヘッジ損益		×××			×××	
3 土地再評価差額金		×××			×××	
評価・換算差額等合計		×××			×××	
Ⅲ 新株予約権		×××			×××	
純資産合計		×××			×××	
負債純資産合計		×××			×××	

備考

1 「流動資産」「有形固定資産」「無形固定資産」「投資その他の資産」又は「繰延資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。

2 備考1は、負債の部の記載に準用する。

3 法規則第3条第3号による支払勘合で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号によるものであるを明記すること。

別表（8）

比 較 損 益 計 算 書

科目 ＼ 期別	第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
	金額		百分比	金額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 営業損益						
1 収入保証料	×××			×××		
2 保証債務戻入	×××			×××		
3 営業雑収益	×××			×××		
4 支払保証金繰入	×××			×××		
5 支払保証金戻入	×××			×××		
6 責任準備金繰入	×××			×××		
7 責任準備金戻入	×××			×××		
8 ……	×××	×××		×××	×××	
9 販売費及び一般管理費						
人件費						
役員報酬	×××			×××		
給料	×××			×××		
諸手当	×××			×××		
賞与	×××			×××		
退職金	×××			×××		
法定福利費	×××			×××		
厚生費	×××			×××		
福利施設費	×××			×××		
他人件費						
保証維持費	×××			×××		
事務用品費	×××			×××		
事務機器費	×××			×××		
図書印刷費	×××			×××		
旅費	×××			×××		
交通費	×××			×××		
通信費	×××			×××		
用水光熱費	×××			×××		
調査研究費	×××			×××		
会議費	×××			×××		
協会費及び諸会費	×××			×××		
業務推進費	×××			×××		

広告宣伝費	×××			×××		
交際費	×××			×××		
寄付金	×××			×××		
地代家賃	×××			×××		
保険料	×××			×××		
雑費	×××			×××		
その他						
租税公課	×××			×××		
減価償却費	×××			×××		
貸倒損失	×××	×××		×××	×××	
営業利益（営業損失）		×××			×××	
Ⅱ 営業外収益						
受取利息	×××			×××		
有価証券利息	×××			×××		
受取配当金	×××			×××		
有価証券売却益	×××			×××		
雑収入	×××	×××		×××	×××	
Ⅲ 営業外費用						
支払利息及び割引料	×××			×××		
雑支出	×××	×××		×××	×××	
経常利益（経常損失）		×××			×××	
Ⅳ 特別利益						
前期損益修正益	×××			×××		
固定資産売却益	×××			×××		
その他	×××	×××		×××	×××	
Ⅴ 特別損失						
前期損益修正損	×××					
固定資産売却損	×××					
災害による損失	×××					
その他	×××	×××		×××	×××	
税引前当期純利益（当期純損失）		×××			×××	
法人税、住民税及び事業税		×××			×××	
法人税等調整額		×××			×××	
当期純利益（当期純損失）		×××			×××	

備　考

1　「四分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を100とした百分比を記載すること。

2　「販管」に属する費用でその金額が「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

3　備考2は、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表（へ）

株主資本等変動計算書

自　　年　　月　　日から

至　　年　　月　　日まで

	株主資本													評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計								
						積立金	任意積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																		
新株の発行	×××	×××		×××								×××						×××
剰余金の配当					×××			△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益								×××	×××		×××							×××
自己株式の処分											×××	×××						×××
・・・・・・・																		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1．株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に明示することができるよう明瞭に記載すること。

2．その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することと代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

3．評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

4．各合計欄の記載は省略することができる。

5．当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第９条第３項第５号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第６号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

6．株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。

7．株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失

(2)　新株の発行又は自己株式の処分

(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(4)　自己株式の取得

(5)　自己株式の消却

(6)　企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7)　株主資本の計数の変動

①　資本金から準備金又は剰余金への振替

②　準備金から資本金又は剰余金への振替

③　剰余金から資本金又は準備金への振替

④　剰余金の内訳科目間の振替

8．剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。

9．新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(1)　新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2)　新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

10．株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

11．株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1)　株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2)　株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

12．株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　評価・換算差額等

①　その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

③　繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2)　新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

13．株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表（ト）

住　　記　　欄

自令和　　年　　月　　日

至令和　　年　　月　　日

他

1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(6)　その他財務諸表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①　担保に供している資産の内容及びその金額

②　担保に係る債務の金額

(2)　資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額

(3)　資産に係る減損損失累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減損損失累計額

(4)　資産に係る減損損失累計額を減損損失累計額に合算して減損損失累計額の項目をもって表示した場合あっては、減損損失累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(5)　保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る偶発債務債務等の内容及びその金額

(6)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(7)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役

に対する金銭債権及び金銭債務

(8)　親会社株式の各表示区分別の金額

8　損益計算書関係

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3)　事業年度中に行った剰余金の配当

①　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

②　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価をもった場合にあっては、当該時価をもった後の帳簿価額）の総額

(4)　事業年度の末日後に行う剰余金の配当

(5)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

(1)　取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書にもたらす影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

18　その他

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×
15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　その他	○	○	○

（凡例）○…記載要、×…記載不要

2　注に掲げる事項で該当事項がない場合において は、「該当なし」と記載すること。

3　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

4　注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の重要に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1　事業年度の末日において財務諸標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況の存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び財務計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

注3　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあっては、②ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

① 当該会計方針の変更の内容
② 当該会計方針の変更の理由
③ 遡及適用をした場合（①又は②に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項
イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができず、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項
イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を明記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のさしい事項は、記載を要しない。
① 当該表示方法の変更の内容
② 当該表示方法の変更の理由
③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のさしい事項は、記載を要しない。
① 当該会計上の見積りの変更の内容
② 当該会計上の見積りの変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬が正正した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のさしい事項は、記載を要しない。
① 当該誤謬の内容
② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7
(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、流動科目別に記載すること。
(2) 保証債務、手形裏書債務、譲渡担保債務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(7) 総額を記載するものとし、役員別、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。
(8) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9
(3) 配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。
(4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を区別して記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の所主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴ってまたる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない賃貸借取引について、次項目に記載すること。
「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に減価償却が生まれている場合の当該減価償却費をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。
ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性のさしいものは、記載を要しない。

注13 資産等で勘定の勘定に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性のさしい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。
① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質から不取引条件が一般の取引と異なることが明白な取引
② 役員報酬、賞与金及び退職慰労金に対する報酬等の支付
③ その他、当該取引に係る条件に一般市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引
「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の分合又は株式の分割をしたと仮定して以及び以に掲げる額を算定したときは、その旨を追記して記載すること。

注17 会社計算規則第116条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表（チ）

銀行預金明細表

（単位 千円）

預金の種類 / 銀行名	定期預金	通知預金	特別預金	普通預金	当座預金	……	合計	摘要
合計								

別表（リ）

金銭信託明細表

（単位 千円）

種類 / 信託会社名	特定金銭信託	特定金銭信託	特定金銭信託	……	計	摘要
計						

別表（ヌ）

有価証券明細表

	銘柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
株式		株	千円	千円	
	計				

	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
公社債		千円	千円	千円	
国債					
	計				

	種類及び銘柄	取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘要
その他の有価証券		千円	千円	
	計			

備考

1　銘柄別による有価証券に関する記載は、省略することができる。この場合においては、記載を省略した株式については、事業の種類別に銘柄の総数、総株式数、取得価額及び貸借対照表計上額を記載し、株式以外のものについては、公社債、国債、地方債、証券投資信託の受益権、出資証券、外国証券等に大別して、券面総額、取得価額及び貸借対照表計上額を合計各欄に記載すること。

2　「株式」「公社債、国債及び地方債」及び「その他の有価証券」の欄は、投資有価証券と一時的所有の有価証券とに区別して記載すること。

3　公社債の銘柄は、「何会社第上回新付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。

4　「その他の有価証券」の欄には有価証券の種類に区分して記載すること。

5　「出資証券は、「その他の有価証券」の欄に記載し、一口の出資金額及び出資口数を「摘要」の欄に記入すること。

6　取得価額及び貸借対照表計上額については、その実況の基準とした評価方法及び評価基準（外貨建資産については、本邦通貨への換算基準）を「摘要」の欄に記載すること。

別表（ル）

信託有価証券明細表

信託会社名	銘柄	信託の種類	信託額又は株式数	貸借対照表計上額	摘要
			千円・株	千円	
計					

備考　「銘柄」の欄は、別表（リ）備考3の例により記載すること。

別表（ヲ）

貸付金明細表

種目の名称又は債務者の属する	金額	年利率	償還期限及び償還の方法	担保
	千円	%		
計				

備考　従業員に対する貸付金以外の貸付金を記載すること。

別表（ワ）

有形固定資産明細表

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

備考

1　「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

2　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3　「差引期末残高」の欄には、期末残高から減価償却累計額を控除した残高を記載すること。

4　特別の法律の規定により資産の再評価が行なわれた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行なわれた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（かっこ書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。

5　合併、営業の譲渡、贈与、天害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少（建設仮勘定の減少のうち各資産科目への部額による減少を除く。）があった場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（カ）

無形固定資産明細表

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

備考

1　「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

2　特別の法律の規定により資産の再評価が行なわれた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行なわれた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（かっこ書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。

3　合併、営業の譲渡、贈与、天害による廃棄等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少があった場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（コ）

支払備金明細表

被保証債務名	保証委託書名	金額	支払予定年月日	保証金支払予定年月日	確立の事由	摘要
		千円				
計						

備考　「確立の事由」の欄には法第20条第1号から第3号までのいずれに該当するものであるかを記載すること。

別表（タ）

賞与引当金明細表

（単位　千円）

算出方法		金額		
法第57条第1項第1号により算出した額（支給総額保証料）			(イ)	
法第57条第1項第2号により算出した額（収支残高）			(ロ)	
(1)	収入保証料			
(2)	保証債務弁済			
(3)	当該保証委託者からの収入金			
(4)	(2) － (3)			
(5)	当該契約に係る支払備金			
(6)	事業費			
(7)	(1)－(4)－(5)－(6)			
繰入額（(イ)、(ロ)のいずれか多い金額）				

備考　事業費には、別表（ホ）の販売費及び一般管理費の勘定から事業税、租税公課及び減価償却費の合計額を控除した額を計上すること。

別表（レ）

保証基金預託者預託利息総表

保証基金預託者の氏名又は名称	当期末現在の預託金	当期末現在の預託利息の総額	当期末現在の未払利息の総額	摘要
	千円	千円	千円	
小計　　×××名				
その他の預託者				
計　　×××名				

備考

1　「保証基金預託者の氏名又は名称」の欄には、当事業年度末において最も大口の保証基金の預託金から小口の方へ順次30位までの者について記載し、他は一括して「その他の預託者」の欄に記載すること。

2　保証基金預託金について、会社が担保した額がある場合又は差押えをうけた額がある場合には、その額について「摘要」の欄に記載すること。

別表（ソ）

取締役、執行役、監査役及び主要株主との間の取引

取締役、執行役、監査役及び主要株主の関係	氏名又は名称	取引の内容	金額	取引期間	摘要
			千円		
計					

備考　「主要株主」とは、会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び会社法第３条第４号の規定により組合員となる会社をいう。

別表（ツ）

取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

区分	人数	金額	摘要
	人	千円	
常勤取締役			
非常勤取締役			
常勤執行役			
非常勤執行役			
常勤監査役			
非常勤監査役			
計			

備考

1　株主総会の決議による取締役、執行役及び監査役の報酬の額をそれぞれ記載すること。

2　使用人兼務取締役又は執行役について、取締役又は執行役としての報酬とは別に使用人としての報酬が支払われる場合においては、当該使用人としての報酬の額を注記すること。

3　役員賞与額及び役員退職慰労金の支給額は、「金額」の欄の報酬の額に含めて記載せず、「摘要」の欄に記載すること。

4　期中退任の取締役、執行役及び監査役の人数をそれぞれ記すること。

別表（タ）

ヤマハ発動機株式会社事業報告の字句修正の対照表

修正後事業報告	修正前事業報告	修正後の字句	修正前の字句	修正後の字句	修正前の字句	修正後の字句	修正前の字句	修正後の字句	修正前の字句
				千円		千円			
計									

様式第十六号　削除
様式第十六号の二（第二十五条の五関係）

様式第十六号の二（第二十五条の五関係）（平十建令2・会改、平12建令42・令2国交令8・一部改正）

（Ａ４）

公指定番号	
公指定年月日	

指　定　申　請　書

この申請書により、宅地建物取引業法第65条のうの規定による国土交通大臣の指定を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
氏　名　又　は
名　称　及　び
代　表　者　の　氏　名　　印
電　話　番　号（　　）　－

国土交通大臣　殿

商　号		資本の額	
本店、支店その他国土交通省令第65条のうで定める営業所			
名　称	所　在　地		
本　店			
支　店			
その他の営業所			
役員の氏名、役名及び住所			
（フリガナ）氏　名	役　名	住　所	

（記入上の注意）　（公印）の欄は、申請者が記入しないこと。

様式第十六号の三（第二十五条の五関係）

様式第十六号の三（第二十五条の五関係）（平成4建令41・令2国交令8・一部改正）

（Ａ４）

廃　止　届

私は、宅地建物取引業法第65条の3第1項に規定に基づき、下記のとおり宅地建物取引業を廃止しますので、届出します。

年　月　日

国土交通大臣　殿

住所
氏名　　印

様式第十六号の四（第二十五条の九関係）

様式第十六号の四（第二十五条の九関係）（昭61建令93・追加、平5建令41・平7建令2・平12建令42・平13建令41・平14建令40・平20国交令47・平21建令5・平23国交令5・平24建令16・平26国交令14・平29国交令8・令2国交令8・一部改正）

（Ａ４）

年　月　日

国土交通大臣　殿

住所
代表者　氏名

年度事業報告書
自　年　月　日
至　年　月　日

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第65条の3第3項において準用する同法第45条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要
2　手付金等寄託契約に関する事項
　（別表(4)及び別紙により記載すること。）
3　株主総会に関する事項
　（株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した議案等について記載すること。）
4　取締役会に関する事項
　（取締役会招集の年月日、決議した事項の議案等について記載すること。）
5　株主に関する事項
　（別紙により記載すること。）
6　経理の状況
　(1)　比較貸借対照表
　　（別表により記載すること。）
　(2)　比較損益計算書
　　（別表により記載すること。）
　(3)　株主資本等変動計算書
　　（別表により記載すること。）
　(4)　注記表
　　（別表により記載すること。）
　(5)　附属明細表
　　（別表から(4)までにより記載すること。）

備　考
1　別表に記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
2　別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。
3　比較貸借対照表に掲げる「有価証券」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合において、それぞれ対照表、別表(5)又は別表(5)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

様式第十六号の九関係）

別表（4）

手付金等寄託契約明細書

	一般宅地	別荘地	戸建	中高層住宅	計
件数	件	件	件	件	件
寄託契約金額	千円	千円	千円	千円	千円

備　考
1　「一般宅地」の欄には「別荘地」、「戸建」又は「中高層住宅」に含まれない宅地について、「別荘地」の欄には別荘の用に供せられる宅地のうち「戸建」又は「中高層住宅」に含まれないものについて、「戸建」の欄には建物（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地のうち「中高層住宅」に含まれないものについて、「中高層住宅」の欄には二階以上の住宅（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地について記載すること。
2　「件数」とは、手付金等寄託契約件数をいう。

別表（ロ）

主たる寄託者別平均金等寄託契約高明細表

寄託者名	件数	寄託契約金額
	件	千円

備考　当該事業年度の寄託契約金額の多い寄託者から順次加位までの者について記載すること。

別表（ハ）

大株主名簿

氏名又は名称	所有株式数	株式総数に対する割合
	株	%

備考　当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次加位までの者について記載すること。

別表（ニ）

比較貸借対照表

科目 ＼ 期別	期類（年月日）			期類（年月日）		
	金額		構成比	金額		構成比
資産の部						
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産						
現金及び預金	×××			×××		
受取手形	×××			×××		
未収入金	×××			×××		
有価証券	×××			×××		
短期貸付金	×××			×××		
前払費用	×××			×××		
未収収益	×××			×××		
繰延税金資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
流動資産合計		×××			×××	
Ⅱ 固定資産						
1 有形固定資産						
建物	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
構築物	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
車両運搬具	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
じゅう器備品	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
土地	×××			×××		
リース資産	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
建設仮勘定	×××			×××		
その他	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
有形固定資産合計		×××			×××	
2 無形固定資産						
借地権	×××			×××		
のれん	×××			×××		
リース資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
無形固定資産合計		×××			×××	
3 投資その他の資産	×××			×××		
投資有価証券	×××			×××		
長期貸付金	×××			×××		
出資金	×××			×××		
繰延税金資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
投資その他の資産合計		×××			×××	
固定資産合計		×××			×××	
Ⅲ 繰延資産						
株式交付費	×××			×××		
社債発行費	×××			×××		
その他	×××			×××		
繰延資産合計		×××			×××	
資産合計		×××			×××	
負債の部						
Ⅰ 流動負債						
寄託金	×××			×××		
支払手形	×××					
短期借入金	×××			×××		
リース債務	×××			×××		
未払金	×××			×××		
未払費用	×××			×××		
前受金	×××			×××		
預り金	×××			×××		
前受収益	×××			×××		
賞与引当金	×××			×××		

未払法人税等	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
流動負債合計		×××			×××	
Ⅱ 固定負債						
社債	×××			×××		
長期借入金	×××			×××		
リース債務	×××			×××		
長期未払金	×××			×××		
退職給付引当金	×××			×××		
負ののれん	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
固定負債合計		×××			×××	
負債合計		×××			×××	
純資産の部						
Ⅰ 株主資本						
1. 資本金		×××			×××	
2. 新株式申込証拠金		×××			×××	
3. 資本剰余金						
資本準備金	×××			×××		
その他資本剰余金	×××	×××		×××	×××	
資本剰余金合計		×××			×××	
4. 利益剰余金						
利益準備金	×××			×××		
その他利益剰余金						
……積	×××			×××		
繰越利益剰余金	×××	×××		×××	×××	
利益剰余金合計		×××			×××	
5. 自己株式		△×××			△×××	
6. 自己株式申込証拠金		×××			×××	
株主資本合計		×××			×××	

Ⅱ 評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金		×××			×××	
2. 繰延ヘッジ損益		×××			×××	
3. 土地再評価差額金		×××			×××	
評価・換算差額等合計		×××			×××	
Ⅲ 新株予約権		×××			×××	
純資産合計		×××			×××	
負債純資産合計		×××			×××	

備考

1 「流動資産」「有形固定資産」「無形固定資産」「投資その他の資産」「繰延資産」又は「流動負債」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。

2 備考1は、負債の部の記載に準用する。

別表（8）

比 較 損 益 計 算 書

科目 ＼ 期別	第 期 自 年 月 日 至 年 月 日		第 期 自 年 月 日 至 年 月 日		
	金額	百分比	金額	百分比	
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 営業損益						
1. 割引金保管手数料	×××			×××		
2.	×××	×××		×××	×××	
3. 販売費及び一般管理費						
人件費						
役員報酬	×××			×××		
給料	×××			×××		
諸手当	×××			×××		
賞与	×××			×××		
退職金	×××			×××		
法定福利費	×××			×××		
厚生費	×××			×××		
福利施設費	×××			×××		
物件費						
修繕維持費	×××			×××		
事務用品費	×××			×××		
事務機械費	×××			×××		
設備和賃費	×××			×××		
光熱費	×××			×××		
交通費	×××			×××		
通信費	×××			×××		
冷水光熱費	×××			×××		
調査研究費	×××			×××		
会議費	×××			×××		
協会費及び組合費	×××			×××		
業務推進費	×××			×××		
広告宣伝費	×××			×××		
交際費	×××			×××		
寄付金	×××			×××		
地代家賃	×××			×××		

保険料	×××			×××		
雑費	×××			×××		
その他						
租税公課	×××			×××		
減価償却費	×××			×××		
貸倒損失	×××	×××		×××	×××	
営業利益（営業損失）		×××			×××	
Ⅱ 営業外収益						
受取利息	×××			×××		
有価証券利息	×××			×××		
受取配当金	×××			×××		
有価証券売却益	×××			×××		
雑収入	×××	×××		×××	×××	
Ⅲ 営業外費用						
支払利息及び割引料	×××			×××		
雑支出	×××	×××		×××	×××	
経常利益（経常損失）		×××			×××	
Ⅳ 特別利益						
前期損益修正益	×××			×××		
固定資産売却益	×××			×××		
その他	×××	×××		×××	×××	
Ⅴ 特別損失						
前期損益修正損	×××					
固定資産売却損	×××					
災害による損失	×××					
その他	×××	×××		×××	×××	
税引前当期純利益（当期純損失）		×××			×××	
法人税、住民税及び事業税		×××			×××	
法人税等調整額		×××			×××	
当期純利益（当期純損失）		×××			×××	

備考

1 「百分比」の欄には、大科Ⅱについて、「割引金保管手数料」を100とした百分比を記載すること。

3　「雑費」に属する費用でその金額が「販売費及び一般管理費」の総額の100分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
5　第第2は、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表（へ）

株主資本等変動計算書

自　　年　　月　　日から
至　　年　　月　　日まで

	株主資本											評価・換算差額等				株式予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××							×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××			△×××						△×××
当期純利益							×××	×××			×××						×××
自己株式の処分										×××	×××						×××
・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1．株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に表示することができるよう適切に記載すること。

2．その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

3．評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

4．各合計欄の記載は省略することができる。

5．当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第３条第３項第39号に規定する適及適用（以下単に「適及適用」という。）又は同項第63号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

6．株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。

7．株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失
(2)　新株の発行又は自己株式の処分
(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
(4)　自己株式の取得
(5)　自己株式の消却
(6)　企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の会社分割による減少
(7)　株主資本の計数の変動
　①　資本金から準備金又は剰余金への振替
　②　準備金から資本金又は剰余金への振替
　③　剰余金から資本金又は準備金への振替
　④　剰余金の内訳科目間の振替

8．剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。

9．新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(1)　新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
(2)　新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
　企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

10．株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

11．株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1)　株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
(2)　株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

12．株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　評価・換算差額等
　①　その他有価証券評価差額金
　　その他有価証券の売却又は減損処理による増減
　　純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
　②　繰延ヘッジ損益
　　ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
　　純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
(2)　新株予約権
　　新株予約権の発行
　　新株予約権の取得
　　新株予約権の行使
　　新株予約権の失効
　　自己新株予約権の消却
　　自己新株予約権の処分

13．株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
(2)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
　この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
　また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
　なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表（ト）

出平成	年	月	日
出平成	年	月	日

在

1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
2　重要な会計方針
(1) 資産の評価基準及び評価方法
(2) 固定資産の減価償却の方法
(3) 引当金の計上基準
(4) 収益及び費用の計上基準
(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項
3　会計方針の変更
4　表示方法の変更
5　会計上の見積りの変更
6　誤謬の訂正
7　貸借対照表関係
(1) 担保に供している資産及び担保付債務
① 担保に供している資産の内容及びその金額
② 担保に係る債務の金額
(2) 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
(3) 資産に係る減損損失累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減損損失累計額
(4) 資産に係る減損損失累計額を減損損失累計額に合算して減損損失累計額の項目をもって表示した場合にあっては、減損損失累計額に減損損失累計額が含まれている旨
(5) 保証債務、手形遡及債務、債務を保証等に係る偶発債務等の内容及び金額
(6) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
(7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
(8) 親会社株式の本表計上区分別の金額
8　損益計算書関係

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
9　株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
(3) 事業年度中に行った剰余金の配当
① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
(5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
10　税効果会計
11　リースにより使用する固定資産
12　金融商品関係
(1) 金融商品の状況
(2) 金融商品の時価等
13　賃貸等不動産関係
(1) 賃貸等不動産の状況
(2) 賃貸等不動産の時価
14　関連当事者との取引
(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針
(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容
15　一株当たり情報
(1) 一株当たりの純資産額
(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象
17　連結配当規制適用の有無
18　その他
記載要領
1　記載を要する注記は，以下のとおりとする。

	株式会社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×
15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　その他	○	○	○

【凡例】○…記載要，×…記載不要
2　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては，「該当なし」と記載すること。

3　貸借対照表，損益計算書及び株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については，その関連を明らかにして記載すること。
4　注に掲げる事項の記載に当たっては，当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。
注1　事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向，重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合，当該事象又は状況が存在する旨及びその内容，重要な疑義の存在の有無，当該事象又は状況を解消又は改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響が貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。
注2　重要性の乏しい事項は，記載を要しない。
注3　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に，次に掲げる事項を記載すること。ただし，重要性の乏しい事項は記載を要せず，また，会計監査人設置会社以外の株式会社にあっては，①から⑤までに掲げる事項を省略することができる。
① 当該会計方針の変更の内容
② 当該会計方針の変更の理由
③ 遡及適用をした場合（②又は⑤に該当する場合を除く。）には，次に掲げる事項
イ 貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができず，かつ，前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には，次に掲げる事項
イ 貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由及びに当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは，ニに掲げる事項を除く。
⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には，次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは，ニに掲げる事項を除く。）
イ 貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表の主な

項目に対する影響額

ロ　当事業年度及び翌々事業年度の金額又は一部について適用未満であるかつ理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のない事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表のおよび項目に係る前事業年度における金額

④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のない事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　前期の誤りを正した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性のない事項は、記載を要しない。

①　当該誤りの内容

②　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表のおよび項目に対する当事業年度における影響額

③　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注７

(1)　担保に供している資産及び他者に係る債務は、貸借対照表に記載すること。

(2)　保証債務、手形裏書債務、譲渡担保債務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。

(3)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(7)　総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。

(8)　貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注８　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９

(3)　配当を実施した日ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

(4)　事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注10　損益計算書及び損益計算書の発生原因を区別して記載すること。

注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないものまたはこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の保守、修繕費用その他を含む）の実質的に負担するものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の賃貸取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に重要な部分を含まれている場合の当該資産を指をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費の合計に対する割合がおおむね１割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12　重要性のないものは、記載を要しない。

注13　賃貸等不動産の時価に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第４項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が対反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうちは下の取引については記載を要しない。

①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③　その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15　株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の分合又は株式の分割をした場合において、当事業年度の直前に株式の分合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17　会社計算規則第124条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注18　注１から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表（チ）

銀 行 預 金 明 細 表

（単位　千円）

銀行名 ＼ 預金の種類	当座預金	通知預金	普通預金	定期預金	……	合　計	摘　要
合　　計							

別表（リ）

金 銭 信 託 明 細 表

（単位　千円）

信託会社名 ＼ 種　類	指　定金銭信託	特　定金銭信託	……	計	摘　要
計					

別表（メ）

有 価 証 券 明 細 表

	銘柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
株式		株	千円	千円	
	計				

	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
公社債		千円	千円	千円	
	計				

	銘柄	取得価額又は出資金額	貸借対照表計上額	摘要
その他の有価証券		千円	千円	
	計			

備　考

1　銘柄別による有価証券に関する記載は、省略することができる。この場合

において、記載を省略した株式については、本欄の欄外に銘柄の種類、発行株数、取得価額及び貸借対照表計上額を記載し、株式以外のものについて は、公社債、国債、地方債、証券投資信託の受益権、出資証券、外国証券等に大別して、券面総額、取得価額及び貸借対照表計上額を当該各欄に記載すること。

2　「株式」、「公社債、国債及び地方債」及び「その他の有価証券」の欄は、投資有価証券と一時的所有の有価証券とに区別して記載すること。

3　公社債の銘柄は、「何会社第1回債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。

4　「その他の有価証券」の欄には有価証券の種類に区分して記載すること。

5　出資証券は、「その他の有価証券」の欄に記載し、一口の出資金額及び出資口数を「摘要」の欄に記入すること。

6　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価方法及び評価基準（外貨建資産については、本邦通貨への換算基準）を「摘要」の欄に記載すること。

別表（レ）

信託有価証券明細表

信託会社名	銘柄	信託の種類	債権額又は株式数	貸借対照表計上額	摘要
			千円・株	千円	
計					

備　考　「銘柄」の欄は、別表（リ）備考3の例により記載すること。

別表（ツ）

貸付金明細表

借主の氏名又は借用証書の番号	金額	年利率	返済期限及び返済の方法	担保
	千円	%		
計				

備　考　従業員に対する貸付金以外の貸付金を記載すること。

別表（ワ）

有形固定資産明細表

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	減損損失累計額	差引期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計								

備　考

1　「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

2　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄には、減損損失の発生累計によって記載すること。

3　「差引期末残高」の欄には、期末残高から減価償却累計額を控除した残高を記載すること。

4　税務の当期に確定により資産の再評価が行われた場合その税額の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（かっこ書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。

5　合併、営業の譲渡、贈与、災害による滅失、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若し（は減少（建設仮勘定の減少のうち事業費科目への振替による減少を除く。）があった場合において、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（カ）

減損固定資産明細表

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減損累計償却額	期末残高	摘　要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

備　考

1　「資産の種類」の欄は、資産対照表に関する資産の科目の種類別に記載すること。

2　特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に括弧（かっこ書）として記載し、その理由の事由を「摘要」の欄に記載すること。

3　合併、営業の譲渡、譲受、天幕による会社等の特定事業で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類の資産について資産の取得の100分の1を超える額の増加若しくは減少があった場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（ヨ）

主たる寄託者別寄託金明細表

寄託者名	金額	寄託者名	金額
	千円		千円
		計	

備　考　当該事業年度末現在において、寄託金額の多い寄託者から順次20位までの者について記載すること。

別表（タ）

科目別寄託金明細表　（単位千円）

科目	貸借対照表計上額	取引関係又は貸借関係
1　現金		
2　銀行預金		
うち定期預金		
通知預金		
普通預金		
当座預金		
その他		
3　金銭信託		
うち指定金銭信託		
特定金銭信託		
その他		
4　有価証券		
うち株式		
国債		
公社債		
地方債		
その他		
5　その他		
計		

別表（レ）

取締役、執行役、監査役及び主要株主との間の取引

取締役、執行役、監査役及び主要株主の氏名	住所又は名称	取引の内容	金額	取引期間	摘　要
			千円		
計					

備　考　「支配株主」とは、会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び会社法第5条第4号の規定により親会社となる会社をいう。

別表（ソ）

取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

区分	人数	金額	摘　要
常勤取締役	人	千円	
非常勤取締役			
常勤執行役			
非常勤執行役			
常勤監査役			
非常勤監査役			
計			

備　考

1　株主総会の決議による取締役、執行役及び監査役の報酬の額をそれぞれ注記すること。

2　使用人兼務取締役又は執行役について、取締役又は執行役としての報酬と位別に使用人としての報酬が支払われる場合においては、当該使用人としての報酬の額を注記すること。

3　役員賞与引当及び役員退職慰労金の支給額は、「金額」の欄の報酬の額に含めて記載せず、「摘要」の欄に記載すること。

4　期末現在の取締役、執行役及び監査役の人数をそれぞれ注記すること。

様式第十六号の五　削除

様式第十六号の六（第二十六条関係）

様式第十六号の六（第二十六条関係）（日本産業規格A列4番）

（A４）

宅地建物取引業者の商号又は名称	宅地建物取引業者の代表者の氏名	宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地	専任の宅地建物取引士の氏名	専任の宅地建物取引士の生年月日	専任の宅地建物取引士の住所	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の交付年月日	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の交付番号	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期間の満了の日	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の提出の有無	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の提出年月日

備考

1　専任の宅地建物取引士の欄については、その数に応じ、適宜用紙を分けて記載すること。

2　専任の宅地建物取引士の欄については、記載を省略してもよい。

様式第十七号（第二十六条の二の二関係）

様式第十七号（第二十六条の二の二関係）（昭和五十四年・五五、平十五年・一五、平二十五年・一〇、令和二年・一〇、令和四年・一一、令和五年・一一、令和六年・一一・一一改正）

（A４）

宅地建物取引業者の商号又は名称	宅地建物取引業者の代表者の氏名	宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地	専任の宅地建物取引士の氏名	専任の宅地建物取引士の生年月日	専任の宅地建物取引士の住所	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の交付年月日	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の交付番号	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期間の満了の日	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の提出の有無	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の提出年月日

備考

1　専任の宅地建物取引士については、その数に応じ、適宜用紙を分けて記載すること。

2　専任の宅地建物取引士の欄については、記載を省略してもよい。

様式第十七号（第二十六条の二の二関係）

様式第十八号（第二十六条の二の二関係）（昭和五十四年・五五、平十五年・一五、平二十五年・一〇、令和二年・一〇、令和四年・一一、令和五年・一一、令和六年・一一・一一改正）

（A４）

※　指定番号	
※　指定年月日	

指　定　申　請　書

この申請書により、宅地建物取引業法第4条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
氏名又は名称
電話（　）

国土交通大臣　殿

名称及び住所	
代表者の氏名	
事務所の所在地	
資本の総額	

（注）人の欄は、

〈※印〉欄は申請者が記入しないこと。

様式第十八号（第二十六条の二の二関係）

様式第十八号（第二十六条の二の二関係）（昭和五十四年・五五、平十五年・一五、平二十五年・一〇、令和二年・一〇、令和四年・一一、令和五年・一一、令和六年・一一・一一改正）

誓　約　書

（A４）

私は、宅地建物取引業法第4条の2第1項第4号イからハまでに該当しないものであることを誓約します。

年　月　日

氏　名

国土交通大臣　殿

様式第十九号（第二十六条の三関係）

様式第十九号（第二十六条の三関係）（昭61建令96・追加、昭63建令62・平4建令3・平13建令41・令3国交令96・一部改正）

（Ａ４）

※ 承認番号	
※ 承認年月日	

委託承認申請書

この申請書により、宅地建物取引業法第64条の３第４項の規定による業務の委託の承認を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
及び氏名

国土交通大臣　　殿

受託者の名称及び代表者の氏名	
受託者の事務所の所在地	
受託しようとする法第64条の３に規定する業務の区分及び範囲	
委託の期間	
委託を必要とする理由	

（記入上の注意）

（※印）欄は申請者が記入しないこと。

様式第二十号（第二十六条の三関係）

様式第二十号（第二十六条の三関係）（昭61建令96・追加、昭63建令62・平4建令3・平13建令41・令3国交令96・一部改正）

誓　　約　　書

（Ａ４）

私は、宅地建物取引業法第５条第１項第３号から第６号まで及び第10号に該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

氏　名

国土交通大臣　　殿

様式第二十一号（第二十六条の五関係）

様式第二十一号（第二十六条の五関係）（昭61建令96・追加、平4建令3・令3国交令96・一部改正）

（Ａ４）

※ 監理番号	
※ 受理年月日 時　分	

認証申出書

この申出書により、宅地建物取引業法第64条の５第３項の規定による認証を受けたいので、添付書類を添えて申出をします。

年　月　日

申出人の住所
及び氏名

宅地建物取引業保証協会
代表者氏名　　殿

取引の相手方である宅地建物取引業者の住所及び氏名並びに免許番号	
申出に係る債権額	
申出に係る債権発生の時期	
取引が成立した時期	

業務の況

上記の申出に係る債権について　債権額　　円について認証いたし認証を相当します。

ます。

（理由）

年　月　日

宅地建物取引業保証協会
代表者氏名　　㊞

申出人の氏名　　殿

（記入上の注意）

（※印）欄は申出人が記入しないこと。

様式第二十二号（第二十六条の十関係）

様式第二十二号（第二十六条の十関係）（昭61建令96・追加、昭63建令62・平6建令3・平13建令41・平26建令48・令3国交令96・一部改正）

（Ａ４）

年　月　日

国土交通大臣　　殿

宅地建物取引業保証協会
代表者氏名

年度事業報告書

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第64条の26第２項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要
2　弁済業務保証金分担金に関する事項
3　還付充当金に関する事項
4　特別弁済業務保証金分担金に関する事項
5　弁済業務保証金の選択に関する事項
6　弁済業務保証金の取戻し等に関する事項
7　弁済業務保証金事務金に関する事項
8　一般保証業務に関する事項
9　手付金等保管事業に関する事項
10　研修の実施に要する費用の助成に関する事項
11　社員総会に関する事項
（社員総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。）
12　理事会に関する事項
（理事会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。）
13　社員に関する事項
14　概況の次況
(1)　財産目録
(2)　貸借対照表
(3)　収支計算書
(4)　附属明細書

様式第二十三号（第二十六条の十一関係）

様式第二十三号（第二十六条の十一関係）（昭61建令36・追加、平4建令2・平12建令41・令2建令99・一部改正）

（A４）

公 承認番号	
公 承認年月日	

一般保証業務承認申請書

この申請書により、宅地建物取引業法第64条の17第１項の規定による一般保証業務の承認を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
及び氏名

国土交通大臣　殿

名称及び住所	
代表者の氏名	
資産の総額	

（記入上の注意）
（公印）欄は申請者が記入しないこと。

様式第二十三号の二（第二十六条の十三の二関係）

様式第二十三号の二（第二十六条の十三の二関係）（平4建令2・追加、平12建令41・令2建令99・一部改正）

（A４）

公保証番号	
公保証年月日	

手付金等保管事業承認申請書

この申請書により、宅地建物取引業法第64条の17の２第１項の規定による手付金等保管事業の承認を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

申請者の住所
及び氏名

国土交通大臣　殿

名称及び住所	
代表者の氏名	
資産の総額	

常時手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約を締結する事務所

名称	所在地

（記入上の注意）（公印）の欄は、申請者が記入しないこと。

様式第二十四号（第三十条関係）

様式第二十四号（第三十条関係）

表

第　号	年　月　日（　年　月　日限り有効）
	所属局部課名
	職　名
	氏　名
	年　月　日生

上記の者は、宅地建物取引業法第72条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

知事　印

8.5cm

裏

宅地建物取引業法抜すい

第72条　国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務についての報告を求め、又はその職員に事務所その他その事務を行なう場所になり入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2・3　（略）

4　第1項及び第2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　（略）

様式第二十五号及び様式第二十六号　削除

様式第二十七号（第十九条関係）

別記様式第二十七号（第十九条関係）（平1建令9・追加、平11建令41・平20建令9・一部改正）

標識

宅地建物取引業者票	
届出番号	第　号
届出年月日	年　月　日
商号	
代表者氏名	
この事務所に置かれている主たる宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号（　）　－

当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭56法律第43号）第１条第１項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。

20cm以上

備考

本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第３条第３項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出をした日を記載すること。

様式第二十八号（第十九条関係）

別記様式第二十八号（第十九条関係）（平13規則2令6・追加、平17規則2令11・平19規則2令9・一部改正）

標　識

宅地建物取引業者票		
この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。		
届出番号	第　　号	
届出年月日	年　月　日	
商号		
代表者氏名		
この場所に置かれている場合の宅地建物取引士の氏名		
主たる事務所の所在地	電話番号（　）－	
この場所における業務の内容	業務の種類	契約の締結・契約の申込みの受理等
	取り扱う宅地建物の内容	名称
		所在地
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。		

←30cm以上→　←15cm以上→

備考

1　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。

2　本標識を掲げてき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所において「した契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第二十九号（第十九条関係）

別記様式第二十九号（第十九条関係）（平13規則2令6・追加、平17規則2令11・一部改正）

標　識

宅地建物取引業者票		
この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。		
届出番号	第　　号	
届出年月日	年　月　日	
商号		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地	電話番号（　）－	
この場所における業務の内容	業務の種類	契約の締結・契約の申込みの受理等
	取り扱う宅地建物の内容	名称
		所在地
この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。		
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。		

←30cm以上→　←15cm以上→

備考

1　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。

2　本標識中の次の文言は2センチメートル以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所において「した契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第三十号（第十九条関係）

別記様式第三十号（第十九条関係）（平13規則2令6・追加、平17規則2令11・一部改正）

標　識

宅地建物取引業者票		
この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。		
届出番号	第　　号	
届出年月日	年　月　日	
代表者氏名		
主たる事務所の所在地	電話番号（　）－	
商号		
現況宅地又は建物の別	宅地 番地	山林 その他
開発許可年月日及び番号	年　月　日第　号	
建物確認年月日及び番号	年　月　日第　号	
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。		

←30cm以上→　←15cm以上→

備考

本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。

別記

（額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数＋4）

（この式の計算は、額面金額十円ごとに行い、発行の日から償還の日までの年数について生ずる一年未満の端数又は額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の日までの年数で除した金額について生ずる一銭未満の端数は、切り捨てる。）